

第4次かつらぎ町長期総合計画

基本構想

平成25年度～34年度

前期基本計画

平成25年度～29年度

笑顔で暮らせる町づくり

住んでみて

こがイチバ

かつらぎ町



『笑顔で暮らせるまちづくり』を目指して

平成17(2005)年10月1日の合併により「新・かつらぎ町」が誕生してから7年が経過しました。前総合計画は、平成15(2003)年度を初年度とし、平成24(2012)年度を目標年度とする『かつらぎ町基本構想』に基づき、平成17(2005)年3月に策定した『第3次長期総合計画基本計画』によりまちづくりを進めてまいりました。また、花園村との合併に伴う新かつらぎ町誕生後は、「かつらぎ町基本構想」の理念である「緑に囲まれた潤いと安らぎのふるさとづくり」を継承した『新町まちづくり計画』において町の将来像とする「とびっきりの自然と笑顔があふれる町 かつらぎ」の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。



しかしながら、かつらぎ町を取り巻く状況は大変厳しく、人口の減少や少子高齢化の加速、個人消費の伸び悩みや世界的な不況などによる経済の長期低迷、地球環境問題の深刻化、国の財政構造改革の影響など、社会経済情勢は大きく変化し、多様化、高度化する町民ニーズに対する行政課題が山積し、本町の行財政運営はますます厳しいものとなっています。

また、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災や同年9月の台風第12号に伴う記録的な大雨で和歌山県にも激甚災害をもたらした紀伊半島大水害によって、防災対策や災害時の危機管理のあり方が改めて問われており、今後わが国は、社会の仕組みや、産業経済の動向、人の価値観などあらゆる面において、さらなる変動・改革の時代を迎えることも予想されます。

地方自治体には今、確固たる行財政基盤を確立し、将来にわたって持続可能な行政システムの確立を図るとともに、迅速な判断と行動をもって地域社会のさまざまな課題の解決に取り組みながら、社会・経済情勢の変化が及ぼす影響を見極め、自らの責任と判断で主体的な行政運営を行っていくことが求められています。

こうした状況の中、今後の中長期的なまちづくりの指針として、第4次かつらぎ町長期総合計画を策定しました。

新たな総合計画では、「豊かな自然と歴史・文化のまちづくり」、「地域の特性を生かした活力あるまちづくり」、「安全で安心して暮らせるまちづくり」、「豊かな人間性を育むまちづくり」、「みんなでつくる協働のまちづくり」、「信頼される役所づくり」を目標に掲げ、『笑顔で暮らせるまちづくり』かつらぎ町を実現するために全力を尽くす所存でございます。

そのためには、町民のみなさまの「協働力」が必要であり、この総合計画をもとに、『住んでみてここがイチバン かつらぎ町』を、ともに実現していきましょう。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました長期総合計画策定審議会委員や町議会議員のみなさまをはじめ、関係者のみなさまに厚くお礼を申し上げますとともに、本計画の実現に向けて、今後ともより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年6月

かつらぎ町長 伊奈泰造



町章 《昭和34(1959)年11月1日制定》

かつらぎ町の「か」を図案化したもので、全体を平和と発展の精神に見たて、円形は友愛と団結、上辺左右の翼状は永遠の発展と限りなき飛躍を象徴しています。

かつらぎ町民憲章 《昭和63(1988)年3月制定》

かつらぎ町は、紀の川の清き流れと緑ゆたかな自然に恵まれたまちです。わたくしたちは、先人が築いた歴史と伝統を誇りとし、活力ある豊かなまちづくりを目指して、ここに町民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、花と緑につつまれたきれいなまちをつくります。
- 1 スポーツに親しみ、健康で明るいまちをつくります。
- 1 かおり高い伝統と文化を育てるまちをつくります。
- 1 働くことに喜びをもって、活力に満ちたまちをつくります。
- 1 人権を尊び、互いに助け合う住みよいまちをつくります。

町花:あじさい 《昭和62(1987)年9月制定》

初夏、大輪の花が咲き一段と目立ちます。花が咲いて色彩が変わるので、七変化・八仙花・手毬花とも言います。



町木:きんもくせい 《昭和62(1987)年9月制定》

秋に芳香の強い花が咲き、寿命が長く育てやすいので、庭木として親しまれています。



かつらぎ町民歌

芋瀬重治
石本美由起
藤山一朗
横山菁児

補作詩
作曲

1. 花とみどりを美しく

流れに映す 紀の川よ
古い歴史を 讀えて 誇り
明日の幸せ 育む暮らし

このふる里を 愛したい
ああ かつらぎに 栄えあれ

2. 北に雄々しく 三國山

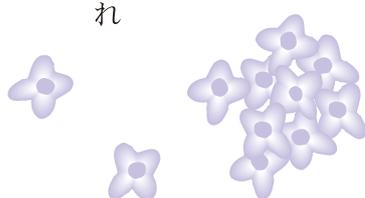
その名も 床し 妹背山
柿とみかんに 桃・栗・ぶどう
町の豊かさ ささえて実る

このふる里を 愛したい
ああ かつらぎの 素晴らしさ

3. 平和公園 祈念像

こころの祈り いつの日も
強く根をはり 金木屋の
枝に飾ろう 希望の花を

このふる里を 愛したい
ああ かつらぎに 光あれ



かつらぎ音頭

福田克彦 作詞
市川昭介 作曲・編曲

1. ハア

春はここから 紀の川平野
みかん山から 花だより
可愛いあの娘の 心の花も

ソレソレソレ 心の花も
咲いてかつらぎ 夢の町
夢の町

2. ハア

機の音頭で 織りだす景気
ふえる工場に はずむ歌
笑顔揃えて 明るい明日を

ソレソレソレ 明るい明日を
築くかつらぎ 意気の町
意気の町

3. ハア

滝は文蔵 しぶきが招く
でかい眺めは 三國山
青葉紅葉が 色よく染めて

ソレソレソレ 色よく染めて
うれしかつらぎ 幸の町
幸の町

4. ハア

みかんほめれば 富有柿拗ねる
栗もイガから はねて出る
どんと積み出す 紀州のじまん

ソレソレソレ 紀州のじまん
ほんにかつらぎ 味な町
味な町

5. ハア

みんな踊ろよ 手拍子あわしや
平和地藏さんも 仲間入り
きりり紀の川 晴れ着の帯に

ソレソレソレ 晴れ着の帯に
締めてかつらぎ 若い町
若い町



目次

第1部 序論	1
第1章 計画の趣旨・計画の構成	2
第1節 総合計画とは	2
第2節 計画策定の趣旨	2
第3節 計画の名称	2
第4節 計画の構成と計画期間	2
(1) 構成	2
(2) 計画期間	3
(3) 総合計画の構成図	3
第2章 かつらぎ町の概況	4
第1節 かつらぎ町のあゆみ	4
第2節 位置・地勢	4
第3節 気象	4
第4節 人口・世帯	5
(1) 人口・世帯数の推移	5
(2) 年齢階層3区分別人口の推移	5
(3) 社会動態【転入・転出】	6
(4) 昼間人口	6
第5節 産業	7
第6節 土地利用	7
第7節 地域の基本的構成	8
(1) 核	8
(2) 都市軸・地域軸	8
第8節 これまでの取り組み	10
(1) 豊かな自然を生かす快適なまちづくり	10
(2) 心がかよう安心のまちづくり	10
(3) 歴史と文化のかおるまちづくり	11
(4) 活力を生むまちづくり	11
(5) 人々の活動を支えるまちづくり	11
(6) みんなで進める住民参加のまちづくり	11
第9節 国・県の動向	12
(1) 国土形成計画《平成20(2008)年7月》	12
(2) 近畿圏広域地方計画《平成21(2009)年8月》	12
(3) 和歌山県長期総合計画《平成20(2008)年3月》	12
第3章 時代の潮流とまちづくりの課題・ニーズ	13
第1節 認識すべき時代の潮流	13
(1) 少子高齢化・人口減少の時代へ	13
(2) 過疎化の進行の時代へ	14
(3) 環境保全の時代へ	14
(4) 日常生活への不安と安全・安心志向の高まりの時代へ	14
(5) 地方分権・地域主権進展の時代へ	15
(6) 高度情報化の時代へ	15

目次

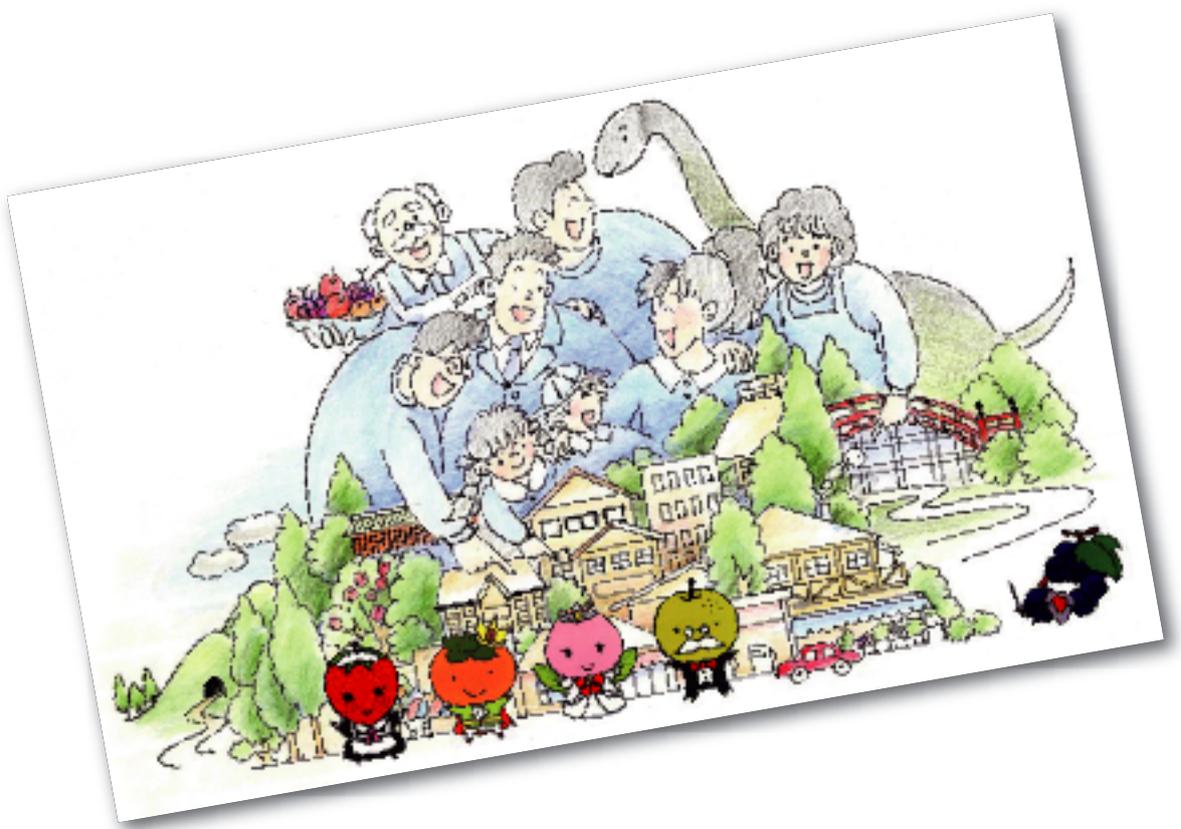
(7) 真の豊かさを求める時代へ	15
(8) 地域資源を見直し活用する時代へ	16
(9) 男女共同参画の時代へ	16
第2節 まちづくりの課題・ニーズ	17
第2部 基本構想	19
第1章 かつらぎ町の目指す将来像	20
第1節 まちづくりの基本理念	20
第2節 かつらぎ町の将来像	20
第3節 かつらぎ町の将来フレーム	21
(1) 将来人口の推計と目標人口の設定	21
(2) 目標人口達成に向けた取り組み	22
第2章 施策の大綱	23
第1節 豊かな自然と歴史・文化のまちづくり	23
《自然保全、循環型社会、土地利用、生活環境、歴史・文化》	
第2節 地域の特性を生かした活力あるまちづくり	24
《農林業、商工業、観光・サービス業、移住・定住、雇用・就業》	
第3節 安全で安心して暮らせるまちづくり	25
《保健・医療、高齢者支援、障害者支援、子育て支援、地域福祉、社会保障、地域コミュニティ、防災、消防・交通・防犯、上下水道・し尿処理、消費者保護、人権尊重社会》	
第4節 豊かな人間性を育むまちづくり	26
《学校教育、青少年健全育成、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、男女共同参画、人権啓発、交流(地域間交流・国際交流)》	
第5節 みんなでつくる協働のまちづくり	27
《協働によるまちづくり》	
第6節 信頼される役所づくり	28
《行政運営、行財政、情報公開》	
第4次かつらぎ町長期総合計画基本構想の体系図	29
第3部 基本計画	33
第1章 豊かな自然と歴史・文化のまちづくり	34
第1節 環境にやさしいまちづくり	34
第1 自然環境の保全と活用	34
第2 クリーンなまちづくりの推進	36
第2節 自然と調和したまちづくり	38
第1 秩序ある土地利用	38
第3節 快適で潤いのあるまちづくり	40
第1 生活基盤の整備	40
第4節 歴史・文化の継承と創造	42
第1 歴史・文化の継承と創造	42
第2章 地域の特性を生かした活力あるまちづくり	44
第1節 活力を生むまちづくり	44

目次

第1 地域特性を生かした農林業の展開	44
第2 魅力ある商工業の振興	46
第3 観光・サービス業の育成	48
第4 移住・定住施策の推進	50
第2節 安心して働けるまちづくり	52
第1 雇用・就業環境の整備	52
第3章 安全で安心して暮らせるまちづくり	54
第1節 健康に暮らせるまちづくり	54
第1 地域医療の充実	54
第2 病気の予防	56
第2節 いきいきと暮らせるまちづくり	58
第1 高齢者の社会参加	58
第2 高齢者福祉の充実	60
第3 障害者支援の充実	62
第3節 支え合うまちづくり	64
第1 出産・子育て環境の充実	64
第2 支え合う地域福祉社会の形成	66
第3 社会保障の充実	68
第4 コミュニティ活動の活性化	70
第4節 安全・安心のまちづくり	72
第1 防災対策・体制の強化	72
第2 消防・交通・防犯体制の整備	74
第3 上下水道の整備、し尿の収集・処理	76
第4 消費者保護	78
第5節 人権を尊重するまちづくり	80
第1 人権尊重社会の実現	80
第4章 豊かな人間性を育むまちづくり	82
第1節 子どもを守り育むまちづくり	82
第1 教育環境の充実	82
第2 青少年の健全育成	84
第2節 学びと参加によるまちづくり	86
第1 生涯学習環境の整備	86
第2 スポーツ・レクリエーションの推進	88
第3節 互いを尊重し合うまちづくり	90
第1 男女共同参画社会の実現	90
第2 人権啓発の推進	92
第4節 交流によるまちづくり	94
第1 地域間交流の推進	94
第2 国際交流の推進	96
第5章 みんなでつくる協働のまちづくり	98
第1節 住民主体のまちづくり	98
第1 協働によるまちづくり	98

目次

第6章 信頼される役所づくり	100
第1節 改革によるまちづくり	100
第1 行政運営の効率化	100
第2 財政の健全化	102
第3 情報公開の推進	104
第4部 資料	107
1 職員等行政体制の現状	108
(1) 組織体制	108
(2) 職員	109
(3) 問題点・課題	110
2 計画及び政策・施策の状況	111
(1) 本町の計画及び政策・施策の枠組	111
(2) 本町の計画の概要	111
(3) 問題点・課題	112
3 町民アンケート調査より	113
(1) 調査の概要	113
(2) 町民属性	113
4 行政サービスに対する評価・意識	116
(1) 町機関の利用状況	116
(2) 町機関の利用目的	117
(3) 町役場・支所の利用頻度	118
(4) 町機関の利用上の課題	118
(5) 今後の行政サービスの改善点	119
5 まちづくりに対する意識・評価(重要度・満足度)	120
(1) 総括	120
(2) 分野別にみた重要度・満足度	125
平成20年度～23年度 年齢別人口動態	144
平成20年度～23年度 住所別人口動態(社会動態)	145
自治区別高齢化率	146
かつらぎ町長期総合計画策定委員会規程	147
かつらぎ町長期総合計画策定委員会名簿	148
かつらぎ町長期総合計画策定審議会規則	149
第4次かつらぎ町長期総合計画(案)について(諮問)	150
第4次かつらぎ町長期総合計画(案)について(答申)	151
かつらぎ町長期総合計画策定審議会委員名簿	152
第4次かつらぎ町長期総合計画策定経過	153
かつらぎ町イメージキャラクター	154





第1部 序論

第1章 計画の趣旨・計画の構成

第2章 かつらぎ町の概況

第3章 時代の潮流とまちづくりの課題・ニーズ

第1章 計画の趣旨・計画の構成

第1節 総合計画とは

本町の将来を中長期的な視点に立って見通し、行政運営を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、行政の各分野におけるまちづくりの計画の中で、もっとも上位に位置付けられる計画であり、まちづくりの総合的な指針を示すものです。

第2節 計画策定の趣旨

この総合計画は、時代環境の変化を乗り越え、町民一人ひとりが、本町で暮らすことに誇りを持ち、いきいきとした生活や活動ができるまちづくりをするため、町民や行政をはじめとするさまざまな主体が目標を共有し、これを達成するために策定するものです。

町民を主体としたまちづくりを前提に、町民にとって本当に必要な公共サービスを見極め、多様な主体との協働によるまちづくりを進め、かつらぎ町の発展を目指します。

本計画は、これまで策定された総合計画を踏まえ、次の時代にふさわしいまちづくりの指針として本町の目指すべき将来像と、これを実現するための施策の方向性を示すものです。

第3節 計画の名称

この総合計画の名称は、「第4次かつらぎ町長期総合計画」とします。

第4節 計画の構成と計画期間

(1) 構成

「第4次かつらぎ町長期総合計画」は、基本構想と基本計画で構成します。

基本構想

町政推進の長期的展望に立ちながら、本町の将来像を描き、その姿を実現するためのまちづくりの目標を設定し、目標を実現していくために必要なまちづくりの基本方針を明らかにしたものです。

基本構想の計画期間は、平成25(2013)年度から平成34(2022)年度までの10年間とし、目標年度は、平成34(2022)年度とします。

基本計画

基本構想で描いた町の将来像やまちづくりの目標、まちづくりの基本方針を受けて、それらを実現していくために必要な施策や事業の内容を明らかにしたものです。

基本計画の計画期間は、急速に変化する社会経済情勢に柔軟に対応するため、前期を平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間、後期を平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間とします。

(2) 計画期間

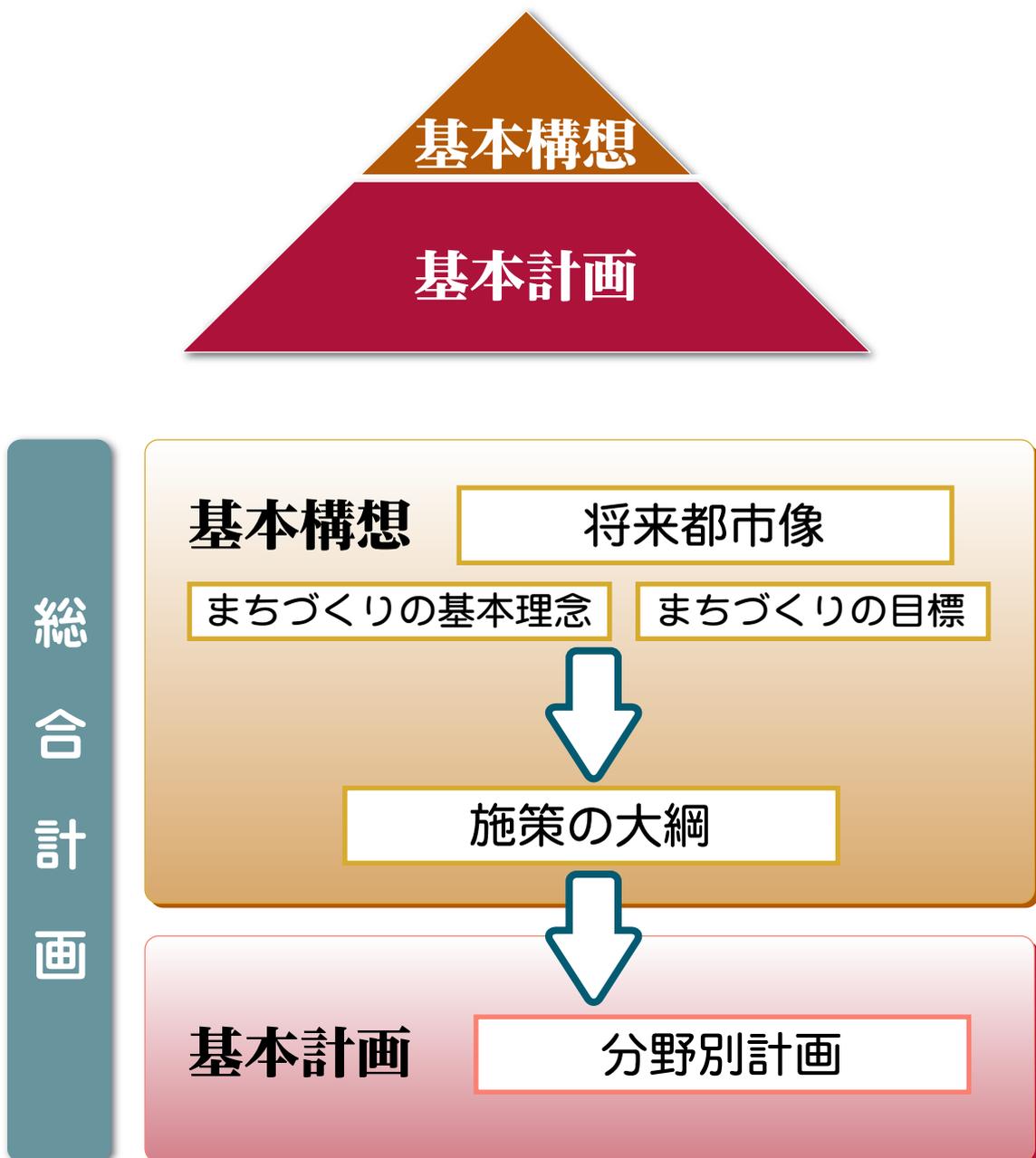
基本構想【H25(2013)年度～H34(2022)年度】

(前期)基本計画【H25年度～H29年度】

(後期)基本計画【H30年度～H34年度】

*後期計画は、平成29年度に策定予定。

(3) 総合計画の構成図



第2章 かつらぎ町の概況

第1節 かつらぎ町のあゆみ

明治21(1888)年の市制・町村制の施行に伴ういわゆる明治の大合併を経て、明治22(1889)年に妙寺村、笠田村、大谷村、四郷村、見好村、天野村、花園村の7村が誕生しました。その後、明治43(1910)年に妙寺村が妙寺町に、大正9(1920)年に笠田村が笠田町にそれぞれ町制に移行するとともに、町村合併法(昭和28(1953)年)、新市町村建設促進法(昭和31(1956)年)によって進められた昭和の大合併により、昭和30(1955)年に見好村と天野村が合併し見好村に、笠田町、大谷村、四郷村が大合併し伊都町になり、さらに昭和33(1958)年に伊都町、見好村及び妙寺町が合併しかつらぎ町が形成されました。

その後、平成7(1995)年に改定された合併特例法に基づき、平成17(2005)年10月1日、かつらぎ町と花園村が合併(編入合併)し、現在のかつらぎ町が誕生しました。

第2節 位置・地勢

和歌山県の北東部、伊都郡の西部に位置し、県都である和歌山市からは約30km、大阪市からは約40kmに位置しています。

地勢は、北部に和泉山脈、南部に紀伊山地を仰ぎ、町中心部を東西に紀の川が、花園地区に有田川が流れています。

町域は、面積151.73km²、東西14.7km、南北29.3kmとなっており、東に橋本市、九度山町、高野町、奈良県野迫川村、北に大阪府河内長野市、和泉市、岸和田市、西に紀の川市、南に紀美野町、有田川町となっています。

交通機関は、紀の川に沿ってJR和歌山線が走り、和歌山市方面と奈良県方面を結び、大阪市へは、橋本市を經由して、南海高野線によって結ばれています。

道路は、和歌山市から京都市に連絡する国道24号が東西に貫き、これと並行に、現在建設中の京奈和自動車道路があり、平成24(2012)年に紀北かつらぎICが開通しました。また、大阪府方面に連絡する国道480号が南北に、その他海南市と奈良市を結ぶ国道370号、河内長野市と串本町を結ぶ国道371号が通っており、これらの国道や県道などが本町の幹線道路となっています。

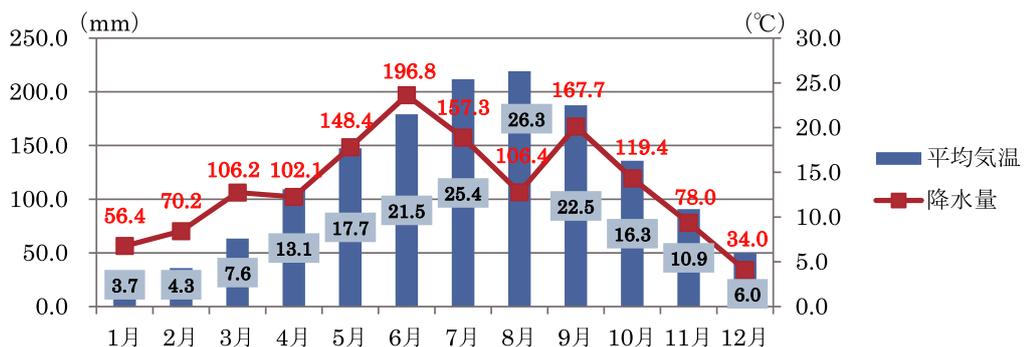


第3節 気象

気候は、瀬戸内式気候帯(瀬戸内気候区)に属し、降水量は比較的少ないものの、年間の気温の高低差が大きく、内陸性気候の特徴もみられます。

気象資料については、かつらぎ地域気象観測所の平均値(1981~2010)でみると、降水量は年間平均1,358.4ミリで冬は少なく夏は多い。12月が34.0ミリと最も少なく、最も多いのが梅雨期の6月の196.8ミリで、次いで台風期の9月の167.7ミリとなっています。また、年平均気温は14.6℃で、月平均では8月が高く26.3℃、1月が低く3.7℃となっています。

年間を通じ比較的温暖、乾燥した気候ですが、時にはおそ霜の被害が発生します。



資料：気象庁「平年値(年・月ごとの値) 主要要素」より

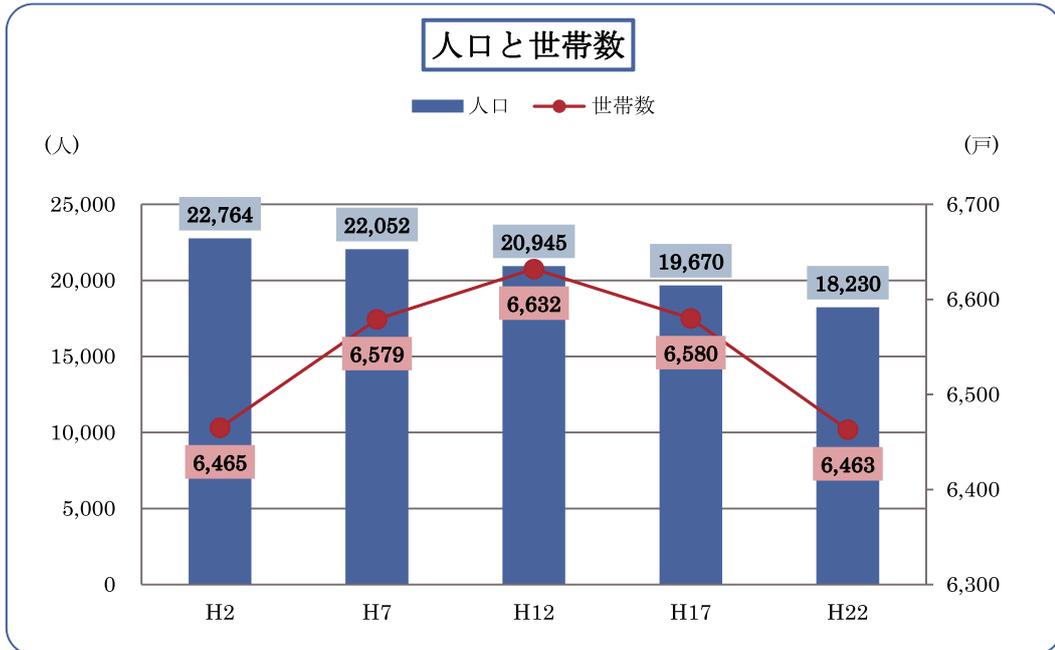
第4節 人口・世帯

本町の人口は、平成22(2010)年の国勢調査によると18,230人で、世帯数は6,463世帯となっており、人口は減少傾向が続いています。

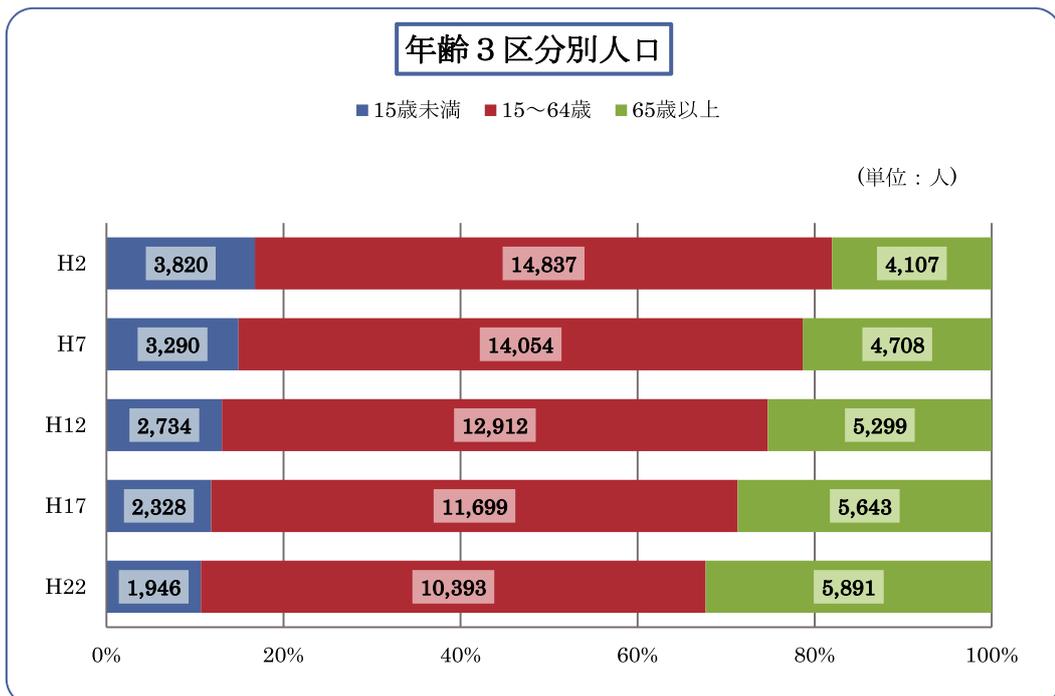
年齢階層別の割合は、0～14歳の年少人口が1,946人(10.7%)、15～64歳の生産年齢人口が10,393人(57.0%)、65歳以上の老年人口が5,891人(32.3%)です。平成2(1990)年以降の推移をみると、年少人口比率が低下する一方で老年人口比率が上昇しており、少子高齢化が進んでいます。

また、1世帯当たりの人員は、平成2(1990)年3.52人から平成22(2010)年2.82人と減少しています。

(1) 人口・世帯数の推移(資料:国勢調査)



(2) 年齢階層3区分別人口の推移(資料:国勢調査)



(3) 社会動態【転入・転出】

本町では、転出者数が転入者数を上回っています。転出先を見ますと、県内への転出が57.7%と、半数以上が県内他市町へ転出しており、その多くは、橋本市、紀の川市、和歌山市への転出となっています。これは、若い世代が結婚や出産の節目を迎え、親から独立するときに、勤務地の近くに住居を求めていくためと考えられます。

(単位:人)

	人 口	自然動態			社会動態			増減数計
		出 生	死 亡	差 引	転 入	転 出	差 引	
平成18年度	19,997	114	223	-109	414	610	-196	-305
平成19年度	19,699	119	239	-120	380	558	-178	-298
平成20年度	19,389	119	282	-163	415	562	-147	-310
平成21年度	19,065	113	254	-141	427	610	-183	-324
平成22年度	18,741	107	276	-169	370	525	-155	-324
平成23年度	18,567	107	250	-143	423	454	-31	-174

※住民基本台帳

	転入者の県内・県外内訳比率			転出者の県内・県外内訳比率		
		県内から	県外から		県内へ	県外へ
和歌山県	100.0%	45.9%	54.1%	100.0%	42.2%	57.8%
和歌山市	100.0%	32.5%	67.5%	100.0%	25.7%	74.3%
橋本市	100.0%	25.0%	75.0%	100.0%	21.0%	79.0%
かつらぎ町	100.0%	56.3%	43.7%	100.0%	57.7%	42.3%
九度山町	100.0%	64.8%	35.2%	100.0%	58.7%	41.3%
高野町	100.0%	21.5%	78.5%	100.0%	28.0%	72.0%
紀の川市	100.0%	59.6%	40.4%	100.0%	56.3%	43.7%
岩出市	100.0%	62.0%	38.0%	100.0%	52.9%	47.1%

※和歌山県調査統計課「和歌山県推計人口」(2010年10月1日～2011年9月30日)

(4) 昼間人口

本町の昼間人口は17,703人で、夜間人口(常住人口=18,230人)に対する比率(昼夜間人口比率)は97.1%となっています。つまり、本町から町外に通勤・通学する人が、町外から本町に通勤・通学する人より多いということを示しています。

その内訳をみると、町外に通勤している人が3,288人と、町外から本町に通勤している人の2,659人より629人多く、町内での勤務先が少ないことを表しています。

また、町外に通学している人は616人で、町外からかつらぎ町に通学している人の749人より133人少なくなっています。これは、町内に高校が3校(笠田・紀北農芸・紀の川)あることがその要因であると考えられます。

(単位:人)

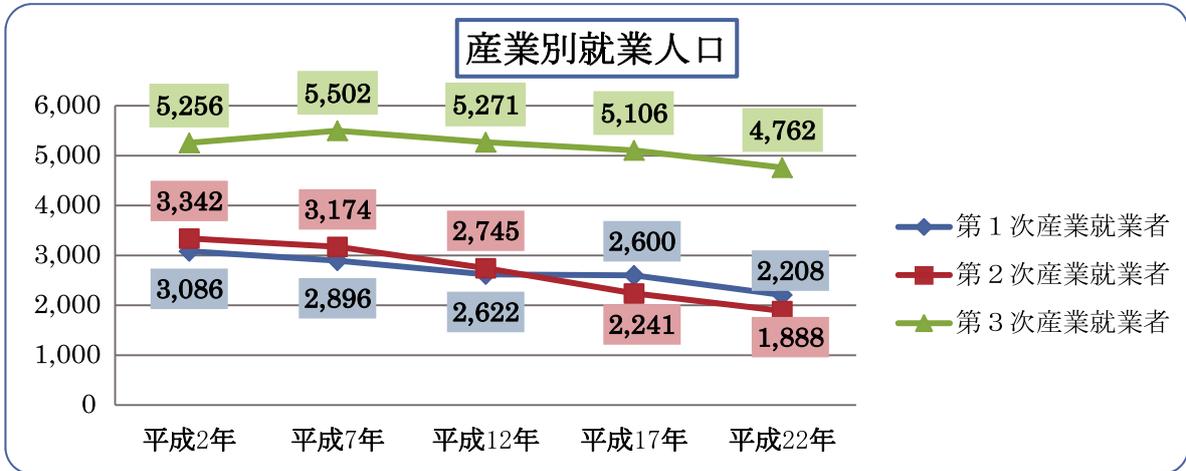
	夜間(常住)人口	昼間人口	昼夜間人口比率	他市町村への通勤者数	他市町村への通学者数	他市町村からの通勤者数	他市町村からの通学者数
和歌山県	1,002,198	982,982	98.1%	121,571	20,083	105,425	16,452
和歌山市	370,364	386,753	104.4%	20,281	3,961	33,169	6,246
橋本市	66,361	55,808	84.1%	13,812	2,288	4,530	961
かつらぎ町	18,230	17,703	97.1%	3,288	616	2,659	749
九度山町	4,963	4,003	80.7%	1,255	223	517	2
高野町	3,975	4,323	108.8%	180	75	529	76
紀の川市	65,840	59,781	90.8%	13,339	2,188	1,461	1,744
岩出市	52,882	42,449	80.3%	11,430	619	5,374	662

※総務省統計局「国勢調査報告」(平成22年10月1日現在)

第5節 産業

平成22(2010)年の国勢調査では、本町の15歳以上就業人口は8,921人であり、年々減少傾向が続いています。これまで本町の主要産業は農業等の第1次産業でしたが、年々減少しています。産業別の内訳は、第1次産業2,208人(24.6%)、第2次産業1,888人(21.2%)、第3次産業4,762人(53.6%)となっています。

■産業別就業人口の割合(資料:国勢調査)



区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第1次産業就業者	3,086	2,896	2,622	2,600	2,208
第2次産業就業者	3,342	3,174	2,745	2,241	1,888
第3次産業就業者	5,256	5,502	5,271	5,106	4,762
分類不能			3	44	63
総計	11,684	11,572	10,641	9,991	8,921

※統計には、分類不能の人口も含む。

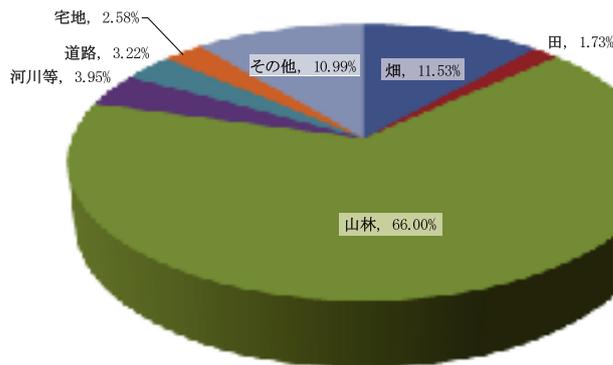
第6節 土地利用

土地は、町民が生活を営み、生産活動を行うための貴重な資源であり、限りある資源です。町民生活や生産活動の基盤として、その有効活用に取り組んでいかなければなりません。

本町の総面積は、151.73km²(和歌山県の3.2%)で、都市的土地利用のうち宅地は3.92km²(2.58%)、自然的土地利用のうち農用地は20.12km²(13.26%)、森林は100.14km²(66.00%)を占めています。

■土地利用状況(資料:平成23年度土地利用現況調査)

地目	畑	田	山林	河川等	道路	宅地	その他
面積(km ²)	17.50	2.62	100.14	5.99	4.89	3.92	16.67



第7節 地域の基本的構成

(1) 核

中心核

本町の行政・経済・文化等の都市的機能が多く集積し、各種機能の充実とともに、魅力的な本町の顔づくりを促進します。

地域核

中心核を補完する地域住民の利便性の向上を図ります。

(2) 都市軸・地域軸

東西交流連携軸

東西交流連携軸のうち京奈和自動車道路は、京阪神都市圏や関西国際空港と連絡する国土連携軸であり、その整備を促進します。国道24号と県道13号等、紀の川左・右岸の広域農道は、本町と和歌山市等の周辺都市を東西に連携する路線であり、地域間の道路ネットワークを形成します。

南北生活連携軸

国道480号・県道115号は、本町における住民生活の拠点を連携し、身近な生活関連アクセスの主軸を形成する本町の骨格を形成し、主要な生活路線としての機能を有するとともに、大阪府・関西国際空港と本町を結ぶ南北の広域連携軸と位置付けます。

地域連携軸

国道370号は、海南市等の周辺都市と連携する路線であり、南北生活連携軸である国道480号及び主要県道等と一体とし、地域連携軸と位置付けます。

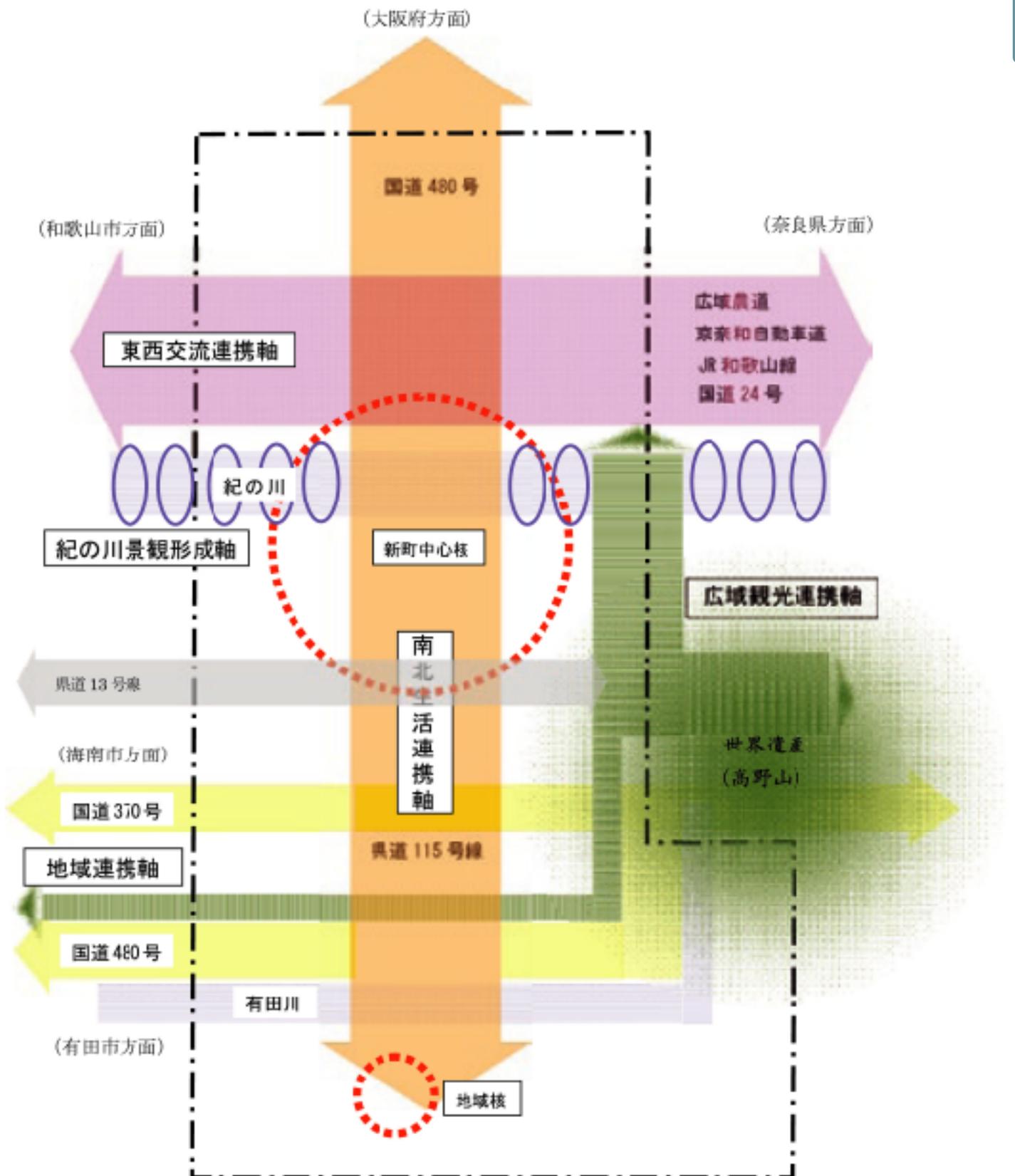
広域観光連携軸

世界遺産の丹生都比売神社、高野山町石道などの歴史文化遺産と、有田川流域などにおける自然滞在・体験型の観光施設等、周辺観光資源を含めた広域で連携するエリアであり、国道480号を中心として広域観光連携軸と位置付けます。

紀の川景観形成軸

和歌山県を代表する紀の川流域は、地域の自然・歴史のシンボルであり、景観形成の基軸として位置付けます。

□ ㊦ 都市軸・地域軸



「新町まちづくり計画」より

第8節 これまでの取り組み

前長期総合計画である第3次かつらぎ町長期総合計画では、平成15(2003)年度から平成24(2012)年度の10年間の基本構想の期間として、『とびっきりの自然と笑顔があふれる町 かつらぎ』の実現を目指して、まちづくりを進めてきました。

平成15(2003)年7月に策定した基本構想の将来人口は23,000人を目標としたものでした。しかし、基本構想に基づき、平成17(2005)年3月に策定した基本計画は、目標人口を18,000人に定めるという下方修正された計画でした。

この背景として、将来人口の推計において人口の減少が示されたこと、また、国と地方の三位一体改革による税源移譲・補助金の廃止削減・地方交付税の見直しなどが行われ、こうした状況のもと、厳しい行財政運営を行わざるを得ないこととなりました。

基本計画策定に当たり、人口減少社会の到来や三位一体改革等、地方自治体の厳しい状況の変化を考慮し、財政危機への取り組みなどにより現実性の高い計画として、基本計画策定審議会への諮問を経て策定しました。

しかしながら、厳しい行財政運営を行う中でも、まちづくりの推進は必要不可欠なものでありました。その中でも、コスト削減を図りつつまちづくりを進めてきた結果、中学校の耐震化、小学校の改築及び学校給食の実現に至りました。

この間、少子高齢化、人口減少、情報技術の発展と高度化、地方分権の進展など地方を取り巻く環境は様変わりし、日本社会全体が大きな転換期を迎え、時代の流れと多様化する町民ニーズに対応しながら目標とする都市像の実現を目指し、さまざまな事業を実施、展開してきました。

しかし、国の財政状況から見て、地方交付税や国庫支出金が現在の水準でいつまで維持されるのか不透明な状況です。

また、合併特例債の発行が平成27年度限りで終了し、合併算定替えによる普通交付税の増額措置も平成28(2016)年度以降の5年間で縮小していくこととなるため、将来にわたって安定的な行政運営を確保するためには、財政基盤の強化に向け、行財政の合理化を今後も継続することが必要です。

地方分権の進展によって自治体が個性豊かなまちづくりを進めるための、主体的で総合的な力量が問われる時代を迎えた今、これまでの基本構想で示した方向を基本的に引継ぎ、より一層魅力あるかつらぎ町の創造を目指すため、前長期総合計画を振り返ることにより目指すべき将来像を実現していくための今後の対策を明らかにすることが重要です。

(1) 豊かな自然を生かす快適なまちづくり

日常生活や経済活動の充実を図るため、生活の利便性や快適さを享受できるよう都市基盤を整備し、生活環境を整えるとともに、自然と共生した環境負荷の少ない美しく快適なまちづくりを目指して、以下の主な事業を実施しました。

- ごみ減量リサイクル事業
- 公共下水道整備事業
- 道路橋梁改良舗装事業
- 木造住宅耐震化促進事業
- 交通安全運動

(2) 心がかよう安心のまちづくり

すべての人が、健康で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉の連携を強化し、障害者や高齢者への社会的支援を図るとともに、人権尊重の文化に満ちた差別のない明るいまちづくりを目指して、以下の主な事業を実施しました。

- 特定健診・特定保健指導事業
- 予防接種事業
- シルバー人材センター育成事業
- 介護予防事業
- 地域包括支援センター運営事業
- 人権啓発活動

(3) 歴史と文化のかおるまちづくり

町民一人ひとりが個性や能力を生かし、心の豊かさが実感できる生活実現のために、生涯を通じて学習やスポーツ、文化活動に参加でき、親しめる機会を広げ、また、次世代を担うたくましい子どもの育成に努めるとともに、健やかに育てることのできる環境づくりを目指して、以下の主な事業を実施しました。

- かつらぎ町史全4巻の完成
- 渋田小学校改築事業
- 笠田小学校改築事業
- 妙寺小学校改築事業
- 妙寺中学校屋内運動場改築事業
- 学校給食事業
- 公民館活動事業
- 芸術文化振興事業
- 文化財保護事業

(4) 活力を生むまちづくり

人々の就業機会が広がり経済基盤が安定するよう、農林業、商工業、観光・サービス業など既存事業の高度化と新たな地域産業の創出で経済的な活力を発展させるとともに、情報、技術や人などの交流を図り、豊かで活力のあるまちづくりを目指して、以下の主な事業を実施しました。

- 鳥獣害防止対策事業
- 商工振興事業
- 里山復興事業

(5) 人々の活動を支えるまちづくり

広域幹線道路や生活道路の整備、また災害に強いまちづくりのために消防・救急・防災体制の強化を図り、安全で住みよいまちづくりを目指して、以下の主な事業を実施しました。

- 自主防災組織育成事業
- 急傾斜地崩壊対策事業
- 消防団活動事業
- 防災訓練事業
- 防災啓発事業

(6) みんなで進める住民参加のまちづくり

自立した個性あるまちづくりを確立するため、開かれた町政を推進し、生活圈や経済圏の広がりに伴い、県や近隣自治体との連携を強化し、地方分権の進展に対応した効率的・効果的な行政運営を目指して、以下の主な事業を実施しました。

- 財政健全化の推進
- 定員管理及び給与の適正化
- ホームページ整備事業
- 事務事業評価事業
- 職員研修事業

第9節 国・県の動向

本計画策定にあたり、現在進められている国・県の関係計画は次のとおりです。

(1) 国土形成計画《平成20（2008）年7月》

国土形成計画法に基づき、今後、概ね10年間における国土づくりの方向性を示す計画として、国土形成計画（全国計画）が閣議決定されました。

本計画では、国土形成に関する基本的な指針を「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」とし、人口減少や高齢化の進展、経済のグローバル化*、東アジアの経済発展の下で国際競争力を維持し、活力のある地域の自立的発展を図るために、現状の一極一国土軸構想を是正し、都道府県の境界を越えた広域ブロックが自立的に発展していく国土構造へ転換することとしています。

(2) 近畿圏広域地方計画《平成21（2009）年8月》

全国計画を受け決定された近畿圏広域地方計画においては、自立的に発展できる「未来に向けて力強く躍動する関西」を目指すこととして、概ね10年間の計画として以下の7項目の圏域像の実現をその目標としています。

- ① 歴史・文化に誇りを持って本物を産み育む圏域
- ② 多様な価値が集積する日本のもう一つの中心圏域
- ③ アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域
- ④ 人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域
- ⑤ 都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域
- ⑥ 人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域
- ⑦ 暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域

(3) 和歌山県長期総合計画《平成20（2008）年3月》

平成20(2008)年3月に策定された和歌山県長期総合計画では、和歌山県を取巻く社会経済環境の変化を踏まえ、和歌山県が目指す将来像を『未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山』とし、平成29(2017)年度までの10年間において、この将来像の実現に取り組むものとし、以下の6つの分野別将来像を設定しています。

- ① 未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山
- ② 生涯現役で誰もが活躍できる和歌山
- ③ 国際競争力のあるたくましい産業を育む和歌山
- ④ 癒しと感動を与える誇れる郷土和歌山
- ⑤ 県民の命と暮らしを守る安全安心和歌山
- ⑥ にぎわいと交流を支える公共インフラを整備する和歌山

※グローバル化…人や物、資金、情報の国境を越えた移動が地球規模で盛んとなり、政治や経済などさまざまな分野での境界線がなくなることで、相互依存の関係が深まっていく現象。

第3章 時代の潮流とまちづくりの課題・ニーズ

第1節 認識すべき時代の潮流

わが国を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、自治体を取り巻く環境も大きな転換期にあります。本町においてもその影響によるさまざまな課題に直面しており、これらのまちづくりを進めるうえでは、こうした情勢の変化を的確に把握し、本町の現状を踏まえ、積極的に取り組んでいくことが求められています。

(1) 少子高齢化・人口減少の時代へ

総務省によると、平成22(2010)年国勢調査に基づく日本の総人口は、1億2,805万7,352人(平成22年10月1日現在)と発表されました。

年齢別人口を見ると、15歳未満人口は1,680万3千人(総人口の13.2%)、15~64歳人口は8,103万2千人(同63.8%)、65歳以上人口は2,924万6千人(同23.0%)で、平成17(2005)年と比べると、15歳未満人口は71万8千人(4.1%)減、15~64歳人口は306万1千人(3.6%)減、65歳以上人口は357万4千人(13.9%)増となっており、また、国立社会保障・人口問題研究所(日本の将来推計人口・平成24年1月推計)によると、わが国は長期の人口減少社会に入ったと予測されています。

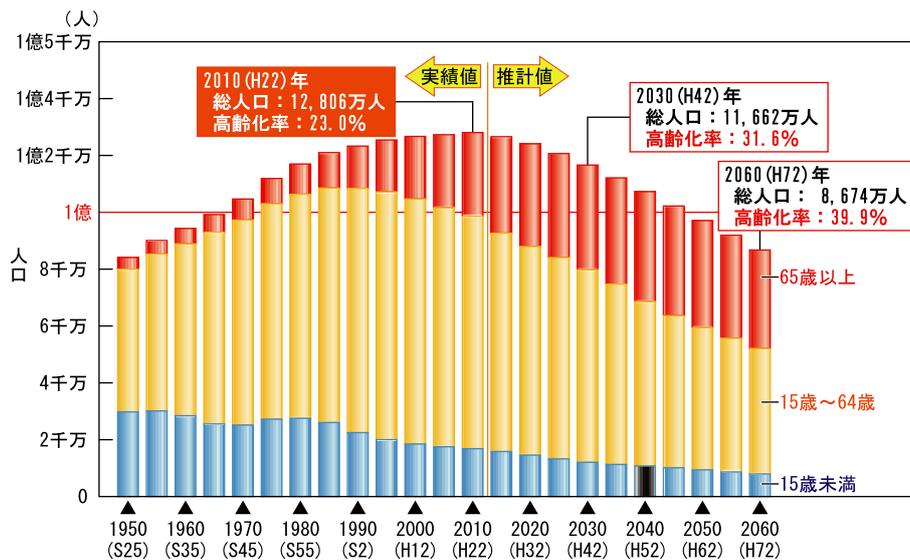
こうした急激な人口減少や少子高齢化による社会構造の変化は、社会経済においても、団塊の世代が定年期を迎えることによる労働力人口*の減少や、医療・介護負担の増大などが、経済成長の制約要因になるものと懸念されます。

本町においても、人口減少が続いています。老年人口の割合は32.3%と高齢化が年々進行しており、今後もさらに進んでいくことが予想されます。(P.5)

本町にとって人口の減少による活力の低下を食い止めることは非常に大きな課題であり、将来に向けた実効性のあるまちづくりが重要です。

今後の取り組みとして、子どもを産み、育てやすい環境づくりや、子どもたちが社会の中で生き抜く力を地域で育むことができる社会の実現と、豊富な知識や経験を生かし、まちづくりの重要な担い手となる高齢者の人材の活用や、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めていくことが求められています。

図 表1 日本の人口の推移(中位推計)



資料: 「日本の将来人口推計(平成24年1月推計)出生中位(死亡中位)」国立社会保障・人口問題研究所

*労働力人口…15歳以上人口のうち、職を持たず職を求めない非労働力人口(学生、主婦、家事従事者など)を除いた、就業者、休業者、完全失業者の合計を指す。

(2) 過疎化の進行の時代へ

山間部、農村部においては、過疎化が全国各地で進んでおり、特に山間部では、路線バスなどの公共交通機関の廃止、医療機関の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等が見られ、生活基盤の弱体化が進むなど、深刻な社会問題となっています。また、少子高齢化とあいまって、これまで維持されてきた地域住民による互助機能が危機にさらされることも考えられます。

本町における中山間地域でも過疎化が進展し、地域コミュニティ機能が低下した、いわゆる限界集落や高齢者集落が発生しているのが現状です。

こうした状況は、高齢者への保健福祉サービス等の需要が増大し、施設のバリアフリー*化の促進等が必要になってくると考えられます。

今後は、地域コミュニティの変容にも留意し、コミュニティバス等による公共交通基盤や地域医療体制の整備をはじめ、ふれあいの場づくりや支え合い機能の強化、都会に住む人々との交流促進の場づくり等を進めていくことが求められています。

(3) 環境保全の時代へ

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)『第3次評価報告書』2001年」において、20世紀中の北半球における地上気温の上昇が、過去1000年のいかなる世紀にも見られないほど急激であったこと、ここ100年間の地球全体の平均地上気温が $0.6\pm 0.2^{\circ}\text{C}$ 上昇したことが報告されています。

地球温暖化*対策では、平成14(2002)年6月に締結された京都議定書で、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガス*を平成2(1990)年比で平成20(2008)年から平成24(2012)年に6%を削減することをわが国に義務付け、また、平成22(2010)年には、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されるなど、環境への意識は一層高まりをみせています。

今日、エネルギーの大量消費による地球温暖化の問題や砂漠化、産業活動によるオゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染、水質汚濁、ごみの増加による不法投棄や廃棄物処理など環境問題は、地球的規模から身近なものまでさまざまなレベルで深刻化してきており、環境負荷の少ない持続可能な社会の形成が求められています。

本町においても、地球環境への負担を減らし、身近にある豊かな自然環境を守るため、町民や企業、行政などが協力して、それぞれの役割分担のもと、自らが実行可能な活動に積極的に取り組み、循環型社会の構築を進めていく必要があります。

(4) 日常生活への不安と安全・安心志向の高まりの時代へ

都市における安全性の確保への関心が近年に増して高まっています。

全国的には、平成7(1995)年に未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災以後も、平成15(2003)年の北海道日高地方沙流川流域での台風10号による豪雨被害、平成16(2004)年に近畿地方を襲った台風23号は、過去最大の降水量(舞鶴277mm/日)と大風(舞鶴51.9m/s)暴風雨による洪水災害、土砂災害をもたらし、河川、砂防、道路等の公共施設や住家、工場等民間施設に甚大な被害を及ぼしました。さらに、同年には、新潟県中越地方を震源とした新潟中越地震、また、平成23(2011)年の東日本大震災及び和歌山県に甚大な被害をもたらした台風12号に伴う記録的な大雨による紀伊半島大水害などが発生し、町民の防災への関心は一層高まっています。こうした自然災害を完全に食い止めることができない中で、減災を視点に置いたハード、ソフトでの対策が必要となっています。

一方、われわれの財産と生命を脅かすものは地震や台風などの自然的なものだけでなく、凶悪事件や少年犯罪、児童生徒・高齢者などの弱者を狙った犯罪、巧妙な詐欺事件、交通事故などさまざまな犯罪や事件が発生しており、安全・安心な生活に関する意識・関心は極めて高くなっています。さらに、武力攻撃や大規模なテロ活動に対する国民保護法の制定など、危機管理体制の充実が一層強く求められて

※バリアフリー…障害者を含む高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態。

※地球温暖化問題…石炭や石油などの化石燃料の大量消費により排出された二酸化炭素などが地表から放射された赤外線を吸収するため、地球が温室のようになり、地球表面の気温が高くなっていくことを地球温暖化という。温暖化による異常気象の発生や生態系への悪影響が懸念されている。

※温室効果ガス…地表から宇宙空間に放出されるべき熱を吸収し、大気の温度が上昇する現象を引き起こすガスであり、主なものに二酸化炭素、フロン、メタンなどがある。

います。

それから、医師不足など地域医療が抱える問題や、高齢化の進展に伴う介護福祉サービスの充実に對する関心の高まりに加え、新型インフルエンザなど新たな感染症の脅威が広まるなど安全で安心して暮らせる環境に対する人々の意識が高まっています。

また、わが国における最近の雇用情勢は、完全失業率の低下や雇用者数の増加など改善の傾向にありますが、若年層の失業率は依然として高く、特に、フリーターなどの非正規雇用者の割合や労働時間が増加しており、雇用環境の改善が求められています。

(5) 地方分権・地域主権進展の時代へ

国から地方へ権限や財源を移譲し、地域のことは地域で決める地方分権・地域主権の進展により、地域の実情や住民ニーズを的確に反映させた自立性の高い行財政運営が求められています。

一方、住民ニーズは高度化・多様化しており、住民満足度の高いまちづくりを目指すには、財政的な側面からみても行政だけで対応することが困難になっています。

今後、町民と行政が、互いの責任と役割を分担しながら、「自助」、「共助」、「公助」によるまちづくりを推進していくためには、自治区やNPO*をはじめとした多様な活動主体が相互に理解し合い、身近な活動である防災や福祉、環境、教育などの分野において、協働を進めることが重要です。

また、行政は、事業評価を的確に行うとともに、積極的な情報公開に努め、説明責任を果たすことが求められています。

(6) 高度情報化*の時代へ

わが国においては、1980年代から高度情報化社会という言葉が頻繁に使われるようになり、1990年代に入って新しい通信技術や情報処理技術を利用した多くの新しいシステムやサービスが社会全般に浸透し始めました。

インターネットをはじめとする情報通信技術の発達は、働き方や余暇活動、消費行動など生活のさまざまな面で大きな影響を及ぼしています。

携帯電話ではスマートフォンが急速に普及し、Wi-Fiなどの通信環境も整うなど、家庭や地域の情報通信環境はめまぐるしいスピードで発達を続けています。

まちづくりに関連しても、インターネットや携帯電話などを活用した地域情報化の取り組みが進められ、さまざまな分野で町民生活の向上や地域活性化に情報通信技術が活用されています。

このような情報通信技術の飛躍的な進展により、インターネットや携帯情報端末などの情報発信・入手媒体が多様化し、「いつでも、どこでも、だれでも」ネットワークに簡単につながることができ、情報へのアクセスは時間的・空間的な制約を受けることなく可能になりました。

情報通信技術の進展により、テレビやラジオなどの従来型のマスメディアとは異なる新たな情報発信の手段として、既に、災害時などにおいては、人々の安全を確保する大きな役割を果たしています。さらに、平成23(2011)年には、デジタル放送への完全移行が行われました。

こうしたネットワーク社会は、暮らしの利便性を向上させるとともに、電子商取引や高付加価値産業の創出、新たなビジネスモデルの創造などにより雇用・就労形態を変化させるなど、社会経済システムに大きな影響を与えています。

一方では、地域における情報環境の格差、危機管理システムの構築、個人情報流出、プライバシー保護などのさまざまな課題が存在しています。

(7) 真の豊かさを求める時代へ

人々の価値観は、物質的豊かさより心の豊かさを重視し、経済的な繁栄よりも歴史・伝統、自然、文化・芸術を重視する方向に変化してきています。

*NPO…「Non profit Organization」の略で、広義では非営利団体のことであるが、狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことを指し、最狭義では、非営利活動促進法(平成10(1998)年3月成立)により法人格を得た団体(特定非営利活動法人)のこと。

*高度情報化…情報がさまざまな資源と同等の価値をもち、それらを自由に利用することができる情報社会を進展させたもの。

人々の価値観やライフスタイルが多様化していく中で、自立した個人が、それぞれの価値観に基づく自由な選択と決定を行い、その個性と能力を十分発揮できる社会を実現していくことが求められています。

そのため、生涯にわたり学び続ける意欲を持ち、豊かな創造性や広い視野を身に付け、自分自身で考え、選択し、行動する能力を持った人材の育成を推進する必要があります。

近年、環境や防災、健康・福祉、まちづくりなどさまざまな分野で、住民の活動が各地で活発に行われるようになってきました。例えば、平成10(1998)年12月に施行された「特定非営利活動促進法」により、平成24(2012)年6月末現在、全国で45,757のNPO法人が認証されていますが、このうち「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を目標に掲げた団体は26,499団体(57.9%)、「まちづくりの推進を図る活動」19,470団体(42.6%)、「環境の保全を図る活動」13,120団体(28.7%)に及んでいます。

本町においても、自らの生活や地域を見つめ直し、住みよい地域をつくっていかうとする一人ひとりの郷土愛を育むとともに、社会貢献活動団体(NPO)やボランティアなど、住民の活動によって地域を豊かにしていくことができる仕組みを作っていく必要があります。

(8) 地域資源を見直し活用する時代へ

本町の基幹産業である農林業の不振やわが国経済の長期的低迷に伴う町内製造業の低迷が深刻化しています。

本町の就業人口の推移をみますと、平成12(2000)年に就業人口総数10,641人であったものが、平成17(2005)年には9,991人と1万人を割り込み、平成22(2010)年では8,921人と減少を続けています。(P.7)

こうした地域産業経済の低迷は、就業機会の減少、地域の経済的発展・活性化の停滞、町税収入の減少等、町民生活や行財政へ深刻な影響をもたらしています。

このため、地域産業経済の再生や活性化に向け、今後のまちづくりにおいても、中長期的な視点に立った総合的な政策・施策の構築が求められています。

近年、地域の活性化のために、多くの地域で農産物や伝統工芸などの地域産品を活用した取り組みが図られています。地元地域の産品を新たな視点から活用し、地域ブランド化することなどにより地域の振興や新たな産業を創出しています。

特に農産物等については、各地域において生産から加工・販売までを一体化する6次産業化への取り組みや農商工等の連携が進められています。

また、食の安全・安心や生産者の販売の多様化への取り組みの面から、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消の大切さが再認識されてきています。

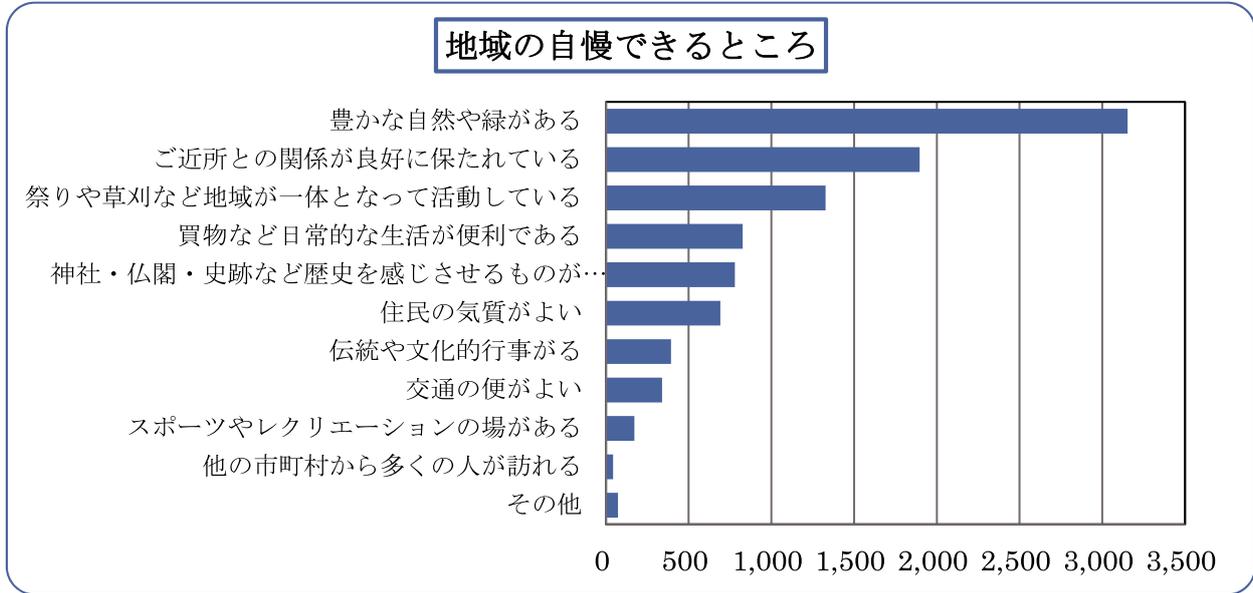
このように、地域産品等の地域資源を見直すとともに魅力のある新しい産品づくりに取り組み、観光客などが立ち寄る集客施設などを活用して、積極的に売り出すとともに、インターネットなどを活用して、全国に販路を拡大するなど地域産品等を活用した地域振興が求められています。

(9) 男女共同参画の時代へ

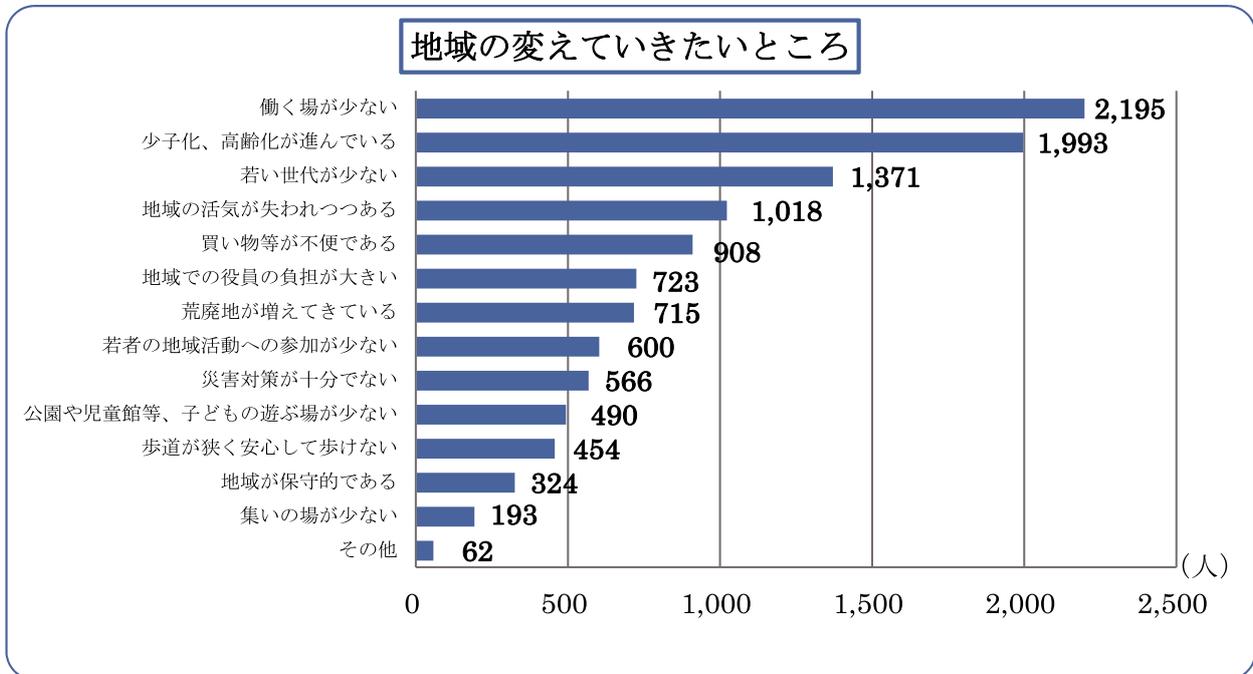
男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法整備が進み、男女平等意識の高揚や女性の社会参加に対する支援が強化される一方、従来からの性別による役割分担意識や偏見などが依然として残っているのが現状です。男女がそれぞれの個性や能力を認め合い、それらが家庭や地域、職場などで十分に発揮され、責任を担い合う男女共同参画社会を構築していくことが必要です。

第2節 まちづくりの課題・ニーズ

協働のまちづくり町民アンケート調査(平成22(2010)年2月実施)では、地域の自慢できるところの上位として、「豊かな自然や緑がある」、「ご近所との関係が良好に保たれている」、「祭りや草刈りが地域一体となって活動している」となっています。



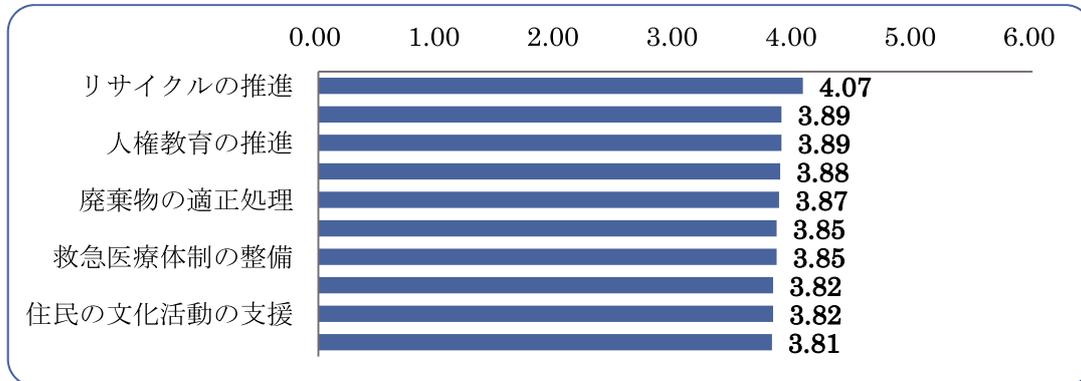
一方で、地域の変えていきたいところとして、「働く場が少ない」、「少子高齢化が進んでいる」、「若い世代が少ない」が上位を占めています。



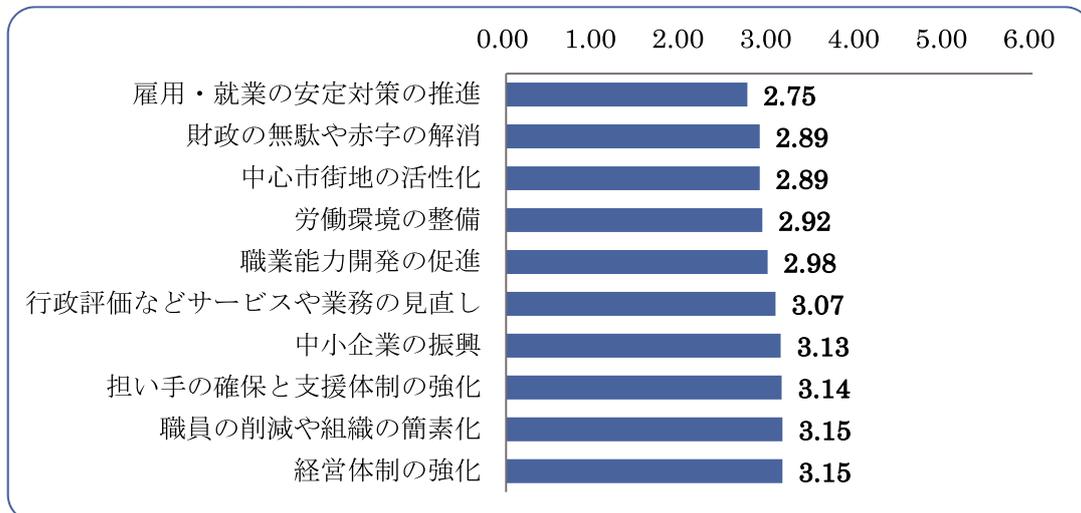
●まちづくりの満足度（加重平均値：3.49）

現状のかつらぎ町のまちづくりに関する61項目について、町民の満足度が高い項目は「リサイクルの推進」「文化の保存・活用と継承」「人権教育の推進」「高野・熊野世界遺産の活用」、満足度の低い項目は「雇用・就業の安定対策の推進」「財政の無駄や赤字の解消」「中心市街地の活性化」「労働環境の整備」となっています。全体的には、産業分野に関する満足度の低さが目立っています。

■まちづくりの満足度の高い項目



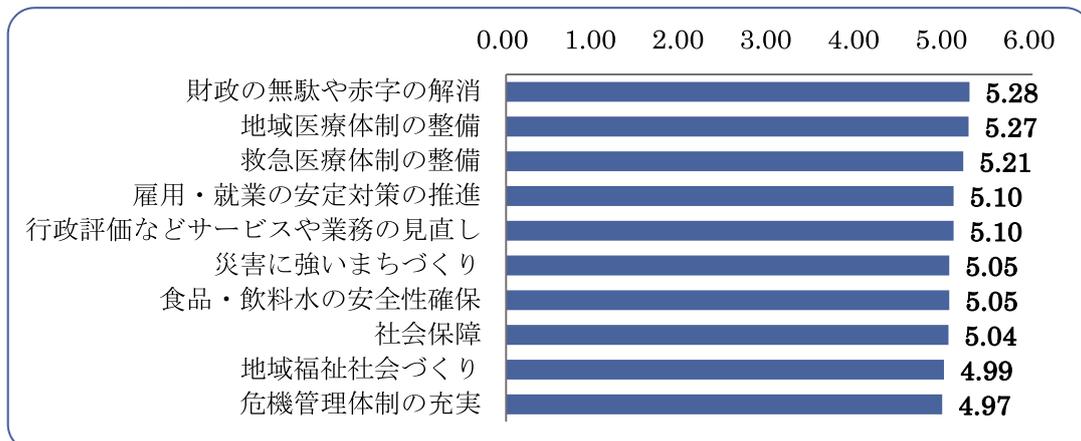
■まちづくりの満足度の低い項目



●今後のまちづくりの重要度（加重平均値：4.80）

今後のかつらぎ町のまちづくりにおいて、町民が感じる最も重要度が高い項目は「財政の無駄や赤字の解消」、次いで「地域医療体制の整備」「救急医療体制の整備」「雇用・就業の安定対策の推進」となっています。

■まちづくりの重要度の高い項目





第2部 基本構想

第1章 かつらぎ町の目指す将来像

第2章 施策の大綱

第1章 かつらぎ町の目指す将来像

第1節 まちづくりの基本理念

本町の町民憲章を踏まえ、本町のまちづくりの基本理念を、次のとおり掲げます。

『自然・歴史・伝統文化を育み、ふるさとを誇り愛する、美しいまちづくり』

本町には、豊かな自然と歴史、受け継がれてきた伝統文化があります。それは、今も私たちの暮らしと深く関わりがあり、私たちの心の中に息づいています。

この、『かつらぎ』をかけがえのない大切な財産として守り育て、誰もがふるさとを誇り愛する、美しいまちづくりを目指します。

『心豊かに、共に支え合い、安全で安心して暮らせる、優しいまちづくり』

本町には、それぞれの地域に多様な助け合いのかたちがあります。少子高齢化と過疎化が進む地域社会の中で、一人ひとりが互いに認め合い、心豊かに、支え合いの心を持ちながら地域とかかわり、安全で安心して、健やかに暮らせる、優しいまちづくりを目指します。

『交流と連携で賑わいを、自立と協働で活力を生み出す、楽しいまちづくり』

本町には、観光や産業の振興につながる多彩な地域資源があります。これらを生かして、内外の人々との交流や連携を進めながら、地域に新たな賑わいと元気を生み出し、町民と行政が協働して活力を生み出す、楽しいまちづくりを目指します。

第2節 かつらぎ町の将来像

まちづくりの基本理念をふまえ、地域それぞれの個性を尊重しながら、全体の一体化と均衡のとれた住みよいまちづくりを目指し、将来像へ向かうキーワードと将来像を次のように定めます。



将来像へ向かうキーワード『笑顔で暮らせるまちづくり』

将来像『住んでみて ここがイチバン かつらぎ町』

- 私たちのふるさと『かつらぎ』は、先人たちから守り育ててきた自然、歴史、伝統、文化、産業等の豊富な資源に恵まれ、温かい人情にあふれるまちです。これらをともに地域資源として最大限に生かし、発展させるまちをつくります。
- 南北に広大な本町においては、情報・医療・福祉・雇用等への不安や地域間格差の解消を目指すとともに、一人ひとりの人権を大切にして、心豊かに安全で安心して暮らせるまちをつくります。
- 地域資源を生かし、観光交流、都市住民との農業体験交流、スポーツ交流、児童生徒間交流、国際交流などで内外との交流を積極的に進め、新しい賑わいと活力を生み出す交流のあるまちをつくります。



第3節 かつらぎ町の将来フレーム

(1) 将来人口の推計と目標人口の設定

平成22(2010)年国勢調査の結果、本町の総人口は、前回の平成17(2005)年国勢調査人口から1,440人減少し、18,230人となりました。

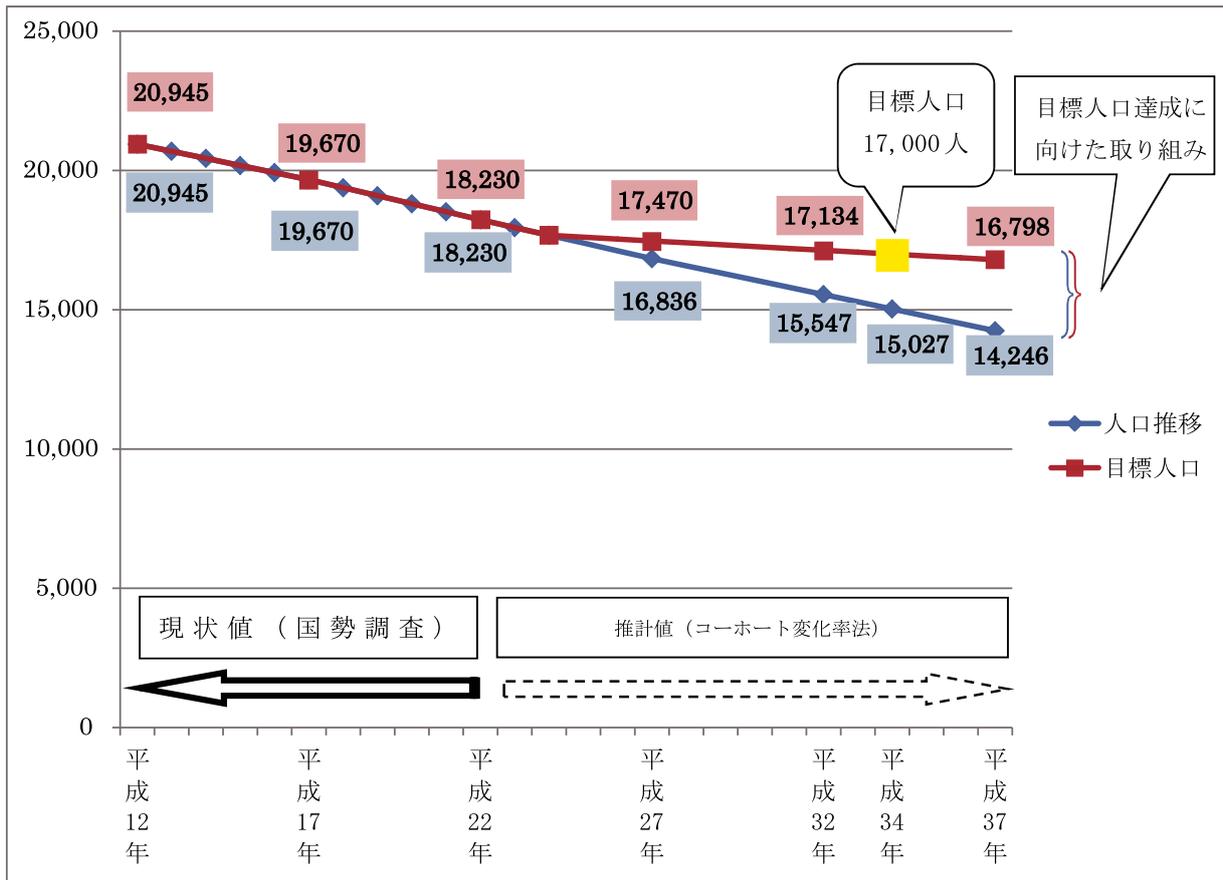
全国的に人口が減少傾向に転じる中、本町においても減少傾向が続いており、平成17(2005)年と平成22(2010)年の国勢調査をもとにしたコーホート変化率法^{*}による人口推計によると、本計画期間中の平成32(2020)年には、15,547人まで減少することが予測されています。

こうした人口減少傾向に対し、本町は、将来像の実現に向けた取り組みを進めることで、17,000人の人口規模を目指します。

目標人口を達成するためには、転出超過に対して歯止めをかけ、課題である若年層を中心とした定住環境づくりとして、産業振興による雇用の場の創出や、安心して子どもを生み育てていくことのできる環境の整備など、定住促進につながる施策を重視し、推進していきます。

将来推計人口と目標人口

	国勢調査人口			将来推計人口		目標人口
	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成34年 (2022)
人口	20,945	19,670	18,230	16,836	15,547	17,000



※平成12年・平成17年・平成22年は国勢調査。

※平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(H25.3推計)より。

※目標値は、平成17年と平成22年の国勢調査をもとに、コーホート変化率法によりかつらぎ町が推計したもの。

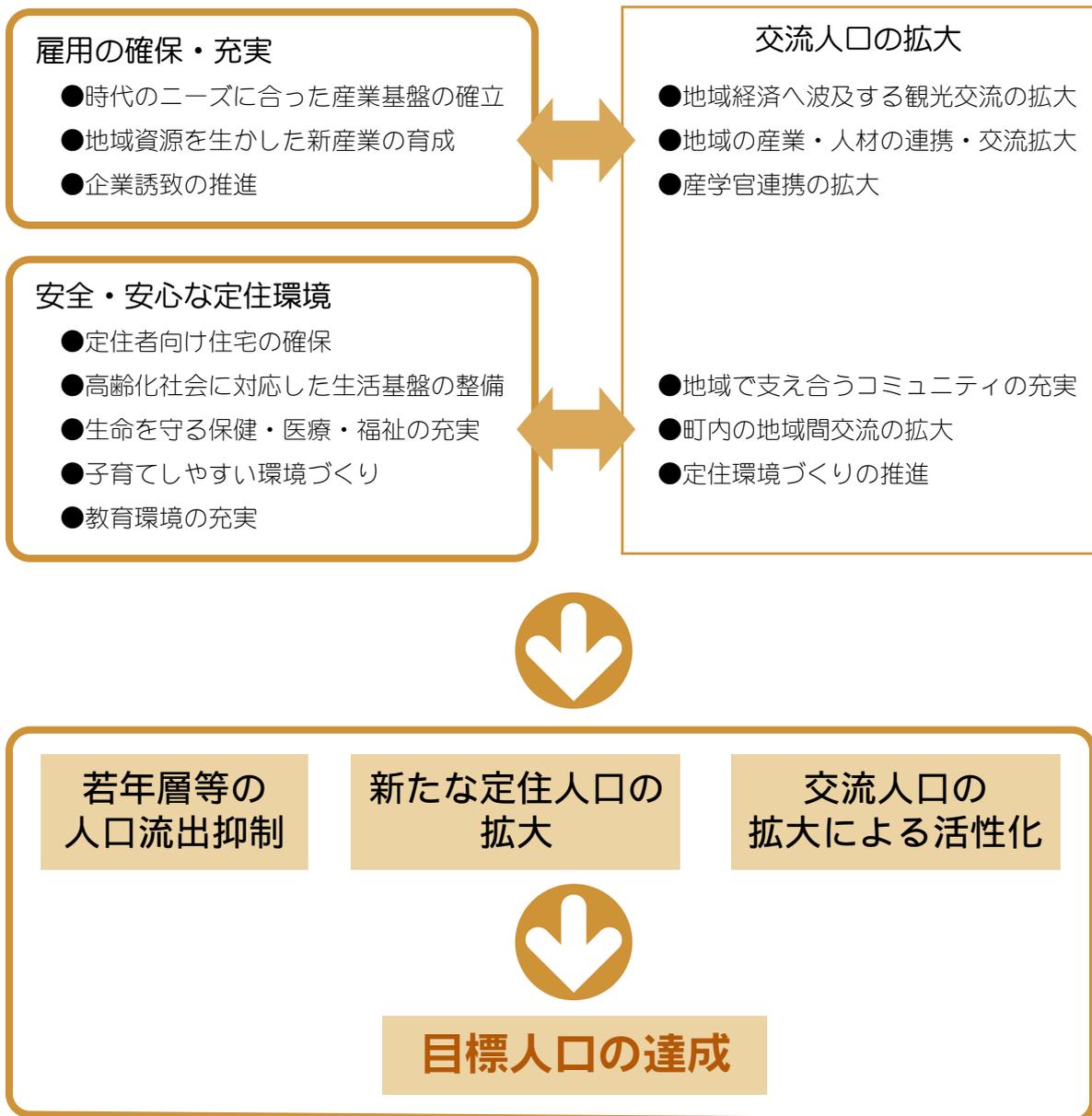
※コーホート変化率法…コーホートとは、ある年(期間)に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、コーホートごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0~4歳の子ども人口は、15~49歳女子人口との比率により推計する方法。

(2) 目標人口達成に向けた取り組み

さらなる少子高齢化・人口減少が進むこれからの10年間において、本町が目標人口を達成し、安定した活力ある地域社会を確立していくためには、人口流出の抑制と人口流入の拡大の両面から定住促進につながる積極的な取り組みが必要となります。

本町では、目標人口達成に向けて、「産業振興による雇用の確保・充実」「安全・安心な住環境づくり」の2つのまちづくりの重点課題と、これらの課題を推進するための「地域経済・地域活力につながる交流人口の拡大」の3つを柱として取り組みを進めていきます。

目標人口に向けた3つの柱



第2章 施策の大綱

第1節 豊かな自然と歴史・文化のまちづくり

自然保全、循環型社会、土地利用、生活環境、歴史・文化

町民に潤いと安らぎを与え、心の豊かさを育てる環境づくりは、価値観の多様化、ライフスタイル^{*}の変化等を背景に、今後のまちづくりを進めていく上で、ますます重要となっていきます。

本町は、「金剛生駒紀泉国定公園」「高野龍神国定公園」「高野山町石道玉川峡県立自然公園」といった国定公園や県立自然公園の一部を有しており、町全体が緑豊かな自然の恩恵を受け、紀の川周辺の住宅地帯から、果樹園が広がる丘陵地帯、さらに緑深い山間地へと本町の自然環境は多様で変化に富んでおり、そこに住む人々の生活を支え、地域の自然に根差した固有の歴史と文化を築いてきました。

こうした自然のもたらす恩恵は、これまで町民の生活の中で受け継がれ、また、現在も本町の特徴として、観光やまちづくりのさまざまな場面で生かされています。

また、世界遺産の丹生都比売神社をはじめとした多くの文化財を有し、四季折々の行事、伝統文化などがその景観とともに保存されており、歴史的にも貴重な財産です。

しかしながら、人口減少や高齢化により農業や林業の従事者が減少し、農地や森林の荒廃が進みつつあることから、今後は「自然」とともに生きるまちとして、自然環境と美しい農村景観の保全に努め、その大切さや意義を町民や事業者などと共有していく必要があります。

本町の美しい自然は、かけがえのない財産であり、町活性化のための重要な資源です。

私たちには、先人たちが育ててきたこの豊かな自然環境を町民の共有財産として、良好な状態で将来の世代へと引き継いでいく義務があります。

この良好な環境は、人が生存するために不可欠な基盤であるとともに、生態系の維持、自然の確保、健全な経済の発展などにも大きく寄与しています。

また、地球規模の環境問題が深刻化する中で、地球温暖化対策や資源循環型社会への対応が求められています。

本町では、自然環境の保全などに対する町民の関心は高く、その取り組みの一例として、資源を有効に利用する意味でも循環型社会^{*}の構築を目指し、「もったいない運動」を中心にしてまちづくりを進めており、今後は、こうした環境保全への身近な行動を町民や事業者とともに進めることが重要で、地球環境にやさしいまちづくりを一層進めていく必要があります。

さらに、人・物の移動、交通を円滑に推進するため、交通の要衝として、広域的な交流基盤である京奈和自動車道路をはじめとした広域幹線道路の整備や、町民生活の基盤となる幹線道路や生活道路の整備、バスなどの生活交通を確保することによって、町民のだれもが目的に応じて利用できる交通体系の整備に努めます。

そして、近年、高齢化の進展やライフスタイルの変化により、町民の住宅及び住環境に対するニーズは高度化・多様化し、住宅の量的な充実から質を重視する傾向にあり、ゆとりある住生活を実現することが求められています。これとともに、河川の保全、水辺環境及び公園の整備など、快適な居住環境の整備を併せて進めます。

こうした自然環境に配慮した基盤整備を一層推し進め、住む人にやさしく、地球にもやさしい、人と自然が共生する持続可能なふるさとであり続けられるまちづくりを進め、将来にわたり安心して暮らせる快適で潤いのある個性豊かな住環境を、次世代に引き継いでいきます。

^{*}ライフスタイル…生活様式。生活の仕方、個人の生き方、価値観、人生観を含むもの。

^{*}循環型社会…天然資源の消費量を減らして環境に掛かる負荷をできるだけ少なくした社会のこと。

第2節 地域の特性を生かした活力あるまちづくり

農林業、商工業、観光・サービス業、移住・定住、雇用・就業

本町の基幹産業である農業の振興に向け、優良農地の保全と生産効率の向上、担い手の確保と生産組織の育成、生産技術の向上と安全・安心な農産物の生産、ブランド化・流通対策や鳥獣害対策の強化など、多面的な取り組みを進め、生産性・収益性の高い地域農業の確立を目指します。

このため、自給型、小規模農家の農業生産が維持できる環境整備を進め、地域産品直売所の活用等による地産地消を促進し、農業所得の向上につながる取り組みに努めます。

林業については、森林の保全と豊かな森林資源の育成に努め、経済的価値の向上と公益的機能の強化を進めます。

商業については、消費者ニーズの多様化や消費形態の変化に対応できる商業の形成を図るとともに、事業者の自助努力や町商工会の活動を支援する中で、地域密着型の魅力ある商店づくりを進めます。

また、中小企業の育成や体質強化、経営の安定化を進めるため、支援体制の充実に努めるとともに、企業誘致による企業進出を促進します。

工業については、関係機関と協力し、既存事業所の経営の安定化に向けた支援体制の充実に努めます。

観光・サービス業については、「紀伊山地の霊場と参詣道」で世界遺産に登録されている国指定記念物(史跡)「丹生都比売神社境内」・「高野山町石」などの文化遺産、花園守口ふるさと村や花園グリーンパークなどの有田川流域にみられる自然滞在型・体験型の観光施設、紀の川流域の万葉集に詠まれた名所「妹山・背山」を中心とした景勝地、日本一の生産量を誇る四郷の串柿、四季折々の豊富なフルーツが味わえる観光農園など、既存の観光・交流資源を有効に活用し、交流人口の増加に向けた取り組みを進めます。

さらに、観光産業の一層の活性化に向け、積極的な情報発信を展開するとともに、関係団体や関係機関、NPO等との連携を強化し、広域連携による観光振興や諸外国からの誘客も視野に入れた観光の促進、個性の創出、魅力の向上に努めます。

一方で、地域の活力を生み出し、経済の活性化と持続的な発展を図るためには、まずは人口の減少をできるだけ抑える必要があり、特に若年層の移住・定住化を図ることが重要です。

このため、就労・雇用対策については、地元企業での雇用機会の創出と若年層の就職促進を図ります。そして、本町の基幹道路である京奈和自動車道路の全線開通及び一般国道480号鍋谷峠道路(府県間トンネル)の供用開始により、東西・南北の生活、交流、地域連携軸が整備されることで、京阪神地域への地域間の移動に要する時間・距離が大幅に短縮されることから、企業誘致による企業進出が大いに期待されます。

今後は、本町の特色でもある農林水産資源を生かした、「地域資源活用型^{*}産業」を視野に入れた企業誘致等を働きかけ、和歌山県などの関係機関と連携のうえ、雇用に関する情報提供や相談等を通じ、若年層の地元雇用の促進に努めます。

※地域資源活用型…産学官の強固な共同研究体を組織して行う、地域に存在する資源(地域資源)を活用した、新製品の開発を目指す実用化技術の研究開発支援を通じて、地域の新産業・新事業の創出に貢献しうる製品等の開発につなげること。

第3節 安全で安心して暮らせるまちづくり

保健・医療、高齢者支援、障害者支援、子育て支援、地域福祉、社会保障、
地域コミュニティ、防災、消防・交通・防犯、上下水道・し尿処理、
消費者保護、人権尊重社会

私たちの誰もが、生まれ育ったふるさとや住み慣れた地域で、家族や地域の人々と心穏やかに充実した生活が送れることを望んでいます。

町民の生涯を通じた心と体の健康づくりを推進するため、保健・医療・福祉の緊密な連携のもと、多様化する保健ニーズに的確に対応した健康診査、健康教育、健康相談などの各種保健施策や、疾病予防対策、健康づくりに関する意識啓発等の充実を図ることにより、町民自らの健康管理の支援を行い健康寿命の延伸に努めます。

また、高齢者や障害のある人が、必要な支援を受けながら、自立した生活や社会参加ができること、若い世代が安心して子育てができること、安心して医療が受けられることを目指して、保健・医療・福祉の充実に努めるとともに、各種社会保障制度の適正な運用を図り、一人ひとりを大切に、ともに支え合うことのできる元気なまちづくりを目指します。

一方で、中山間地域においては、若者の流出と高齢化により、いわゆる限界集落*が発生しているのが現状で、これに伴うさまざまな影響が危惧されています。

このため、総合的な視点に立った対応を図り、住み慣れた地域で誰もが安心していきいきと暮らすことができるよう、支援を必要とする人を地域社会全体で支え合う地域福祉の取り組みを推進します。

今後は、それぞれの地域課題を、そこに住む人たちが互いに連携を図りながら、自ら解決していけるまちづくりに対し、適切な支援を行うことにより、町民一人ひとりの自治意識と連帯感に支えられた地域コミュニティ*づくりに努めます。

それから、いつ発生してもおかしくないと言われる東海・東南海・南海地震に備え、減災の観点で耐震診断、耐震改修を促進するとともに、公共建築物の耐震不燃化や、緊急交通路・避難路の確保に努めます。また、町民の生命と財産を守り、被災者等の安全を確保するため、消防・防災体制の充実、災害や事故発生時に迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の充実を図るとともに、町民の防災意識の高揚、自主防災組織等の育成・強化による地域防災の対応能力の向上などを総合的に推進します。

交通安全に関しては、交通事故を防止するため、交通安全教育や安全な交通環境の充実などに努めます。

防犯に関しては、犯罪のない社会づくりを目指すため、防犯意識の向上や地域における防犯活動の充実に努めます。

さらに、さまざまな消費者問題を未然に防ぎ、また、問題が発生した場合には適切・迅速に対応できるよう、消費者教育の推進、消費者問題に関する情報提供、相談活動の充実などに取り組みます。

安全で良質な水の安定供給に向けて、施設の適切な維持管理を行うなど上水道の整備・改修を進めます。

都市衛生の向上と洪水などに対する都市防災機能の向上に向けて、適切な下水処理の推進を図ります。

人権尊重に関しては、人権侵害による被害者の救済・支援等を図るため、人権擁護機関*や関係団体等との連携を強化します。人権侵害が起こった場合の被害者の人権侵害の訴えに対し迅速かつ適切に対応するため、(財)和歌山県人権啓発センターなど各関係機関相互の緊密な連携を図り、相談体制の充実に努めます。

*限界集落…65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、社会的共同生活の維持が困難になった集落のこと。

*地域コミュニティ…自治区をはじめとした日常生活のふれあいや共同活動、共通の経験を通じて住民の連帯や信頼関係により形成される地域社会のこと。

*人権擁護機関…国、県、町等に設置される人権を擁護することを目的とした機関。法務局、人権擁護委員等。

第4節 豊かな人間性を育むまちづくり

学校教育、青少年健全育成、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、
男女共同参画、人権啓発、交流（地域間交流・国際交流）

将来のかつらぎ町を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みながら、やさしさとたくましさを身に付けることができるよう、学校・地域・家庭の連携のもと、安全で安心して学べる教育環境を整えることが重要です。

そのため、恵まれた自然や農林業などの資源を生かした特色ある教育を推進し、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす学校教育の充実を図り、社会に出てたくましく生きるための「生きる力^{*}」を育む教育を進めます。

また、次世代を担う青少年が、社会性や自立性とともによりしっかりと規範意識を身に付け、責任をもって行動できる社会人として成長し、ふるさとに愛着と誇りに思う心を育むため、関係機関と連携しながら、さまざまな社会体験の機会をつくり、青少年の非行防止と健全育成に努めます。

それから、町民の「学びたい・してみたい」という学習意欲を大切に、公民館施設を中核に、さまざまな学習機会の提供や町民が主体的に学ぶことができる生涯学習の環境づくりを進めます。

さらに、世代に応じた健康づくりや生涯スポーツなど、多様な町民のニーズに対応したスポーツ・レクリエーション活動に取り組みます。

そのことから、多くの町民が個人の適性や健康状態、能力に応じて気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、指導者の確保・育成による指導体制の充実を図り、地域や世代を超えた町民間での交流に結び付くような機会の創出に努めます。

それと同時に、すべての町民がお互いの人権を尊重し、個性を認め合うことによって、自分らしくそれぞれの個性と能力を発揮しながら、多様な生き方ができる社会の実現を目指します。

それに、男女が性別にとらわれることなく個人として尊重され、一人ひとりが個性と能力を育み、これを発揮することができ、ともに喜び、ともに責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現に努めます。

今後は、人・もの・情報の交流により、新たな出会いや発見を生みだし、町民の生活の充実感を高めるとともに、各地域との多様な交流活動を一層進め、交流の成果がまちづくりの各分野に反映されるよう取り組みます。

※生きる力…自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決をする能力及び自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力のこと。

第5節 みんなでつくる協働のまちづくり

協働によるまちづくり

今、時代は大きな転換点にさしかかっています。平成17(2005)年をピークに減少しはじめた総人口、急速に進む高齢化社会、グローバル経済の進展、国・都道府県からの権限移譲、高度情報化によるネットワーク社会の浸透等を背景に、時代の変化を見据えた存在感ある持続可能なまちづくりが求められています。

地方自治に関する制度や仕組みも、地方分権改革の進展により大きく変わろうとしています。

平成23(2011)年4月及び8月に地方分権改革に関する「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、基礎自治体である市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体として自己決定・自己責任による行政経営を実現していくことが大きな課題となっています。

近年は、さまざまな分野で住民活動団体等によるまちづくり活動が活発化し、協働^{*}の内容や形態も多様化しています。地方分権の進展に対応し、町民満足度の高いまちづくりを進めるために、町民と行政の相互理解と協力・連携により、住民自治を推進していくことが必要です。

また、福祉、生涯学習、まちづくりなど、さまざまな分野で活動するボランティア、NPO、地域の自治組織などと、それぞれの特性を生かしながら、相互の信頼関係の下に情報と目的の共有化を図り、役割と責任を担い合い、連携し、施策の策定段階から実施、評価に至るまで、さまざまな取り組みに町民が参画する協働のまちづくりを進めます。

このような時代背景に対応するためには、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という共通理念の下、誰もが住みたい、暮らしたいと思えるようなまちづくりに向けて、町民と行政がより良いパートナーとしてお互いの知恵と力を出し合いながら「協働のまちづくり」を進めていくことが重要です。

そのためには、住民に対する説明責任を徹底し、行政情報の公開や情報の提供、親しみやすい広報紙の発行やきめ細かい広聴機会の充実など双方向のコミュニケーションの確立に努めます。

また、住民の自治意識の高揚を図り、住民と行政の役割分担による住民の自発的・主体的な地域づくり活動を推進するため、話し合いを基本とした地域課題を解決する組織力(地域力)を高めるとともに、それぞれの地域活動に対する人的支援や財政的支援の充実に努めます。

男女共同参画の理念は、協働のまちづくりの基本であることから、男性と女性があらゆる分野で対等なパートナーとして、ともに参画し、責任を担い合う社会の形成に努めます。

審議会などへの住民参加の拡充など、計画策定や管理・運営などさまざまな段階・分野における住民の参画機会の場の拡充を図るとともに、自治区・町内会組織等との密接な連携のもとに、住民と行政が一体となったまちづくりを推進します。

また、本町の協働のまちづくりの状況を勘案しながら、時代にマッチした適切な取り組みとなるよう、取組方法を必要に応じて見直していくこととします。

※協働…町の既存の政策対象分野に限らず、地域のさまざまな課題を解決していくために、自治の担い手である町民や事業者等と町が共通の目的を設定できる事柄について、対等な協力関係のもとに、それぞれができることを役割分担し、その実現に向けて協力して取り組むことをいう。

第6節 信頼される役所づくり

行政運営、行財政、情報公開

「笑顔で暮らせるまちづくり」を着実に推進していくため、町民から信頼される役所であり続けることはもとより、さまざまな行政課題に対し、広い視野を持ちながら町政を展開していく役所づくりが求められています。

しかし、現状は町機関の利用上の課題として「窓口や係が分散しており、手続きが面倒だった」・「職員の対応や言葉遣いが悪い、粗雑だった」などがあり、町民にも理解しやすい執行管理体制にするなど、「役所が変われば、まちが変わる」の意識改革を一人ひとりの職員が行い、町民に信頼され、親しみが持てる役所にしていくことが必要です。

一方で、経済の低成長などの影響を受け、町財政は極めて厳しい状況が続いています。

本町では、厳しい財政状況を改善するために、行財政改革に努めていますが、今後、安定した町の経営を維持していくためには、さらに効率的で効果的な行財政運営が求められています。

そのためには、徹底した行財政改革による持続可能な行財政基盤の確立、職員の意識改革と計画的な人材育成、行政の透明性の向上を図るとともに、町民と行政の役割分担による自治の仕組みづくりなどに取り組み、町民のニーズや社会情勢などを的確にとらえながら、町政を展開していくことが必要です。

第4次かつらぎ町長期総合計画基本構想の体系図



まちづくりの潮流

- 認識すべき時代の潮流
- 1 少子高齢化・人口減少の時代へ
 - 2 過疎化の進行の時代へ
 - 3 環境保全の時代へ
 - 4 日常生活への不安と安全・安心志向の高まりの時代へ
 - 5 地方分権・地域主権進展の時代へ
 - 6 高度情報化の時代へ
 - 7 真の豊かさを求める時代へ
 - 8 地域資源を見直し活用する時代へ
 - 9 男女共同参画の時代へ

まちづくりの施策の大綱

- 町政推進の柱となる基本的な目標を記述
- 1 豊かな自然と歴史・文化のまちづくり
《自然と共生した住むところがあって》
 - 2 地域の特性を生かした活力あるまちづくり
《活力を生む場所有り》
 - 3 安全で安心して暮らせるまちづくり
《安全で安心して暮らせ》
 - 4 豊かな人間性を育むまちづくり
《豊かな人を育み》
 - 5 みんなでつくる協働のまちづくり
《みんなでもにまちづくりを行い》
 - 6 信頼される役所づくり
《さまざまな行政課題に取り組む》

将来像

『住んでみて ニーがイチャバン かつらぎ町』

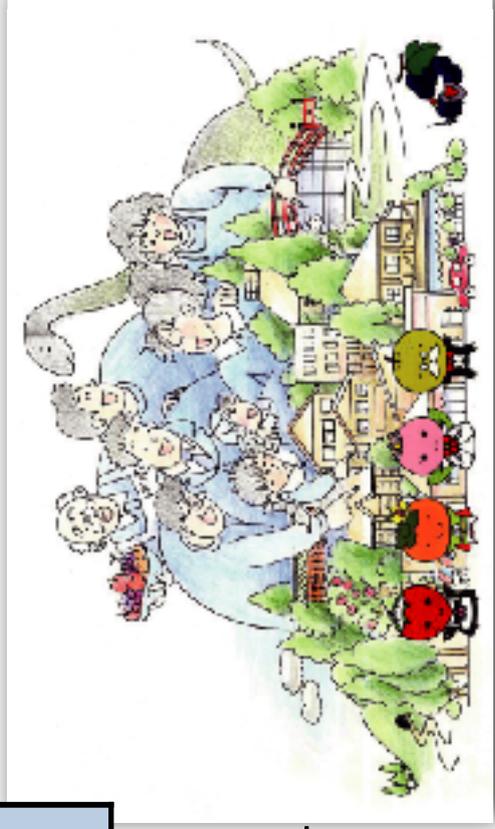
それぞれの世代が笑顔で暮らせるまちづくりを推進する。

『笑顔で暮らせるまちづくり』

- まちづくりの課題
- 1 人と自然の調和した快適で住み良いまちづくり
 - 2 活力とにぎわいを生み出すまちづくり
 - 3 生涯健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり
 - 4 人を大切に、豊かな心を育むまちづくり
 - 5 ともにつくるまちづくり
 - 6 信頼される役所づくり

町民アンケート調査の実施

- ・平成21年8月～9月実施
- ・18歳以上の町民3,000人を無作為抽出
- ・回収状況
回収票数1,349票
回収率 44.8%
- ・調査項目
①本人属性
②行政サービス等について
③政策・施策に対する重要度・満足度について
④その他



「住んでみてここがイチバンかっこいい町」

第1章 豊かな自然と歴史・文化のまちづくり

第1節 環境にやさしいまちづくり

第2節 自然と調和したまちづくり

第3節 快適で潤いのあるまちづくり

第4節 歴史・文化の継承と創造

第2章 地域の特性を生かした活力あるまちづくり

第1節 活力を生むまちづくり

第2節 安心して働けるまちづくり

第3章 安全で安心して暮らせるまちづくり

第1節 健康に暮らせるまちづくり

第2節 いきいきと暮らせるまちづくり

第3節 支え合うまちづくり

第4節 安全・安心のまちづくり

第5節 人権を尊重するまちづくり

第4章 豊かな人間性を育むまちづくり

第1節 子どもを守り育むまちづくり

第2節 学びと参加によるまちづくり

第3節 互いを尊重し合うまちづくり

第5章 みんなでつくる協働のまちづくり

第4節 交流によるまちづくり

第1節 住民主体のまちづくり

第6章 信頼される役所づくり

第1節 改革によるまちづくり

	第1 自然環境の保全と活用
	第2 クリーンなまちづくりの推進
	第1 秩序ある土地利用
	第1 生活基盤の整備
	第1 歴史・文化の継承と創造
	第1 地域特性を生かした農林業の展開
	第2 魅力ある商工業の振興
	第3 観光・サービス業の育成
	第4 移住・定住施策の推進
	第1 雇用・就業環境の整備
	第1 地域医療の充実
	第2 病気の予防
	第1 高齢者の社会参加
	第2 高齢者福祉の充実
	第3 障害者支援の充実
	第1 出産・子育て環境の充実
	第2 支え合う地域福祉社会の形成
	第3 社会保障の充実
	第4 コミュニティ活動の活性化
	第1 防災対策・体制の強化
	第2 消防・交通・防犯体制の整備
	第3 上下水道の整備、し尿の収集・処理
	第4 消費者保護
	第1 人権尊重社会の実現
	第1 教育環境の充実
	第2 青少年の健全育成
	第1 生涯学習環境の整備
	第2 スポーツ・レクリエーションの推進
	第1 男女共同参画社会の実現
	第2 人権啓発の推進
	第1 地域間交流の推進
	第2 国際交流の推進
	第1 協働によるまちづくり
	第1 行政運営の効率化
	第2 財政の健全化
	第3 情報公開の推進



第3部 基本計画

第1章 豊かな自然と歴史・文化のまちづくり

《自然保全、循環型社会、土地利用、生活環境、歴史・文化》

第2章 地域の特性を生かした活力あるまちづくり

《農林業、商工業、観光・サービス業、移住・定住、雇用・就業》

第3章 安全で安心して暮らせるまちづくり

《保健・医療、高齢者支援、障害者支援、子育て支援、地域福祉、
社会保障、地域コミュニティ、防災、消防・交通・防犯、
上下水道・し尿処理、消費者保護、人権尊重社会》

第4章 豊かな人間性を育むまちづくり

《学校教育、青少年健全育成、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、
男女共同参画、人権啓発、交流（地域間交流・国際交流）》

第5章 みんなでつくる協働のまちづくり

《協働によるまちづくり》

第6章 信頼される役所づくり

《行政運営、行財政、情報公開》

第1章 豊かな自然と歴史・文化のまちづくり

第1節 環境にやさしいまちづくり

第1 自然環境の保全と活用

○現状と課題

本町は、緑深い山々や大小の清流に恵まれており、紀の川流域の集落地を中心として、南北の中山間部は樹園地が広がっており、このように豊かで多様な自然環境は、本町の誇りです。

全面積の約66%を占める山林は、林産物の供給のみならず、国土の保全、渇水や洪水の緩和、良質な水を育む水源のかん養^{*}機能、土砂災害の防止など、重要な役割を果たしていますが、近年の後継者不足や木材価格の低迷により、人工林の荒廃が多く見られるようになりました。今後も、森林の持つ多様な機能を増進するため、森林整備地域活動支援事業を活用するなど、森林の造林と保全を図る森林整備を促進していかなければなりません。

一方、紀の川、有田川をはじめとした大小さまざまな河川が育む清流は、人々の生活に潤いを与え、夏には鮎釣りや川遊びの場として利用されています。

河川改修における自然に調和した工法の導入、河川への不法投棄の監視体制の強化、河川愛護に関する広報などの情報発信を行うことにより、河川・水辺環境の保全に努めていく必要があります。

また、地球温暖化防止のため、新エネルギー^{*}の導入検討や公用車へのエコカー採用、再生紙の利用、節電などに努めています。

これらの幅広い環境問題に総合的かつ計画的に対応していくためには、町民、事業者、行政が一体となって、環境への関心を高め、社会経済活動や生活様式を環境に配慮したものに転換するなど、環境保全対策を推進していく必要があります。

○基本方針

本町の緑豊かな自然や歴史的・文化的資源は、私たちが受け継いだかけがえのない財産であり、次世代に継承していくためにさまざまな保全活動を推進していくことが必要です。

また、山や川の恵みを町民生活に身近なものとして、ウォーキングやトレッキングを通じた健康づくりや郷土を愛する心の醸成につなげ、その活用を図ります。

環境施策の総合的・計画的な推進を図り、環境問題への関心をさらに高めるため、町民、事業者などへの普及啓発を図ります。

※水源のかん養…森林は降雨を一時貯留し、水を徐々に流出させるか、あるいは地下に浸透させるが、このような貯水機能のことをいう。

※新エネルギー…太陽、風力、バイオマスエネルギー、燃料電池等。

○主な取り組み事項

1. 自然環境の保全

自然環境の保全に留意した適正な土地利用への誘導はもとより、公共事業の実施にあたっては、生態系の保護や自然景観の保全に配慮した資材・工法の導入を進めます。また、イノシシやアライグマ、鹿などの有害鳥獣対策を通じて、田園風景や自然環境の保全に努めます。

2. 森林を育てる

森林組合と連携し、森林のさまざまな機能や自然環境を維持するために、間伐、下刈り、林道整備などを行い、森林の保全に努めます。

3. 河川・水辺環境の保全

町民共有の貴重な水資源である紀の川や有田川などの河川の水質保全と美化運動に取り組みます。また、町民が水辺にふれあえる場及び交流を育むことができる水辺環境の整備を図ります。

4. 地球温暖化対策の推進

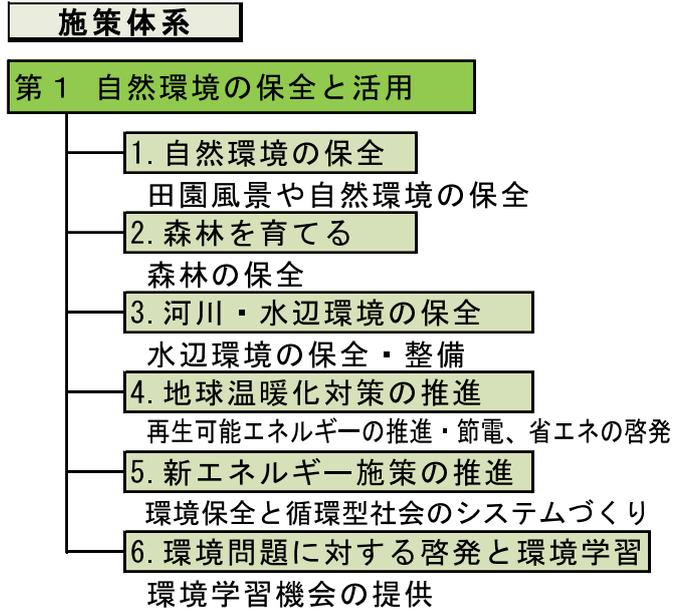
再生可能エネルギーの普及を推進し、公共施設をはじめ、家庭や企業などにおいて、再生可能エネルギーの導入を促進します。また、すべての公共施設で、照明や冷暖房の工夫による節電と省エネルギーの取り組みを実践するとともに、家庭や企業における節電・省エネルギーの啓発に努めます。

5. 新エネルギー施策の推進

地域の特性を生かした木質バイオマスなどの新エネルギーの導入を図り、環境保全と循環型社会のシステムづくりを推進します。

6. 環境問題に対する啓発と環境学習

町民一人ひとりの環境意識のさらなる醸成を図るため、町民や町民活動団体などに対し環境保全のための学習機会を提供します。



○協働の方針

町民の役割

環境保全に関する意識を高め、日常生活での環境への負荷を軽減します。

行政の役割

自然環境の保全に向けた広報活動、植樹や節電などの地球温暖化対策に取り組みます。

第2 クリーンなまちづくりの推進

○現況と課題

本町の廃棄物行政は、分別収集によるごみの減量化と資源の循環型社会の形成を推進し、環境負荷軽減とごみ処理経費の抑制に取り組んでいます。

分別リサイクルでは、缶類・ビン類・破碎ごみ・有害危険ごみ類・プラスチック類・ペットボトル・古紙類・古布類・陶器ガラス類・粗大ごみなど合わせて20種類のきめ細やかな分別回収と手選別による生きビン類の分別を実施し、ごみの減量化並びに処理経費の節減に大きな成果を上げています。

しかしながら、依然として燃えるごみの中に資源物の混入が見られ、さらなる適正処理に努める必要があります。

また、空き缶などのポイ捨てや山間地などで粗大ごみ等の不法投棄は後を絶たず、景観を阻害しているため、美化運動の取り組みやモラルの強化が求められています。

動物愛護については、動物の愛護及び管理に関する法律により、狂犬病、ふん尿、鳴き声など、近隣住民の迷惑とならないよう適正な飼育・管理方法の普及・啓発が必要です。

○基本方針

廃棄される物を最小限に抑えるため、3R^{*}（ごみの減量・再使用・再生利用）運動の推進によるごみ排出抑制のための啓発を推進し、ごみの分別の徹底や減量化を図るとともに、一般廃棄物の適正な処理に努めます。

また、健康で快適な生活環境を確保するため、町民と事業者が一体となって、大気や水質の汚染を防止するとともに、観光客を含め一人ひとりに対する環境美化意識の高揚を図り、ごみのポイ捨てや不法投棄などの防止やマナーの向上など、町民・地域が一体となった環境美化への活動を進め、美しい環境の保全に努めます。

ごみを出さない運動とともに、資源の再利用を含め、環境に負担がかからない循環型社会の形成に町民及び事業者とともに取り組みます。

町民生活に密接に関わりのあるペットの飼育などについては、快適性を確保するため、ふん尿処理など飼育方法の意識向上に努めます。

※3R…Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもの。

○主な取り組み事項

1. ごみの適正な処理

かつらぎ町一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正な処理を進めます。

2. 3R運動の推進

町民、事業者、行政が一体となり、3R（ごみの減量・再使用・再生利用）運動をさらに推進します。また、町民との協働による啓発活動を充実し、資源ごみの適切な分別収集とリサイクルを図ります。さらに、分別収集等の補助金制度を一層周知し、ごみの減量化に努めます。

3. 町内クリーンアップ作戦の推進

町民参加による道路清掃や河川清掃を関係管理者において実施するとともに、快適な環境づくりに対する町民意識を一層高めます。

また、まちの美しい環境を維持するため、環境美化活動など町民主体の取り組みを支援します。

4. 不法投棄対策の推進

ポイ捨て・不法投棄防止のため、監視・パトロールを実施し、ごみを捨てられない環境づくりを推進します。また、ポイ捨てや不法投棄の啓発活動を行います。

さらに、警察などの関係機関と連携し、不法投棄の取締を強化します。

5. 動物愛護の推進

「狂犬病予防法」に基づき、飼い主へ飼い犬の登録と予防接種の必要性を周知し、接種率の向上に努めます。

また、動物を飼う家庭が増える中で、動物の命を大切に作る心豊かな人づくりと人と動物が共生する潤いのある社会づくりを推進するため、和歌山県動物愛護管理促進計画に基づく動物の愛護精神の高揚と適正管理に取り組みます。

6. 斎場・霊園の管理

墓地は、需要動向を勘案しながら、将来の霊園整備の必要性について、調査研究を進めます。

火葬場及び斎場については、地域社会に融和する施設を目指すとともに、利用者の利便が図られるよう適切な管理運営を促進します。

施策体系

第2 クリーンなまちづくりの推進

1. ごみの適正な処理

かつらぎ町一般廃棄物処理基本計画に基づく適正な処理

2. 3R運動の推進

ごみの減量化とリサイクルの推進

3. 町内クリーンアップ作戦の推進

町民参加による道路清掃や河川清掃の実施

4. 不法投棄対策の推進

監視・パトロール体制の強化

5. 動物愛護の推進

動物愛護精神の高揚と適正管理

6. 斎場・霊園の管理

霊園整備必要性の調査研究

○協働の方針

町民の役割

ごみのポイ捨てやペットのふん尿を放置しません。ごみの分別や排出のルールを守ります。また、地域がきれいになるよう美化行動などへの参加に努めます。

行政の役割

町民や団体などの自主的活動を積極的に支援します。ごみの減量化やリサイクル、資源化について啓発を行います。

第2節 自然と調和したまちづくり

第1 秩序ある土地利用

○現況と課題

土地は限られた資源であるとともに、人々の生活や生産活動の基盤であり、地域づくりの基本的な要素です。

本町の面積は、151.73km²で南北に長い町域となっています。

近年の土地開発は、宅地分譲地の開発が主に行われていますが、農林業の担い手不足などにより、保育管理の行き届かない森林が拡大しているとともに、農地の減少と耕作放棄・遊休地化が進み、特に山間部農地の荒廃が進んでいます。

こうした中、限られた土地を効果的に生かし、豊かな自然環境との調和、災害の防止など安全性を重視した防災対策、また観光交流の舞台づくりを重視しながら、利便性や生産性が高く、地域活力を生み出す土地利用を進めていくことが課題となっています。

○基本方針

自然環境に配慮し、自然環境の持つ多様な機能を活用しながら生態系の維持を図るなど、恵まれた自然と住民生活、産業活動が調和した土地利用をさまざまな土地利用計画に基づいて進めます。

また、土地利用と管理の基礎となる地籍調査事業の早期完了を目指し、着実な事業推進と利活用を図ります。

○主な取り組み事項

1. 地籍調査事業の促進

本町の地籍調査事業の進捗率は、平成24(2012)年3月末現在で約65%となっています。土地利用と管理の基礎となる地籍調査事業の早期完了を目指して、実施体制の改善等により事業の着実な推進を図ります。

2. 土地利用指針の確立

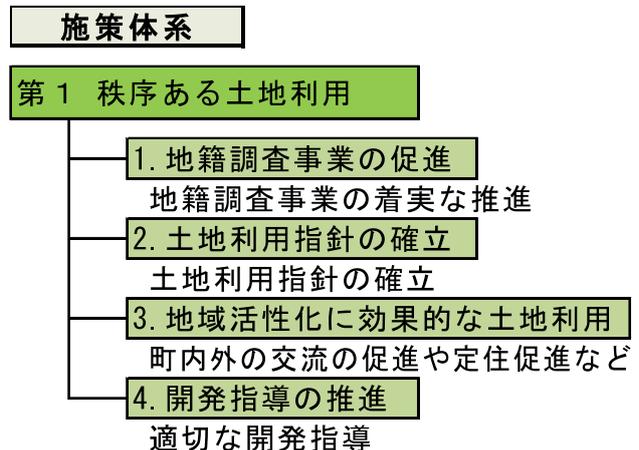
農業振興地域整備計画、森林整備計画、道路整備計画等を基本に、また自然公園地域、保安林等の指定地域を踏まえ、都市計画マスタープランなどの土地利用指針の確立を進めます。

3. 地域活性化に効果的な土地利用

環境との共生や景観の保全、災害の防止など安全性に配慮しながら、町内外の交流の促進、定住の促進、就農希望者の受け入れなどを重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導します。

4. 開発指導の推進

開発行為に関わる規制の周知・啓発を進めるとともに、法制度、条例、指導要綱等により適切な開発指導を図ります。



○協働の方針

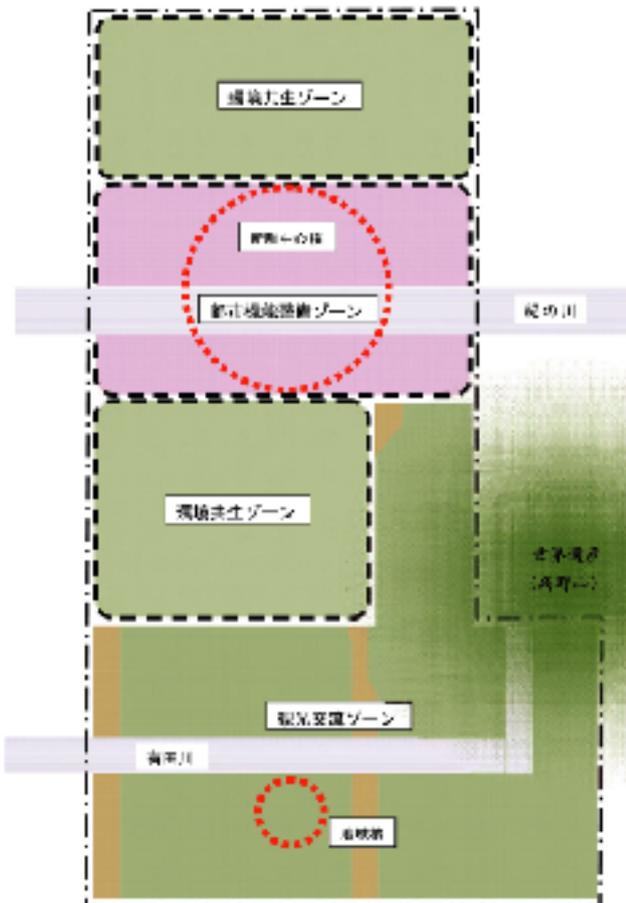
町民の役割

土地利用に関するルールを守り、土地利用を行います。

行政の役割

適正な土地利用が図られるように、指導助言を行います。

図1-10 ゾーニング



都市機能整備ゾーン

既成市街地が形成され、かつらぎ町の経済・行政等の集積があり、中心性の高いゾーン。

環境共生ゾーン

森林や果樹を中心とする農地が多く、自然や農業と町民生活がともに調和したゾーン。

観光交流ゾーン

紀北地域を代表する観光地、施設が多く立地しているゾーン。

第3節 快適で潤いのあるまちづくり

第1 生活基盤の整備

○現況と課題

本町では、交通体系の基盤整備として、主軸となる「京奈和自動車道」「国道24号」「国道370号」「国道371号」「国道480号」に接続する基幹道路、主要施設や近隣都市との連携を図るための道路整備を体系的に進めています。

町道については、日常生活に密着した道路として、また、広域幹線道路などへのアクセス道路などとして整備していくとともに、橋梁についても長寿命化に向けた計画的な整備を進めていく必要があります。

農林道の新設・改良については、利用者の目的に適したものとし、かつ経済効果、景観や環境保全について考慮したものを採択し、利用者との連携により適切な維持補修を進めていく必要があります。

また、居住環境の整備向上のひとつとして、老朽化した町営住宅については、入居者の経済的な状況を考慮しながら、計画的な整備を進めていく必要があります。

さらに、高齢者をはじめとする町民の日常的な移動手段の確保や観光の振興等を見据えながら、鉄道の利用促進と利便性向上に向けた取り組みや、路線バスの維持・確保の推進に努めるとともに、地域の実情等を踏まえた新たなバス運行施策について検討していく必要があります。

そのほか、高度情報通信基盤は、光ファイバーが一部の山間地域を残し町内全域に敷設され整備が進んでいますが、地域間の情報格差を是正するため未整備地域の解消に取り組む必要があります。

○基本方針

すべての町民が安心して住み続けることができるよう、快適で潤いのある住環境づくりに努めます。

道路交通網の整備は、人々が行き交うにぎわいと交流を促進し、産業の活性化、消防・救急体制の強化など、地域の利便性と定住環境の向上につなげるため、自然環境に配慮しながら、人と車の安全性の確保、人と車の共存に配慮した道路整備を計画的に進めます。

広域的な幹線道路である国道・県道の整備を順次要請し、町内外の交流の活発化、町内各地区の交通の円滑化を図ります。

また、町域の均衡ある発展に寄与するため、優先順位及び経済効果、災害時の迂回路等を重視しながら、より効果的な町道等の改良事業を推進します。

さらに、高齢者などの交通弱者の買い物や通院といった日常生活の移動手段の確保として、公共交通の整備と空白地帯の解消に努めます。

そのほか、多様な情報の提供や緊急時の円滑な情報伝達など、暮らしの安全の確保や産業の振興を図る情報通信基盤^{*}の整備を推進し、情報格差のない生活環境の実現を目指します。

※情報通信基盤…情報通信を行うことができるよう必要となる幹線の整備、情報ネットワークの提供などのこと。

○主な取り組み事項

1. 都市基盤の整備

ゆとりと潤いのある快適な居住空間を創造するため、道路、河川等のインフラ整備、公園や緑地の整備、安全な遊具の設置など、町民が憩い安らぐ環境を整備します。また、無秩序な住宅開発の拡散を防止しつつ、住宅ニーズに対応するため、良好な住宅・宅地の開発を促進します。

2. 町営住宅の整備

老朽化した町営住宅の建て替えを推進し、良好な住環境の形成と居住水準及び地域環境の向上を図ります。また、町営住宅の長寿命化を図るため、計画的な補修・修繕を推進します。

3. 広域道路の整備促進

自動車道路の円滑化、安全性・快適性の向上に向け、国道・県道の適切な維持管理と改良などを関係機関に要望します。

4. 町道の整備促進

安全で快適な交通環境と産業の振興を図るため、歩行者や運転者といった道路利用者の目線からの道路づくりを目指し、町道や歩道、橋梁といった交通環境を計画的に整備します。

5. 農林道の整備

営農や林業経営の改善に対応する農林道の改良・整備を進め、町内道路網の強化を図ります。

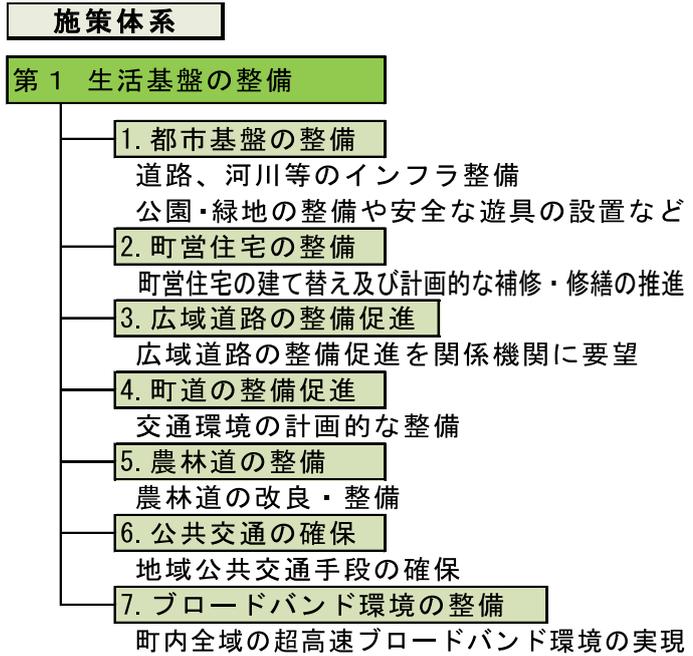
6. 公共交通の確保

公共交通空白地帯の解消や交通弱者の移動手段を確保するため、路線バスの運行支援や地域コミュニティバス運行の効率化を図り、利用者ニーズにあわせたルート・ダイヤとするとともに、利用促進に向けた周知・啓発に努めます。

通勤、通学及び観光客が利用する主要な交通機関である鉄道利用については、沿線市町等と連携した利用促進活動により、町民に鉄道利用を啓発し、JR和歌山線の増便や輸送力の増強を関係機関に要望します。

7. ブロードバンド^{*}環境の整備

公的サービスによる光ファイバーの活用を含めさまざまな整備手法を検討し、関係機関に働きかけ、町内全域の超高速ブロードバンド環境の実現に努めます。



○協働の方針

町民の役割

道路整備の重要性を地域全体の共通課題として考えます。また、公共交通機関を積極的に利用するとともに、整備された情報通信環境を積極的に活用します。

行政の役割

広域道路や道路の計画的な整備を行います。また、必要とされる交通サービスの検討を進め、身近な交通手段として公共交通の利用促進を図ります。

地域間の情報基盤格差の解消に努め、必要とする情報を的確に得られるようシステムを整備します。

※ブロードバンド(Broadband)…広帯域通信網のことで、高速で大容量の情報を送受信できるアクセス回線。

第4節 歴史・文化の継承と創造

第1 歴史・文化の継承と創造

○現況と課題

本町は、古く万葉集に詠まれた情景や、平成16(2004)年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部として世界遺産に登録された国指定重要文化財(建造物)「丹生都比売神社本殿」、「丹生都比売神社桜門」や国指定記念物(史跡)「丹生都比売神社境内」、「高野山町石」をはじめとする多くの歴史的・文化的資源に恵まれており、これらが本町の特色の一つとなっています。

これらの歴史や文化は、まちの個性や独自性を生み出す重要な要素であり、本町が持つ固有の資源や風土を生かしつつ、新たな文化を築き上げていくことが望まれています。

また、芸術文化などの活動については、参加者の固定化や、指導者・後継者が不足しているのが現状であり、文化活動の魅力を高め後継者の育成などを図っていくことが大切です。

文化や文化財は、先人たちのまちづくりの精神を知ることのできる貴重な財産であり、これらを保護し、次の世代に伝えていくことは、今を生きる私たちの責務です。

これらの文化財は、郷土に対する関心を高め、歴史や文化、風土を広く発信するうえで重要な役割を担っています。今後も適切な調査や保存を行い、より多くの人々が本町の歴史や文化にふれる機会を増やす必要があります。

○基本方針

地域文化の振興に向けて、各種団体と連携しながら、町民が本町の歴史や文化財に接する機会を持ち、貴重な地域の有形・無形の歴史文化財への理解を深め、継承していく意識を育て、人材育成と保護活動を進めます。

文化財の保存整備、文化施設の整備充実を進め、郷土文化の学習やふるさと学習の学校教育、生涯学習への利用を高めるとともに、個性ある観光資源としての利活用を推進します。

また、本町の歴史と風土に根ざした文化財を観光資源として活用するとともに、文化財の保護について検討を進めます。

○主な取り組み事項

1. 文化活動の推進

文化団体・グループ活動の発表機会を充実し、芸能文化に触れ、体験し、交流する機会の充実を図ります。

2. 文化財保存の推進

文化財の保護、地域の伝統文化の保存・継承への支援とともに、文化財の掘り起こしや研究により、無形文化財の継承、人材育成を図ります。

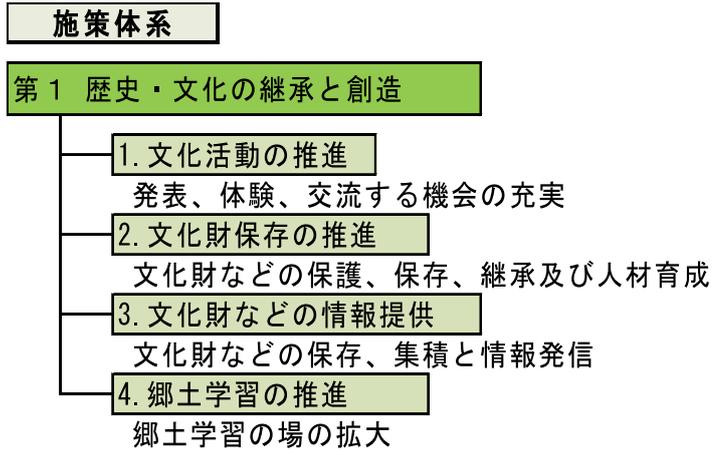
3. 文化財などの情報提供

歴史・文化や民俗資料の保存、集積を進めながら、保管方法を検討するとともに、資料館等の展示施設における公開を積極的に行い、展示施設の博物館相当施設への昇格を段階的に目指します。

また、文化財を整理し系統づけ、観光交流情報の提供と合わせた文化財の紹介冊子やマップの作成を進め、情報を発信します。

4. 郷土学習の推進

本町の自然や歴史的遺産を活用し、住民相互の交流を促進する郷土学習教室、イベントや体験事業を推進し、町民の郷土学習の場を拡大します。



○協働の方針

町民の役割

文化財が地域財産であることを認識し、町との協働により文化財の保全・管理を進めます。また、文化芸術の鑑賞や文化芸術活動に積極的に参加します。

行政の役割

町民との協働により文化財の保全・管理を進めます。文化財の価値について行政と町民が共通認識できるよう、情報の提供を行います。文化芸術に親しむきっかけづくりを行うとともに、団体などの活動を支援します。

第2章 地域の特性を生かした活力あるまちづくり

第1節 活力を生むまちづくり

第1 地域特性を生かした農林業の展開

○現状と課題

比較的温暖な気候の本町は、古くから農業を基幹産業として発展し、傾斜地を生かしたフルーツの生産が盛んです。果樹園は全農地の大部分を占め、柿・みかん・桃・ぶどう・ブルーベリー・梨・りんごなどさまざまなフルーツが生産されています。特に柿は、適地でもあることから、日本有数の産地となっています。また、果樹以外にも水稲・野菜・花き栽培、畜産などが各地域で展開されています。

これまで、関係機関と連携し、ほ場や用排水路など農業生産基盤の整備、中核農家の育成など、基幹産業である農業の振興に向けたさまざまな支援施策を積極的に推進し、その成果を上げてきました。

しかし、輸入農産物との競争激化や、農産物価格の低迷などによる農業所得の減少など、農業をめぐる情勢が依然として厳しい中で、農家数の減少や農業従事者の高齢化、後継者不足、これらに伴う耕作放棄地の増加、さらには、鳥獣害の増加などの問題が一層深刻化し、生産活動は停滞傾向にあり、農業の活力の低下が懸念されています。

このため、今後は、農業生産者・関係機関・行政共通の認識と目標のもとに連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を進めながら、新規就農者など意欲ある多様な担い手の確保・育成を図るとともに、経営体質や生産性の向上、高品質化の促進、鳥獣害対策の強化など、多面的な支援施策を一体的に推進する必要があります。

森林については、紀の国森づくり基金活用事業や花園地区に企業の森を設置する等、森林の持つ重要性の啓発や植樹ボランティアの育成に努めています。木材生産機能をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全など、多面的な機能を持っているため、適正な森林整備を推進していく必要があります。

町民農園では、各農園が自主的に管理運営を行う自主運営方式により、利用者相互の関係を深めるコミュニティ醸成の場にもなっています。これらの制度や仕組みを通じて、町民同士の交流の機会を今後とも創出していくことが重要です。

また、町民農園や観光農園及び農業体験施設の整備等、都市と農村の交流を促進し観光農業を振興する機能の充実を図る必要があります。

○基本方針

恵まれた気候風土を生かし、安全・安心な付加価値の高い農産物を生産し、地産地消を推進します。基幹産業である農業の振興に向け、生産者などと行政が一体となって、農業生産基盤の充実や地域における担い手の育成をはじめ、近年の農業情勢の変化を踏まえた多面的な支援施策を推進するとともに、広葉樹林の拡大、間伐などによる山林の状態改善を実施するなど、適正な森林整備を進めます。

それから、滞在型体験農園を核として都市との交流を日帰り型からリピート、滞在型へと転換するグリーン・ツーリズム事業を展開し、雇用の創出や経済効果の出現を目指すとともに、遊休農地の解消と活用を図ります。

○主な取り組み事項

1. 農業の多角化による交流型農業の促進

安定した農業経営に取り組むことができるよう、国や県の補助制度の周知及び活用促進を積極的に行います。また、学校教育や生涯学習、観光部門などと連携しながら、本町農業の特色を生かした農業体験や農家民泊などグリーン・ツーリズムを取り入れた都市との交流型農業を促進し、農商工連携による6次産業^{*}化など付加価値を高めるような取り組みへの支援を行い、農業の収益性を高めます。

2. 新たな担い手の確保・育成

新規就農希望者や経営規模の拡大を目指す農家、施設園芸による集約的経営を展開する農家など、本町農業の将来を支える認定農業者^{*}や新たな担い手農家を育成するとともに、若手農業者間の繋がりをつくるきっかけとなる交流の場を設けます。また、和歌山県、JA及び大学などの関係機関と協力し、農業技術の研修や営農指導及び新たな担い手への農地利用集積などの支援策を進めます。

3. 農業生産基盤の充実

生産性の向上や効率的で収益性の高い農業経営の促進、優良農地の確保に向け、農業生産基盤の整備を引き続き推進します。

また、耕作放棄地の発生防止と解消に向け、関係機関と連携し、調査や指導、担い手へのあっせんなど農地流動化に努めるとともに、再生・有効利用の取り組みに対する支援を行います。

4. 広義な地産地消の促進と消費の拡大

京奈和自動車道や一般国道480号鍋谷峠（府県間トンネル）などの基幹道路の整備に伴い、既存の直売施設のPRや新たな直売施設の整備、学校給食への導入などにより、地元で生産された生産者の顔の見える安全・安心で新鮮な農畜産物の提供や特産品の購買の促進を図ります。また、商工業者との連携等により、6次産業化を積極的に推進し、友好都市である和泉市・守口市を中心とした都市部における販売の拡大を図るとともに、新たな特産品の開発を進めます。

5. 鳥獣害対策

イノシシやアライグマ、鹿などによる農産物への被害の深刻化、広域化に対応し、広域的な対応も含め、その対策を一層強化していくとともに、地域における対策の指導者や捕獲の担い手の確保・育成を図り、被害の防止に努めます。

6. 森林の整備促進

かつらぎ町森林整備計画に基づき、森林の適正な進行管理を行い、林業の振興を推進します。

また、地球温暖化防止や森林保全に積極的に貢献している企業などに働きかけ、森林整備への企業支援を得る企業の森事業を推進します。

そして、森林組合と連携を強化し、林業従事者や後継者の確保・育成に努めます。また、林内労働の負担軽減を進めるなど、就労環境の改善を促進します。

7. ふれあい農園の推進

農地を持たない人が気軽に農業を楽しみ、町民同士の交流の場となる町民農園や体験農園の充実にも努めるとともに、観光面と連携した農園のあり方を検討します。

施策体系

第1 地域特性を生かした農林業の展開

1. 農業の多様化による交流型農業の促進

安定した農業経営への支援
グリーン・ツーリズムなどの交流型農業の促進

2. 新たな担い手の確保・育成

認定農業者や新たな担い手農家の育成

3. 農業生産基盤の充実

耕作放棄地の発生防止と解消

4. 広義な地産地消の促進と消費の拡大

農産物の地産地消の促進と消費拡大

5. 鳥獣害対策

鳥獣害対策の強化及び指導者・担い手の育成・確保

6. 森林の整備促進

適正な森林の整備・管理の促進

7. ふれあい農園の推進

町民農園や体験農園の充実

○協働の方針

町民の役割

農地の保全や地元で採れた農産物の消費、PRに努めます。

行政の役割

農地の環境整備を支援し、新たな担い手の育成・支援や担い手への農地利用集積、販路の拡大に努めます。

※6次産業…1次産業（農業）×2次産業（加工）×3次産業（情報サービス）＝6次産業

農産物の生産（1次産業）から加工（2次産業）・販売（3次産業）までを手掛ける総合産業のことを指します。

※認定農業者…他産業とそん色ない年間所得を実現するため、自ら経営改善計画を策定した意欲ある農業者について、一定の要件に基づいて町が認定したものを。

第2 魅力ある商工業の振興

○現状と課題

本町には、食品加工、印刷関連及び繊維工業を中心とした製造業の事業所、工場があり、雇用を創出しています。

本町の商店街は、JR笠田駅・JR妙寺駅前並びに国道24号沿いに立地しています。主に個人商店が中心であり町民の生活を支え、にぎわいを生み出す場ですが、都市部の商業集積地に、町内の購買力が流出していることもあり、商業経営の環境は厳しさを増しています。

今後、人口の少ない地域、特に後継者が決まっていない事業者が事業を廃止し、生活必需品が地元で購入できない状況になれば、過疎化をますます加速させる恐れもあり、今後の大きな課題となっています。

地元での購買を回復していくために、まずは町民への日常の生活必需品の販売拡大を進めるとともに、観光客をターゲットとした販路拡大に取り組み、商工会や商業団体等との連携を図りながら、商業の活性化に努めていく必要があります。

本町の企業は中小規模の事業所が多く、社会経済情勢の悪化に対して直接的に影響を受けやすい状況となっており、これら企業の経営基盤の強化が求められています。

こうした中小規模の事業所においては、経営の健全化や基盤強化を促進するため、融資制度の充実等に取り組む必要があります。

町内の商業活性化のためには、各事業者が既存の商圈、業態にとらわれず、消費者の新たな需要や、潜在的な地域の需要を発掘していくことが必要です。経営改善に努力する商店などに対し、行政が支援を継続的に実施していくことも求められます。とりわけ商店街は、町民の日常生活の利便性を支える拠点であり、買い物客が集まり、にぎわいを生み出す場所でもあります。商店街の特徴を生かし、地域に密着した取り組みにより、交通弱者である高齢者などの生活を支え、地域の交流やコミュニティ活動の拠点となることなどが期待されます。

本町に活動・生産拠点を置いている地元企業について、経営の安定・向上に向けた取り組みの継続が重要です。さらに、行政とのより親密な関係を構築し、一体感を感じてもらえるような環境づくりに注力していくとともに、新たな産業の育成・支援などに向けた仕組みづくりが求められます。

「町内の商工業の活性化」は、単に商工業の活性化ではなく、まちの活性化（まちづくり）を含むより大きな概念の中で捉えていく必要があります。

○基本方針

地域の活性化とにぎわいづくりを推進するため、町民への日常の生活必需品の販売拡大、観光客への販路拡大という視点から、消費者動向等の情報収集や提供、観光や農業など他の産業との連携を推進するほか、経営体質の強化や経営支援として各種融資制度による効果的な支援を行うとともに、商業団体等が実施する購買拡大事業について、商業活性化のために支援や連携を図ります。

地場産業においては、経営の安定化や食料品製造業及び伝統的な繊維製品製造業など地場製品の優れた産業技術の継承や情報発信などに取り組むため、関係団体や大学などと連携して、技術・商品開発、販売ルートの開拓、人材の育成など経営体質の強化を促進します。

それから、関連イベントの開催、体験・学習メニューの開発、情報発信の強化など、多面的な展開を促進します。

このため、既存の事業所と地域の良い共存関係を支援するとともに、新たな事業所の立地を誘導し、地域産業の活性化を図ります。

また、町に魅力を見出す人が、町外からも訪れてくるような、買い物や散策を楽しめる、回遊性の高い環境などを整備し、にぎわいのあるまちをつくります。

○主な取り組み事項

1. 商工振興

世界遺産をはじめとした文化財、京奈和自動車道及び国道480号など交通アクセスを活用した誘客、顧客の消費動向へのきめ細かい対応、地元高齢者への販売促進定着などを商業と観光に関連させていく必要があります。商工会や地元企業などが特色ある農林水産業分野と連携して、新たな商品・加工品開発を行い、地元住民や観光客に提供し、商店街への誘導を視野に入れた経済効果の発生に努め、併せて流通ルートに乗せ、合理化を図る取り組みを進めます。

また、商店街の振興のため、消費者のニーズを踏まえた商店街づくり、地域の特色を生かした商店街づくりなど、地域に密着した取り組みを支援します。

2. 中小企業の経営改善支援

県や商工会との連携により、各種支援制度を活用した企業の経営改善や設備投資を促進するとともに、各種相談・指導の充実、講習会の実施、また国・県等の制度資金の活用等により事業者の経営基盤を支援し、併せて後継者の育成に取り組みます。

また、経営改善に努力する商店主に代表される中小企業などへの支援に取り組みます。

3. 工業振興と企業立地

原材料、資材、製品の円滑な搬送の確保を図るため、国道や県道など幹線道路に接続する町道等の整備を進め、交通輸送体制の確立を図ります。また、生活環境と調和した工場環境の整備や住宅工場混在地区の環境改善を進めます。

なお、「京奈和自動車道」「一般国道480号鍋谷峠道路（府県間トンネル）」など基幹道路の整備に伴い、京阪神地域などへの移動時間・距離が大幅に短縮されることから、県との連携を図る中で、本町の特色である農林水産資源を生かした「地域資源活用型産業」を中心とした企業誘致に向け、経済社会の変化に対応した優遇措置などの支援策に取り組みます。

4. 起業や新規分野への支援

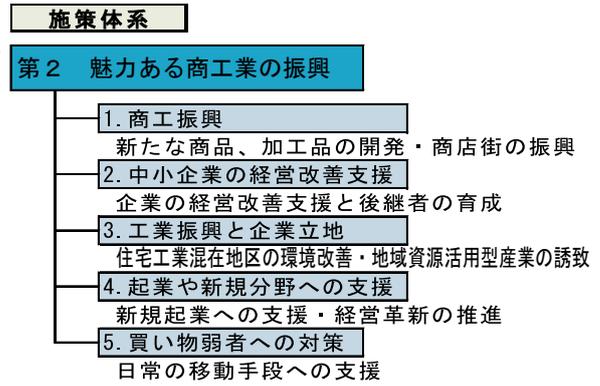
地域資源を利用した事業、農商工連携による商品開発や食品のブランド化への取り組みに対し、食を通じたコミュニケーションの場づくりを行い、6次産業化に向けた取り組みなど新しい分野での起業を支援します。

また、産業間の連携、異業種交流を強化するとともに、J A、森林組合、商工会など産業団体間及び事業者間の情報交換を支援し、産業振興や事業おこしに向けての研究開発活動を促進します。

それから、中小企業自らの積極的な経営革新（新たな取り組みによる経営の向上）により、消費者ニーズに合った新商品の開発または生産、新サービスの開発または提供などによる経営革新を促進するため、商工会等と連携し、積極的な情報提供に努めるとともに、中小企業の自助努力を基本とする経営革新支援及び経営基盤強化の支援に取り組みます。

5. 買い物弱者への対策

日常の移動手段に問題を抱える町民に対する利便性の改善を図る取り組みなど、地域課題を解消しようとする活動を支援します。



○協働の方針

町民の役割

企業活動に理解を深めるとともに、地域の商店街などで積極的に購入します。また、勤労者として資質の向上や自己啓発に努めます。

行政の役割

関係機関と連携し、事業者への支援を行います。

第3 観光・サービス業の育成

○現状と課題

本町の観光客数は、平成16（2004）年に紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産登録を受けたことを契機に、平成17（2005）年以降年々増加し、平成18（2006）年には100万人を初めて突破し、平成20（2008）年には112万人に達しました。

しかし、最近5年間を見ると総観光客数は、減少傾向にあり、特に平成24（2012）年は前年に比べ10万人の減少となりました。この要因として、平成23（2011）年9月の台風第12号による和歌山県への被害の影響によるものが考えられます。

本町において、観光交流の展開による関連事業が地域経済の活性化に果たす役割は重要であり、観光交流人口を拡大する取り組みをさらに強化するとともに、観光交流に関連して地域経済効果を生み出す仕組みづくりが必要です。

近年、国内観光においては、家族やグループ、個人による多様な目的を持った周遊型や体験型の旅行が増加してきており、情報取得の方法も、雑誌やテレビなどの従来型のメディアに加え、パソコンや携帯端末を通して、インターネット上の各種ウェブページや有名ブログを活用するなど多様化が進んでいます。

また、観光客を誘致するためには、県や市町村といった枠組みを超えた連携により、一つの広域的な観光エリアとして情報発信するとともに、本町の利便性や観光拠点としての魅力についても、さまざまなメディアを活用した積極的なPRを展開していく必要があります。

今後は、観光振興による町全体の産業の活性化、観光交流から移住定住への展開も視野に入れ、観光客の多様なニーズを的確に把握しながら、既存観光・交流資源の一層の活用を進めるとともに、地場産物の販売拠点ともなるような拠点づくりに取り組みます。

また、観光パンフレットの有効利用や、わかりやすい観光案内看板の設置、インターネットの活用、イメージキャラクターの活用や特色ある土産品作りにより、町内外にPRするとともに、活性化計画等を作成し計画的に取り組むことが重要です。

○基本方針

世界遺産に登録された（史跡）丹生都比売神社境内や高野山町石をはじめとする歴史的文化資源や、四季折々のフルーツを楽しめる観光農園など、豊かな自然の中で育まれた地域資源を生かし、農林業との連携による観光のまちとしてのイメージの形成に努めます。

また、世界遺産や「フルーツ王国」としての四季折々のフルーツ、四郷の串柿などの観光資源や特産品などについて、時節に応じた旬の情報を発信するほか、町全体で観光客をもてなす機運を醸成し、訪れた観光客とかつらぎ町における魅力を共感しながら、再び訪れたい地域としての新たな価値を"ともに創り上げる"魅力ある観光づくりを進めます。

さらに、訪れる観光客に、かつらぎ町の新たな価値や魅力を発見してもらえるよう、多種多様な観光資源をつなぎ、体験・滞留・滞在型などのさまざまな観光を提供し、交流人口の増加に努めます。

○主な取り組み事項

1. 観光施設等の整備

公衆トイレや休憩所など観光客の快適性を高める施設の整備を進めるとともに、案内板や標識については、ピクトグラム^{*}化などを促進します。

2. 交流機能の強化

関係機関・団体との連携のもと、本町ならではの資源を生かした観光農園、農家体験、農家民泊やワーキングホリデー^{*}などグリーン・ツーリズム^{*}における体験メニューを充実させ、体験型観光資源のネットワーク化を図り、体験メニューに応じた施設や人材の確保などの条件整備を重点的に進めます。

また、民間事業所やかつらぎフルーツ王国振興公社、商工会などと連携した、各種イベントの充実に努めます。

3. 情報発信と受け入れ体制の整備

かつらぎ町観光協会を核とした観光情報の提供充実や、語り部の会などの観光ボランティアの活用による着地型観光の支援を進めます。

そして、わかりやすい観光案内看板の設置、魅力ある観光パンフレットの作成、インターネットの活用、イメージキャラクターを活用したPR活動の強化を図ります。

また、観光客の受け入れや人々の交流を支援する観光案内機能を強化するとともに、観光交流関連事業者はもとより町全体で来訪者を温かく迎え入れることができるよう、まちづくりに果たす観光交流の意義について理解を促し、おもてなしの心で接するホスピタリティ^{*}の向上に努めます。併せて、宿泊施設との連携により、友好都市との交流、体験活動、教育研修などの受け入れを進めていきます。

4. 広域観光の推進

広域の関係団体との連携強化を図り、観光・交流産業の発展に向けてのPR活動や誘客活動を推進し、新たな観光プログラムの開発に取り組みます。

施策体系

第3 観光・サービス業の育成

1. 観光施設等の整備

観光客の快適性を高める施設整備

2. 交流機能の強化

体験型観光・交流機能の強化

3. 情報発信と受け入れ体制の整備

観光案内機能の強化とホスピタリティの向上

4. 広域観光の推進

県や近隣の市町、関係機関との連携強化

○協働の方針

町民の役割

まちの魅力を積極的にPRするとともに、イベントなどの企画から開催まで積極的に協力し、本町を訪れる人をおもてなしの心で接します。

行政の役割

町民・団体・事業者の取り組みを支援するとともに、ネットワークの構築や情報発信を行います。

※ピクトグラム…外国人観光客をはじめ誰もが理解しやすい絵文字で表したものを。

※ワーキングホリデー…農業や農村に関心を持ち、農作業や農村への滞在を希望されている方が農作業を手伝い、受入農家が作業料金の代わりに食事と宿泊を提供するもの。

※グリーン・ツーリズム…農林水産省が推進する「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」のこと。

※ホスピタリティ…来訪者に対して、受け入れ側の人々が気持ちよく接し、快適で強い印象と深い満足感を与え、再び訪れたいくなるようにさせる心のこもったおもてなし。

第4 移住・定住施策の推進

○現況と課題

本町では、第3次総合計画において、若者定住促進により18,000人の目標人口を設定し施策を進めてきましたが、農家人口の減少、少子化や町外に職場を持つ人の転出などから、人口減少が続いています。

特に、平成17(2005)年2,241人であった第2次産業就業者数は、平成22(2010)年には1,888人で、15.6%にあたる353人も減少しており、国勢調査における総人口の減少（平成17年から平成22年で7.3%にあたる1,440人の減少）の大きな要因となっています。

コミュニティ活動や持続可能な地域社会の形成のため、総合的な定住促進策が必要とされています。

また、本町の場合、交通条件が整っておらず、これまでは和歌山市・大阪府といった中心都市への通勤が困難であり、本町及びその周辺での就業機会を選択せざるを得ませんでした。

しかし、今後は、京奈和自動車道や一般国道480号鍋谷峠（府県間トンネル）の整備などにより交通条件の改善が進み、通勤圏と生活圏が拡大していけば、本町に定住して町外通勤をするための選択の幅が広がると考えられます。

○基本方針

このまま人口減少が進行すれば、本町の地域コミュニティが崩壊する懸念もあることから、活力あるまちづくりを目指すためには、まずは人口減少をできるだけ抑える必要があります。

特に、若年層の移住・定住化を図ることが重要となります。

以上のことを踏まえ、恵まれた自然、特色のある教育など本町の魅力を体系化し、教育環境や子育て環境、生活環境などさまざまな観点から、居住環境の整備・向上に努めるとともに、総合的な施策の推進と情報発信事業を実施し、移住・定住の促進を図ります。

また、本町の基幹産業である農業を中心とした産業を振興し、町内居住者の定住や新規移住希望者を受け入れる貴重な雇用の場として、新たな担い手の確保、育成、就業支援などを総合的な定住施策の一環として推進します。

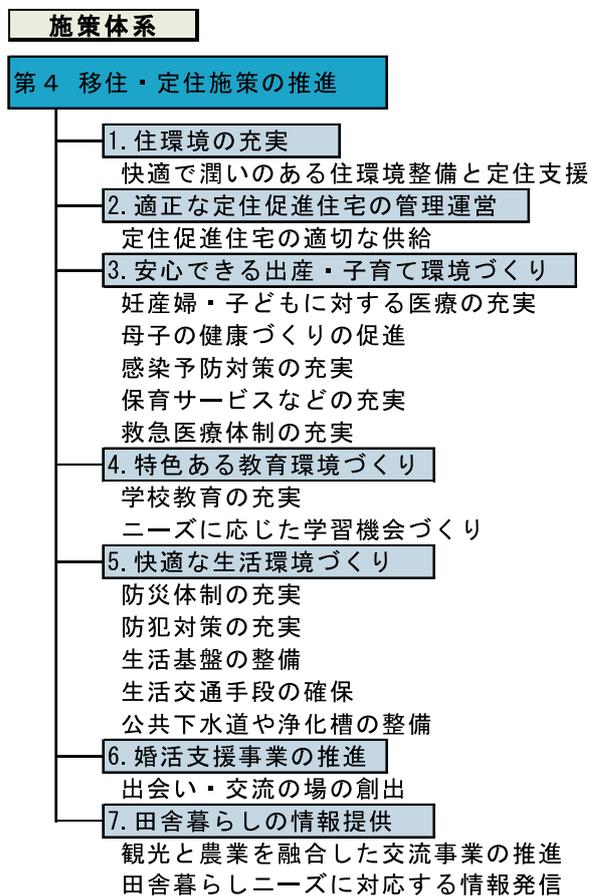
住みやすく、住んでみたいまちを創造するためには、安全・安心で優れた生活環境、文化的な環境、豊かなコミュニティ社会の形成など、心あたたまる総合的なまちづくりを推進していく必要があります。

○重点事項

若年層（子育て世代）を中心とした移住・定住者を増加させることで、人口減少を抑制するとともに、新しい活力を生むまちをつくることを目標に、移住・定住化の促進を重点事項として展開します。

特に、若年層の移住者・定住者が必要とする住宅・教育・子育てといった生活環境に対する支援の充実を図り、住んでみたい、住んで良かったと思えるまちをつくりたい。

また、移住・定住を促進するため、相談窓口を含めた情報発信体制の充実を図るとともに、医療体制や生活基盤整備、生活交通手段の確保など生活の利便性の向上を図ります。



○主な取り組み事項

1. 住環境の充実

誰もが安心して快適に暮らすことができるよう、快適で潤いのある住環境づくりに努めます。また、若年層が定住するに当たり、適切な支援を図ります。さらに、街灯の設置など明るく美しいまちの整備を推進します。

2. 適正な定住促進住宅の管理運営

子育て世代など住宅を確保することが困難な世帯に対し、定住促進住宅の適切な供給を図ります。

3. 安心できる出産・子育て環境づくり

- 妊産婦と子どもに対する医療の充実…産科医療の確保に努めるとともに、乳幼児が安心して医療を受けることができるよう医療費の軽減や小児科救急医療体制の整備に努めます。
- 母子の健康づくりの促進…出産に対する精神的な不安や子育ての孤立感を和らげるため、子育て支援に必要な情報提供や各種健康相談、保健指導の充実を努めます。
- 感染予防対策の充実…感染症の情報提供や意識啓発などにより正しい知識の普及に努め、予防接種の接種率の向上を図ります。
- 保育サービスなどの充実…多様なニーズに応じた保育サービスを充実します。
- 救急医療体制の充実…初期救急医療体制の強化に努めます。

4. 特色ある教育環境づくり

- 学校教育の充実…特色ある取組を推進し、児童・生徒の個性や実態に応じたきめ細やかな対応を図ります。
- ニーズに応じた学習機会づくり…町民ニーズに応じた学習機会の充実を図ります。

5. 快適な生活環境づくり

- 防災体制の充実…災害時における初動体制の充実や自主防災組織の結成を支援します。
- 防犯対策の充実…防犯自治会活動や防犯施設の整備などにより安全・安心なまちづくりを推進します。
- 生活基盤の整備…誰もが安心して快適に暮らすことができるよう、快適で潤いのある住環境づくりに努めます。
- 生活交通手段の確保…スクールバス、コミュニティバスなどの交通体系の充実を図ります。
- 公共下水道や浄化槽の整備…公共下水道への接続や浄化槽の適正な維持管理に努めます。また、浄化槽新規設置者に対する支援を行います。

6. 結婚支援事業の推進

- 出会い・交流の場の創出…本町の地域資源を生かした交流イベント等を開催し、未婚者の地域間交流を促進させ、若者世代の定住化を促進します。

7. 田舎暮らしの情報提供

本町特有の自然資源や歴史、文化、伝統、人材等を生かしながら、農業体験や田舎暮らし体験ツアーなどの観光と農業の融合を活用し、ターゲットを明確にした交流事業に取り組みます。また、交流から生まれる二地域居住^{*}など、新たな移住・定住のための施策を推進していきます。さらに、地域と連携し、防災面等の対策を含めて空き家状況の実態について情報収集を進めます。これらのことから、田舎暮らし情報提供機関などへの情報提供を進め、空き家等を活用した季節居住や週末居住、定住など、田舎暮らしニーズに対応する相談・斡旋機能を強化するとともに、都市地域で開催される各種セミナー・フェアなどへ参加し、積極的な情報発信を進めます。

○協働の方針

町民の役割

快適な住環境となるよう地域のルールを守るとともに、移住者を受け入れられるよう努めます。

行政の役割

若者世代やU・I・Jターン者の居住ニーズへの対応を進めるとともに、移住希望者に対して、ニーズに対応する相談機能の強化に努めます。

※ 二地域居住…団塊の世代で、都市住民に広がることが予想されている生活様式。都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一期間を農山漁村で暮らすもの。田舎で暮らす期間としては、年間「1～3 箇月連続」又は「毎月3 日以上で通算1箇月以上」などがある。

第2節 安心して働けるまちづくり

第1 雇用・就業環境の整備

○現状と課題

本町への定住を促進するためには、雇用の場の創出が不可欠です。

これまで地域産業の振興対策に努めるとともに、関係機関と連携した雇用情報の提供や勤労者福祉など雇用労働対策を進めてきました。

現在の経済状況から企業の合理化が進む中で、雇用には制約があるとともに、本町の地勢条件から土地利用の制約もあり、大規模な事業所の誘致対策は厳しい状況にあります。今後、企業や事業所の誘致を通じて、雇用の拡大に取り組むことが求められています。

一般国道480号鍋谷峠（府県間トンネル）の建設及び開通、京奈和自動車道の結節点としての潜在力を持つ本町における産業の振興が地域の経済及び社会の活性化に果たす役割の重要性を踏まえ、産業の基盤の安定及び強化、健全な発展を促進することが重要です。

そのため、本町が保有する豊かな自然やふるさと環境を生かした観光交流を展開し、交流を力にするまちづくり、また多様な農林水産物等地域資源を活用したものづくりと観光交流を連携させるまちづくりを推進し、それらに伴う起業と就労・雇用を作り出していく必要があります。

さらに、地域住民などが主体性を持ち、地域の課題に対して、地域資源（労働力、原材料、技術力等）を活用して行うコミュニティビジネス^{*}に対する取り組みを活発化させ、支援し、雇用の場づくりに努める必要があります。

○基本方針

大阪府・奈良県から近距離にある地理的条件を生かし、既存事業の振興に加えて、地域産業間の融合による新たな分野の事業おこしを促進し、地域資源活用型のものづくり事業や地域を元気にするコミュニティビジネスの育成など、新たな就労・雇用機会の創出に努めます。

また、関係機関と連携しながら、働きやすい職場づくり、就労支援・雇用機会の拡大など、定住促進と連携する就労・雇用の場の充実に努めます。

※コミュニティビジネス…全国的に統一された定義はありませんが、概ね地域の資源を生かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法を用いて取り組むものと解されています。
地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、生きがいを生み出し、地域コミュニティの再生や活性化に貢献するものとして期待されます。

○主な取り組み事項

1. 雇用・就業の場の充実

既存産業の振興対策をはじめとして、地域資源を活用した個性ある産業の振興や、生産から加工・販売までを手掛ける総合的な産業振興（6次産業化）により、就労・雇用機会の創出を図ります。

また、再雇用制度、育児休業制度などの助成制度の活用などを奨励するとともに、高齢者や女性、障害者などの雇用促進に努めます。

2. 雇用・就業促進の情報提供

町民生活の安定・向上などの就業ニーズに応えるため、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携し、求人・雇用情報の提供や職業能力開発等の支援を行うなど、多様な就業の機会と場の拡充に努めます。

また、勤労者が健康で安心して就労できる職場環境づくりのため、労働環境の改善・向上を図るとともに、多様な働き方を支援するために制度の周知・啓発に努めます。

3. 地域資源利用とコミュニティビジネス

農林水産物や自然の資源を有効活用して付加価値を付けていく「ものづくり事業」や、新たな産業創出と育成、地域内の就労・雇用に貢献するコミュニティビジネスの起業を促進するため、事業おこしへの可能性を研究する活動を支援します。

4. 新たな雇用の創出

雇用の場の創出や地域経済の安定した発展に向けて、物流効率などを高める京奈和自動車道などの広域道路網の整備を促進し、周辺環境との調和に配慮した企業誘致に努めます。

施策体系

第1 雇用・就業環境の整備

1. 雇用・就業の場の充実

就労・雇用機会の創出と高齢者等の雇用促進

2. 雇用・就業促進の情報提供

広域的な求人・雇用情報の提供

3. 地域資源利用とコミュニティビジネス

新たな産業創出・育成と起業促進

4. 新たな雇用の創出

地域経済の安定・企業誘致

○協働の方針

町民の役割

就職支援セミナーなどへの積極的な参加に努めます。

行政の役割

求職者への就職支援や勤労者が安心して働ける環境整備への支援を行います。

第3章 安全で安心して暮らせるまちづくり

第1節 健康に暮らせるまちづくり

第1 地域医療の充実

○現状と課題

年齢に関わらず、病気やケガに対する備えは、暮らしの中では不可欠なものです。誰もがいつでも安心して、適切かつ質の高い医療を受けられる体制の充実を目指し、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院をはじめとする地域医療機関との連携強化を図っていく必要があります。

特に、産科医・小児科医の確保や花園地域の医療体制について、関係機関の協力を得ながら充実を図っていく必要があります。

今後は、保健・福祉・医療などの関係機関の連携がますます重要となってきます。

また、町外の医療機関を利用する機会もあることから、医療機関への公共交通手段の確保は、安心して暮らしていくため、ますます必要性が高まっています。

○基本方針

町民が等しく適切な保健医療の機会に恵まれ、健康な生活ができるよう医療機関への支援を含めた保健医療の供給体制の整備を推進するとともに、産科・小児科医療、高度医療の確保や救急医療体制の強化に努めます。

また、移動手段に困難を抱える町民についても、公共交通機関を利用して医療が受けられるよう、社会基盤の整備と一体になって取り組みます。

○主な取り組み事項

1. 地域医療体制の充実

町民が医療を身近で適切に受けられるようプライマリ・ケア^{*}の重要性和医療機関の機能分担や「かかりつけ医^{**}」の確保・普及を促進します。

また、健康の増進から疾病の予防、早期発見、治療、社会復帰まで、切れ目のない地域医療体制の充実を地域医療の中核的役割を担っている和歌山県立医科大学附属病院紀北分院や医師会・歯科医師会へ働きかけます。

産科・小児科、高度医療の確保については、橋本保健医療圏域全体の課題として、保健所・県・医師会に働きかけます。

さらに、町民の生命と健康を確保するため、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院や関係機関と連携を図り、感染症など健康被害の発生予防、拡大防止及び原因究明を行う体制の確立に努めるとともに、衛生備品の備蓄と職員の研修を実施し、緊急時に備えます。

施策体系

第1 地域医療の充実

1. 地域医療体制の充実

産科・小児科・高度医療の関係機関への働きかけ切れ目のない地域医療体制の充実
和歌山県立医科大学附属病院紀北分院及び関係機関との連携

2. 歯科保健医療対策の推進

「8020運動」の推進

3. 救急医療体制の充実

休日急患診療体制の充実及び広域的な救急医療体制の維持・確保

2. 歯科保健医療対策の推進

歯周疾患予防と口腔機能の保持・増進に取り組み、生涯健康な歯を保つことができるように「8020運動」を進めるとともに、壮年期からの歯周病検診をはじめとした歯の健康づくりを進めます。

3. 救急医療体制の充実

医師会や医療機関の協力を得て、休日急患診療体制の充実を図るとともに、広域的な救急医療体制を維持・確保します。

また、東南海・南海地震に備え、災害医療体制を充実するため、医療関係者だけでなく、関係機関を含めた役割分担と連携の強化を図ります。

○協働の方針

町民の役割

日頃から健康管理と適切に医療サービスを利用することに努めます。

行政の役割

良質な医療が提供できるよう医療関係者との連携を強化します。

※プライマリ・ケア…医療は、初期・2次・3次医療の三つに大別される。プライマリ・ケアは、この中の初期医療に当たるものであり、疾病予防や健康に関して問題を感じた患者が最初に接する医療のこと。
※かかりつけ医…家族なども含めて普段の健康管理や健康について気軽に相談できる、身近な診療所や医院の医師のこと。

第2 病気の予防

○現況と課題

近年における少子高齢化や疾病構造の変化など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化しており、町民の健康に対する問題も複雑化・多様化しています。

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けるため、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要です。

そのため、行政機関のみならず、広く町民の健康づくりを支援する企業、民間団体等の積極的な参加協力を得るなど、町民が主体的に行う健康づくりを総合的に支援する環境を整備する必要があります。

また、食生活の変化や生活環境の変化などによるストレスが原因で、生活習慣病を患う人が増加傾向にあり、これらの疾病を予防あるいは早期に発見するためにも、健康相談、健康教室、検診などを積極的に実施していく必要があります。

○基本方針

町民一人ひとりが自ら主体となって健康づくりや健康管理を行うとともに、個人の生活習慣の改善及び個人を取り巻く社会環境の改善を通じて、生活習慣病の発症と重症化の予防を図ります。

そして、生涯にわたり健康な体と豊かな心で暮らせるよう健康づくりの場と機会を提供し、健康維持と健康増進の意識を高め、各種健康診査の受診率向上や予防接種の接種率向上を図り、健康寿命の延伸と健康格差^{*}の縮小を目指します。

また、さまざまな疾病の原因となる生活習慣病を予防するため、食育^{*}を推進して食生活の改善を目指します。

※健康格差…地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差。

※食育…平成17年6月に成立した食育基本法に基づき行われている取り組み。生涯を通して一人ひとりが健全な食生活の実現及び食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識や判断力を身に付けるための取り組みであり、具体的には、食べるものを選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚える等の能力をつけることを目指している。

○主な取り組み事項

1. 健康づくりの促進

健康かつらぎ21推進委員会などを中心に、広報・啓発活動等を通じて町民の健康管理意識の高揚と知識の向上を図りながら、栄養・食生活の改善や運動の習慣化など生活習慣改善のため、地域での健康づくり事業の体制整備を進めます。また、保健福祉センターを拠点として各種健康づくり事業を実施し、町民自らが主体となって健康づくりに取り組む意識を醸成します。

また、健康増進法に規定されている受動喫煙の防止のため、趣旨の周知を図るとともに、禁煙化・分煙化を推進します。

2. 各種検診・指導等の充実

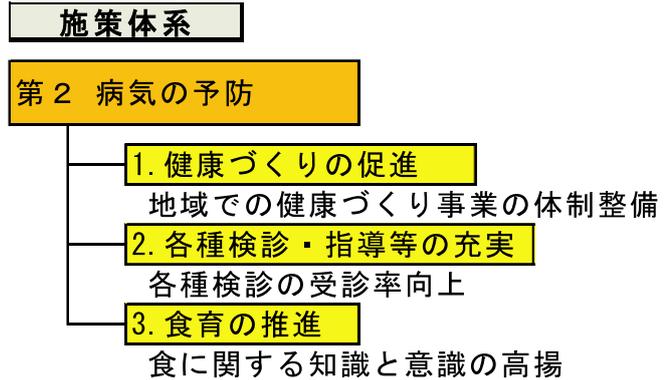
病気などの早期発見と早期治療を推進するため、妊産婦や乳幼児から高齢者までの各種検診の周知徹底を行い、受診率の向上を図ります。

また、特定健診及び特定保健指導を推進し、課題に応じた健康教育や健康相談の充実に努め、ハイリスク者[※]には、医療機関での治療を促します。

3. 食育の推進

町民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身に付ける知識と意識を高めます。

また、行政、農林漁業関係者、食品産業関係者、学校教育関係者、栄養・保健行政関係者等が、それぞれの各分野並びに分野間で連携を図り、食育の推進に取り組みます。



○協働の方針

町民の役割

健康に関する正しい知識を持ち、自ら積極的に生活習慣を見直し、健康づくりと健康診断の受診に努めます。

行政の役割

健康づくりの支援と情報提供に努めます。

※ハイリスク者…妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫機能不全（ステロイド全身投与等）等を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等。

第2節 いきいきと暮らせるまちづくり

第1 高齢者の社会参加

○現況と課題

平成22(2010)年度の国勢調査によると、本町の高齢化率[※]は30%を超え、超高齢社会となっており、一人暮らしの高齢者も多くなっています。今後も高齢化の傾向は進むことが予想されており、支え合いが必要となる一方で、地域内での交流や仲間づくりが薄れつつあります。

また、高齢者が地域社会の一員として生きがいと役割を持って、知識や経験を生かすことができる仕組みづくりに取り組む必要があります。

これからは、地域内での交流や生きがいづくり、就労の場の提供などを通して、元気な高齢者を社会参加へと促す支援が求められています。

○基本方針

高齢者の健康寿命を延伸するため、高齢者が気軽に集い、参加しやすい学習活動の場や機会をつくるとともに、世代を超えての交流、地域活動への参加の場と機会づくりに努め、地域の担い手として生涯にわたっていきいきと暮らすことのできるまちづくりを推進します。

※高齢化率…総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の比率。

○主な取り組み事項

1. 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加できるよう、シルバー人材センターへの登録や生涯学習、スポーツ、レクリエーション活動の促進、老人クラブ活動の支援、高齢者サロンなどの高齢者が気軽に集まれる場の拡充等に努めるほか、地域や団体等と連携して外出や買い物の支援に関する取り組みを支援します。

施策体系

第1 高齢者の社会参加

1. 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者の社会参加の支援及び高齢者サロン等の拡充

2. 高齢者サロンの充実

地域社会での高齢者サロンの推進

3. 高齢者の見守り運動

地域社会での高齢者見守り支援の推進

4. 就労支援

関係機関との連携による就労機会の確保

2. 高齢者サロンの充実

地域社会で高齢者を支えるため、高齢者が気軽に集まれるサロンを拡充して、地域社会での運動に努めます。

3. 高齢者の見守り運動

高齢者の独り暮らしや、老老介護*世帯が増える中、地域社会で見守り支援するため、ボランティアによる訪問や声かけ運動に努めます。

また、新聞配達や乳酸菌飲料販売員等との連携による見守り体制に努めます。

4. 就労支援

元気で勤労意欲のある高齢者の技術や経験を生かすために、公共職業安定所（ハローワーク）や和歌山高齢・障害者雇用支援センターとの連携により、就労機会の確保に努めます。

○協働の方針

町民の役割

健康維持への自主的な取り組みや地域活動に積極的に参加し、生きがいづくり・健康づくりに積極的に取り組みます。

行政の役割

高齢者が元気で知識と経験を生かし、まちづくりに参加できるよう支援します。

*老老介護…家族の事情などにより、高齢者が高齢者の介護を行わなければならない状態のこと。体力的または精神的な問題から、共倒れとなる危険性もあり、高齢社会における問題にもなっている。

第2 高齢者福祉の充実

○現況と課題

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者がさらに増加することが予想されます。こうした中、平成24年度の介護保険制度の改正での「地域包括ケア」の構築を目指し、高齢者が住み慣れた地域で安心して、生きがいもてる暮らしを営むために、医療、介護、予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供し、総合相談体制を確立する必要があります。

また、介護予防サービスの対象者を把握し、要介護状態になることを未然に防ぐための予防事業や、高齢者を取り巻く環境の変化に対応した、きめ細かな支援体制の整備が求められています。

今後は、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づく推進体制の一層の充実を図りながら、地域包括ケア体制^{*}の確立と介護予防^{*}を柱とした施策事業を積極的に推進し、すべての高齢者が住み慣れた地域で継続した生活が送れるように、地域での生活支援を進めていく必要があります。

○基本方針

高齢者が、健やかで安心した生活を維持し自立して生活が営めるよう、保健、医療、福祉など相互の連携強化を図りながら、要介護・要支援状態にならないよう介護予防の取り組みを推進します。

また、介護が必要となった時も、一人ひとりの状況に応じた適切でぬくもりのある支援や介護の手を差しのべ、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた環境の中で生活を送れるよう支援します。

※ケア体制…高齢者が住み慣れた地域で継続して暮らし続けるために、介護・医療サービスから地域住民の助け合いまで、関係機関や地域等のさまざまな社会資源・人的資源が相互に連携して高齢者を支えていく体制。

※介護予防…要支援や要介護といった状況になる前に、事前にできる限りその発症を遅らせる、又は要支援や要介護状況にあっても、その状況の悪化を防ぐことを目的として行う取り組み。

○主な取り組み事項

1. 介護予防の推進

生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるリスクの高い高齢者を早期に把握し、意向調査でも比較的関心の高かった認知症予防や運動機能向上プログラムなどを実施し、要介護状態になることを効果的に防ぐ取り組みを推進します。

2. 介護サービスの充実

介護保険制度やサービスについての情報提供に努めるとともに、各種サービスについて被保険者のニーズ等を踏まえた上で、より一層のサービスの充実を図れるよう、関係機関とも連携しながらサービスの提供を行います。

3. 地域包括ケア体制の構築

地域包括支援センター*を中心として、地域で活動している各種団体などと連携しながら介護に関する悩みや家族の悩みなど多岐にわたる相談への対応を図ります。高齢となっても地域で生活できるよう支援します。

4. 健康づくりの推進

保健事業と連携した健康づくり事業を推進するとともに、地域包括支援センターの機能を強化し、認知症予防プログラムや健康教育などの充実を図ります。

5. 高齢者福祉サービスの充実

高齢者の在宅生活を支援するため、ホームヘルパーの派遣やデイサービス等の自立を支援するサービス、緊急通報装置の設置や日常生活用具の給付等の一人暮らしを支援するサービスなど、各種福祉サービスの充実を図ります。

施策体系

第2 高齢者福祉の充実

1. 介護予防の推進

認知症予防や運動機能向上プログラムの実施

2. 介護サービスの充実

介護保険制度についての情報提供とサービスの充実

3. 地域包括ケア体制の構築

地域包括支援センターを中心とした生活支援

4. 健康づくりの推進

地域包括支援センターの機能強化

5. 高齢者福祉サービスの充実

高齢者の自立支援サービスの充実

○協働の方針

町民の役割

地域を構成する町民や各種団体等がそれぞれの役割を担い、高齢者を支えることのできる体制づくりを目指します。介護予防や健康づくり活動に積極的に参加します。

行政の役割

適切な介護サービスの提供と介護保険事業の運営を進めます。

※地域包括支援センター…高齢者等の保健・医療・福祉の向上と増進を図ることを目的に、地域において介護予防のケアマネジメントや総合相談窓口などの機能を総合的に担う、「地域包括ケア」を支える中核機関。

第3 障害者支援の充実

○現況と課題

障害者自立支援法等の改正法が平成22(2010)年12月に施行され、支援サービスの新設・変更と相談支援体系の見直しが行われました。また、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、平成24(2012)年6月には障害者総合支援法が公布、平成25(2013)年4月から施行され、重度訪問介護の対象者の拡大や、共同生活介護の共同生活支援への一元化などが実施されます。

こうした中、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障害の種別や程度に関わらず、必要な障害福祉サービスや支援を受け、住み慣れた地域で暮らすことのできる環境づくりを進めるとともに、相談支援体制を強化することが必要です。

しかし、近年高齢化や核家族化の進展による家族の介護力の低下により、障害者支援の一層の充実が求められる状況にあります。今後は、障害者の自立支援を重視した施策・事業を積極的に推進し、障害者ができる限り自立し積極的に社会参加し、安全・安心な生活が送れるまちづくりを進めていく必要があります。

○基本方針

ノーマライゼーション^{*}、ユニバーサルデザイン^{*}の基本理念に基づいた共生社会の実現を基本とします。

障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で普通の暮らしを送れる社会の構築を目指すとともに、障害者が積極的に生きがいを見い出すことができる支援も大切です。

さらに、誰もがお互いの個性を尊重し、支え合いながらともに生きる社会づくりが求められています。

このような考え方のもと、単に障害のある人を対象にした福祉や保健のサービスを充実することにとどまらず、道路や建物の使いにくい部分を改善すること、働く機会や場所を保障すること、レクリエーションや文化活動にも支障なく参加できることなど、障害を理由として日常生活に制約を受けることのない「機会の均等化」が保障される地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

また、必要なときに相談できる体制の充実を図り、適切なサービスの提供に努めます。

※ノーマライゼーション…障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。また、弱者がスムーズに社会参加できるような環境の成立を目指す活動、運動のこと。

※ユニバーサルデザイン…年齢や障害の有無に関わらず、誰もが利用可能であるように製品、施設、生活環境、都市をデザインすること。

○主な取り組み事項

1. 支援体制の充実

障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、ニーズに応じた相談支援体制の充実を図ります。

2. 療育の支援

発達障害等の早期発見・早期支援を図ります。発達の遅れ等が発見された場合の家族への支援体制を充実するとともに、療育方法等の相談に対応できるよう療育相談の充実に努めます。

3. 障害者福祉サービスの充実

障害のある人が、家庭や地域で安心して生活ができるよう、在宅福祉サービスの充実や医療費の助成など、生活支援を行います。

4. 就労支援

障害のある人の就労支援のため、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携を図るとともに、就労に対する理解を深めるため、企業などに対して啓発活動を行い、雇用の促進に努めます。

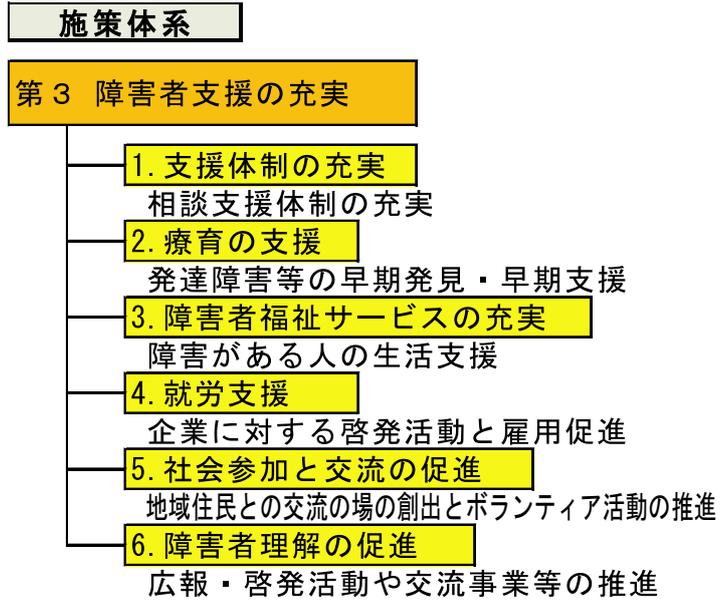
5. 社会参加と交流の促進

障害のある人が、生きがいを持って活動できるよう、スポーツ、レクリエーション、文化活動などの充実を図るとともに、地域住民との交流の場を創出します。

また、まちで不安や不自由さを感じることなく、いきいきと活動できるよう、移動やコミュニケーションを支える基盤を強化し、外出介助、朗読、手話通訳など、障害のある人に対するボランティア活動の推進に努めます。

6. 障害者理解の促進

障害や障害者に対する町民の理解を一層深め、心の壁を取り除くため、広報・啓発活動や交流事業等を推進します。



○協働の方針

町民の役割

交流活動に積極的に参加し、障害のある人もない人もお互いに認め合い支え合って生活します。

行政の役割

障害者の自立と社会参加を支援する環境整備や関係団体などとのネットワークづくりを進めます。

第3節 支え合うまちづくり

第1 出産・子育て環境の充実

○現況と課題

少子化、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化などが進む中で、家庭での育児不安やストレスに悩む保護者が増加しており、虐待やいじめ、犯罪など子どもの権利が侵害される行為が発生しています。そのため、子どもへの虐待を防止し、発生の予防から早期発見、早期対応など、総合的な支援が求められています。

また、家庭だけでなく地域社会全体で子どもを守り育てていく環境づくりが求められています。

安心して、出産・子育てができるよう、出産を迎える母親の不安解消や妊娠・出産のための健康確保とともに、子どもの病気やケガに対する不安を少しでも解消するため、小児医療体制の拡充が必要となっています。

一方で、出産後の母子の心身の状態や養育環境を把握するため、家庭訪問を行っていますが、訪問を拒否されるなど、今後の支援のあり方が判断しにくいケースが生じています。

急速に少子化が進む中、育児の経験不足や相談相手の不在により、子育てに不安を抱えている家庭が増加しているため、妊産婦の不安解消・相談体制の確立が求められています。

○基本方針

次代を担う子どもたちは、地域社会の宝であり、地域全体で育てていかなければなりません。

しかし、都市化や核家族化、少子化、共働き家庭の増加などを背景に、家庭における生活形態や価値観も多様化し、家族や地域のあり方にも大きな影響が及んでいます。すべての家庭がゆとりをもって安心して子育てができるよう、子どもの成長と子育て家庭を地域社会全体で支えるという意識の醸成を図りながら、多様化する育児ニーズに対応した子育て支援事業を進めていく必要があります。

地域や家庭で、安心して、ゆとりを持って出産を迎え、子育てができるよう、講座などの情報提供や相談体制の充実を図るとともに、保護者が互いに交流できる場と機会の提供を行い、子育てする仲間づくりの支援や、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

また、安心して子どもを産み、育てられるよう、母子の健康保持などの体制の充実を図るとともに、すべての子どもたちの健全な心身の成長を促していくために、地域の中での交流機会を増やすなど、地域社会全体で子育てをする環境づくりを行います。

○主な取り組み事項

1. 次世代育成支援行動計画の推進

次世代育成支援後期行動計画に基づき、人と人とが支え合い、ともに育ち合うまちの形成を目指し、次代を担う子どもたちが健全に成長できるように計画を推進します。

また、改善事項などを踏まえ、「子ども子育て支援事業計画」を策定し、町民ニーズに基づいた施策を推進します。

2. 相談・情報提供の充実

子育て支援サービスをうまく活用できるよう情報提供に努めるとともに、妊娠から出産、さらに子どもの発育段階に応じて、気軽に相談できる相談・指導体制の充実や、健康診査や訪問指導の実施、予防接種の推進などを行い、育児不安の解消を図ります。

3. 子育て支援サービスの充実

子育てをしている保護者が気軽に悩みを共有できる子育て仲間をつくり、心理的な負担が軽減されるよう保健福祉センターを拠点とし、すべての子育て家庭が必要な支援を受けられるよう、サービスの充実を図ります。また、子どもの医療費の助成などを通じて、経済的負担の軽減を図ります。

さらに、子育て家庭の多様なニーズに応える子育て支援を図り、病児・病後児保育などの保育サービスの確保・充実のため、幼稚園と保育所を一体化する「幼保一元化」に取り組みます。

4. ワーク・ライフ・バランス^{*}の推進

就労形態の多様化、共働き家庭の増加などにより、仕事、子育て、家庭生活のバランスがかたよりにつつあります。家族全体で子どもを育てていくという意識を啓発していくとともに、仕事と子育てが両立しやすい環境づくりに努めます。

5. 地域社会での子育て

子どもたちの豊かな社会性を育むため、地域で子どもを育むという意識を醸成するとともに、児童館、学童保育クラブにおける世代間交流、異年齢交流を推進します。

6. 母子保健の充実

母子保健推進員と連携し、妊婦や乳幼児の健診や子育て支援によって、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

7. 虐待防止対策の推進

母子保健活動や乳児家庭訪問事業を通じ、支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、虐待の早期発見のため地域住民に対して通報義務の周知や民生児童委員などと連携を図りながら問題解決を図ります。

施策体系

第1 出産・子育て環境の充実

1. 次世代育成支援行動計画の推進

次世代育成支援行動計画の推進

2. 相談・情報提供の充実

相談・情報提供の充実による育児不安の解消

3. 子育て支援サービスの充実

子育て家庭の経済的負担の軽減と幼保一元化への取り組み

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と子育てが両立できる環境づくり

5. 地域社会での子育て

児童館、学童保育クラブにおける世代間・異年齢交流の推進

6. 母子保健の充実

母子保健推進員と連携した子育て支援

7. 虐待防止対策の推進

虐待の早期発見による問題解決

○協働の方針

町民の役割

子育ての仲間づくりやその活動へ積極的に参加します。

行政の役割

定期健診や情報の発信など、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

^{*}ワーク・ライフ・バランス…ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

第2 支え合う地域福祉社会の形成

○現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化等により、家庭や地域における一人ひとりのつながりや連帯感の希薄化が指摘されています。また、これらを背景に高齢者等の孤立や所在不明などの問題が発生し、大きな社会問題となっています。

このような中、複雑・多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけでは限界があり、町民や団体等の力を結集し、地域全体で支え合う地域福祉の仕組みを確立していくことが必要不可欠です。

本町の地域福祉は、町だけではなく、社会福祉協議会を中心に、自助グループ活動、ボランティア活動など、多くの町民や団体の献身的な活動によって支えられています。福祉のまちづくりをこれまで以上に効率的かつ効果的に進めていくためには、さらなるボランティアなどの人材の育成、ボランティア活動団体などへの支援を行うとともに、町民、事業者、ボランティア団体、町が連携して福祉問題を身近に捉えた施策を展開することが必要となります。

国民生活基礎調査にもとづく推計では、生活保護の状況は近年の厳しい雇用失業情勢により深刻化しているとされています。町では生活保護に至らない低所得者層に、各種福祉資金制度を周知、紹介するとともに、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などとの密接な連携によって相談業務の充実を図り、必要な支援を行ってきました。今後も、生活の安定を図るため、就労への支援策と自立に向けた促進策を関係機関と連携しながら推進していく必要があります。

ひとり親家庭がそれぞれに抱えている問題に対して、相談の受付からサービスの提供に至るまで、個々のニーズにきめ細かに応えられ、自立を促進することができるよう、関係機関と連携しながら、就労の支援、日常生活の援助、経済的な支援を行い、生活基盤の安定を図る必要があります。

今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行等により、地域における生活課題はますます複雑・多様化し、特に、高齢者等の安否確認の重要性が一層高まることが予想されることから、より多くの主体の福祉活動への参画・協働を促し、支え合い助け合うまちづくりを進めていく必要があります。

○基本方針

地域福祉は児童福祉から高齢者福祉まで、すべての町民の福祉を包括するとともに、「保健・医療」と連携しながら、それぞれの福祉施策を調整する役割を担っています。

本町に住み、働くすべての町民が自立した豊かな生活を送ることができる地域社会の実現を目指して取り組みを推進していく必要があります。

町民一人ひとりが、地域社会の一員として福祉を支える心を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちを目指します。

また、誰もが自分の意思で行動でき、快適に暮らし続け、社会の担い手として活躍できるように、支え合う地域福祉社会の形成を目指します。

○主な取り組み事項

1. 福祉に対する啓発推進

地域社会の一員として支え合う意識を高めるため、広報・啓発活動を充実し、世代間交流や福祉施設との交流など、地域福祉活動への町民の積極的な参加を推進します。

2. 団体の活動支援

地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会と連携し、保健・福祉関連のNPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を、福祉のまちづくりに生かすことができるよう、公益的な活動や事業への支援を行います。

3. ひとり親福祉の充実

無理なく就労でき、働き方の選択肢が広がるよう、就労相談体制の強化、技能取得・資格取得に関する情報提供など、ひとり親の就業に向けた支援の充実を図ります。

育児や家事を無理なく行い、安心した生活を送ることができるよう、子育てや日常生活の場を支援するサービスの導入を図ります。

また、児童の養育にあたって、医療費の助成や技能取得に必要な費用の貸付制度の周知など、ひとり親家庭の自立に向けた経済的負担の軽減を図ります。

4. 支え合い助け合う地域づくり

高齢者や障害者等が孤立せず、健康で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会との連携のもと、多様な担い手が一体となった身近な地域における福祉ネットワークの形成を促し、見守り活動をはじめ、支え合い、助け合う活動を促進します。

5. 福祉のまちづくりの推進

「和歌山県福祉のまちづくり条例」に準拠し、だれもが利用しやすい施設の整備に努めるとともに、町民や事業者の理解を求めながら、安全かつ快適なユニバーサルデザイン化を推進します。

施策体系

第2 支え合う地域福祉社会の形成

1. 福祉に対する啓発推進

地域福祉活動への町民の参加促進

2. 団体の活動支援

社会福祉協議会との連携

3. ひとり親福祉の充実

ひとり親家庭の生活支援や経済的負担の軽減

4. 支え合い助け合う地域づくり

地域における福祉ネットワーク形成促進

5. 福祉のまちづくりの推進

施設のユニバーサルデザイン化の推進

○協働の方針

町民の役割

地域の見守り活動や福祉ボランティア活動などの地域福祉活動に積極的に参加します。

行政の役割

地域福祉活動が円滑に実施されるよう、情報提供などの支援に努めます。

第3 社会保障の充実

○現況と課題

高齢化社会の進展に伴い、社会保障制度の充実、改善が求められています。

国民健康保険は、人々の医療の確保、健康の維持・増進に大きな役割を果たしてきましたが、医療技術の高度化や高齢化の進行等に伴い医療費は増大を続けており、その運営は極めて厳しい状況にあります。

今後は、安心して医療サービスを受けることができるよう、医療費の適正化や収納率の向上など、制度の健全運営に向けた取り組みを進めていく必要があります。

高齢者の増加に伴い、脳血管疾患、認知症などによる要介護・要支援認定者が増えているとともに、介護を行う側の声として「心身の負担が大きいこと」があげられています。

今後、高齢者のみの世帯の割合が高くなり、家族による介護力が弱まっていくと推測されているため、利用したい介護サービスを住み慣れた地域で受けることができ、安心した在宅生活を送ることができるよう、社会全体で高齢者を支える環境づくりが重要となります。

また、介護保険制度および相談窓口の情報を十分に周知するとともに、高齢者やその家族の悩みを解消し、介護疲れに伴う事故や虐待を未然に防ぐことが重要です。

その一方で、公平で公正な介護認定に努めるとともに、適切にサービスを提供するため、介護給付費の適正化を図る必要があります。

後期高齢者医療では、和歌山県後期高齢者医療広域連合と連携して安定した医療保険事業の運営に努めるとともに、町民にわかりやすい情報を提供していく必要があります。

また、国民年金制度は、老後の生活設計に重要なものであり、社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度自体に対する信頼の確保に向け、順次改正されています。受給者の不安やトラブルを解消するよう、年金制度改正に対応しながら、だれもがわかりやすい改正内容の周知や、さまざまな状況に適切に対応できる体制づくりが必要です。

それから、わが国の生活保護受給者数は、近年、長引く雇用情勢の低迷や核家族化の進行等を背景に増加を続けています。こうした中、本町においても、これまでの生活基盤を失った世帯、継続的に安定的な生活が確保できない世帯、傷病などで就労ができずに生活支援が必要な世帯などに対して、生活保護等の適正な実施や就労指導などの自立支援に取り組む必要があります。関係機関との連携を通じて、状況を的確に把握していくことが重要です。

○基本方針

国民健康保険など社会保障制度の安定した運営により、病気やケガ、老後の生活などの不安を軽減し、安心して生活ができる社会を目指します。そのためにも、関係機関との連携を図りながら、制度に関する正しい理解と関心を高め、円滑な運営を図ります。

国民年金制度については、各種届出受付などの事務を円滑に行い、社会保障制度の運営を行います。また、若年齢・高齢者には、まだまだ年金制度への無理解・無関心者が多いことから、啓発にも力を入れ、無年金者の防止に向けて制度の周知に努めます。

生活保護については、国や県に対して生活実態に即した生活保護制度などの改善を要望するとともに、自立した生活ができるよう、ケースワーカー、民生児童委員、保健所などの関係機関と連携し、相談・指導の支援体制の充実に努めます。

○主な取り組み事項

1. 国民健康保険の安定的運営

医療保険制度の改正等、国の動向にも注視し、中長期的展望に立って国保財政を運営し、健全財政の維持に努めます。

保健衛生との連携の下、生活習慣病予防を柱とした町民の健康づくりと将来的な医療費の適正化に向け、保険事業を展開します。

さらに、ジェネリック医薬品の周知とともに、先発医薬品との差額を通知するなど、医療費を軽減するための情報を発信します。

2. 介護保険計画の推進

介護保険制度の普及啓発を行いながら、介護保険事業計画を着実に推進するとともに、3年ごとの改訂にあたっては、利用者ニーズに的確に対応するよう計画を見直します。

3. 国民年金制度の周知徹底

年金制度が正確に理解されていないことなどにより、加入手続きの遅れなどから受給資格・受給額などに影響が生じてしまう例も見られます。

町民が無年金生活者とならないよう、「町広報紙」やホームページを通じて国民年金制度の普及啓発を行い、年金への加入を勧奨します。

また、国の動向を注視し、国民年金制度の改正に円滑に対応するとともに、町民が混乱することのないよう、相談業務の充実を図ります。

4. 生活困窮世帯の自立促進

民生委員・児童委員や社会福祉協議会等と連携した相談体制の充実に努めます。

また、生活福祉資金貸付制度などの活用や就労支援などにより、生活困窮世帯が自立した生活を送れるよう支援体制の構築に努めます。

5. 後期高齢者医療

和歌山県後期高齢者医療広域連合の安定した医療保険制度の運営に努めます。

また、疾病予防や医療費適正化について町の課題を提起し、県下全体の取り組みとなるよう働きかけを行います。

施策体系

第3 社会保障の充実

1. 国民健康保険の安定的運営

健全財政の維持及び医療費削減

2. 介護保険計画の推進

利用者ニーズに対応した計画の見直し

3. 国民年金制度の周知徹底

国民年金制度の普及啓発と加入勧奨

4. 生活困窮世帯の自立促進

生活困窮世帯の自立支援

5. 後期高齢者医療

医療保険制度の安定運営

疾病予防や町の課題提起

○協働の方針

町民の役割

社会保障制度への理解を深め、各種手続きをスムーズに行うとともに、日ごろから健康づくりに取り組みます。

行政の役割

社会保障制度の仕組みについて、広報・普及啓発に努めます。

第4 コミュニティ活動^{*}の活性化

○現況と課題

現在、町内には25の自治区があり、地域に根ざしたさまざまな活動が展開され、知恵を出し合い、助け合いながら住民相互の交流が図られています。また、町民の社会活動参加への関心が高まってきており、社会福祉や環境保全をはじめとしたさまざまな分野において、地域コミュニティ単位での自主的な活動が盛んに行われ、地域の福祉、青少年の健全育成、防災・防犯などさまざまな分野での役割を果たしており、高齢者や子どもに対する見守り活動、清掃活動など地域活動の活発化は犯罪の抑制にも効果をあげています。

しかし、地域コミュニティの核となる町内会組織については、活動拠点となる集会所の整備など、活動への支援を進めていますが、町民の価値観の多様化や都市化による未加入世帯の増加、過疎化による構成員の減少、高齢化などによる組織運営の停滞も懸念されます。

今後、こうした状況も念頭に置き、地域の現状や特性を踏まえ、活動を継続できる規模への近隣地域との連携や、自治区、コミュニティ組織などの既存組織の再編も視野に入れながら、幅広い世代間の活動・交流が活発に行われ、ふれあいと愛着を感じるようなコミュニティづくりに向けた支援策の充実が求められています。

○基本方針

あらゆる機会において住民相互の親睦、交流を図りながら、ともに支え合うコミュニティづくりと自主的活動を支援します。

^{*}コミュニティ活動…自分たちの地域社会を、快適で住み良いものにしていこうとする自主的かつ自発的な共同活動。

○主な取り組み事項

1. コミュニティ組織の啓発等の推進

災害時などに地域における共助の果たす役割が大きいため、地域コミュニティの重要性や必要性に関する啓発や情報提供を行い、コミュニティ活動への加入促進や参加者の増加を図ります。

施策体系

第4 コミュニティ活動の活性化

1. コミュニティ組織の啓発等の推進

コミュニティ活動に関する啓発及び情報提供

2. コミュニティ活動の活性化支援

持続可能なコミュニティ組織形成に向けた施策の検討

3. コミュニティ施設の整備

コミュニティ施設の整備、充実

2. コミュニティ活動の活性化支援

過疎化や少子高齢化の進行などにより、人口減少に伴うコミュニティ組織の維持が困難になる町内会の発生も考慮し、地域の自治区・町内会活動を町全体のコミュニティ活動の向上につなげるため、自治区・町内会間の連携強化を促進し、持続可能なコミュニティ組織の形成に向けた施策について検討します。

また、自立した住民自治を高めるため、自治区・町内会組織と地域の各種団体、民生委員・児童委員等の個人が地域の活動を通じて連携を深め、一体的な地域活動が図れるように支援します。

3. コミュニティ施設の整備

地域の拠点としての役割を持つ施設の整備充実を進め、活動しやすい環境づくりに努めます。

○協働の方針

町民の役割

地域コミュニティの維持・活性化について、さまざまな活動を検討し実施します。また、地域活動の拠点となる施設の管理に責任を持ち、町民の財産として維持管理に努めます。

行政の役割

地域コミュニティの活動について積極的に支援します。

第4節 安全・安心のまちづくり

第1 防災対策・体制の強化

○現状と課題

平成7(1995)年に発生した阪神・淡路大震災は各方面に大きな衝撃を与え、本格的な防災対策推進のきっかけとなりました。その後も、地震や台風、ゲリラ豪雨などの自然災害による被害が毎年のように見られる中、防災対策の重要性がより一層高まっています。

また、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、地震による直接的な被害のほか、津波、原子力発電所事故など、想定を超える事態が発生したことによって甚大な被害をもたらし、過去の大災害から学んだ防災対策や災害時の危機管理のあり方が改めて問われることとなりました。

被災地が広範囲にわたる災害では、全町的な、迅速で的確な災害応急対策が必要となり、復興にも長期間を要するなど町民生活に大きな被害と混乱を及ぼすことが想定されます。

災害発生時においては、迅速な情報の収集・連絡体制の確立と並行して、人命救助のため救急医療、消火などの応急対策活動をすばやく的確に講ずることが求められます。

災害発生に備え、自助^{*}・共助^{*}・公助^{*}の意識と行動力を高めるとともに、より実践的な防災訓練を実施する重要性が指摘されています。

また、避難所・避難場所の所在を知らない町民も少なくないため、防災知識の普及・啓発を強化することも必要です。

本町でも、災害対策基本法に基づく地域防災計画を平成21(2009)年3月に策定し、総合的な防災体制の確立に努めていますが、計画の見直しも含め、これまでの防災対策を点検し、大規模災害に対する防災対策の強化を図るとともに、避難場所等の確保、整備及び耐震化の促進など、災害に強い基盤整備を進めていく必要があります。

○基本方針

地震や台風などの自然災害や不測の事態における被害が想定されるため、消防・防災体制の強化を図り、災害、自然災害などから命と暮らしを守り、安心して生活ができるまちづくりを目指します。

防災対策は、東海・東南海・南海地震等巨大地震時の土砂崩れによる孤立集落対策、台風や豪雨等の風水害時の浸水被害に対応するため、町民への防災思想の普及啓発や防災訓練の実施、防災資機材の整備や生活必需品の備蓄を進めるなど、災害発生時活動体制の強化に努めます。

また、町、防災関係機関及び地域の共助による、想定を超えた災害に備えた防災・減災に向けた防災体制づくりの強化を進めます。

災害発生時の被害を最小限に抑えるために防災マップなどを活用し、災害情報などの周知と災害時要援護者への迅速な避難支援を行うとともに、避難情報伝達手段の整備、構築など、防災体制の強化を進めます。

※自助…「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方にに基づき、町民一人ひとりが自分の命や生活を守るための活動をいう。この自助の中には、個人のみではなく、各組織が自分の組織を守るための活動も含む。

※共助…地域連携による防災活動のことをいう。一人ひとりが隣人などと協力して地域を守る活動、また、自治組織や民間組織が、町民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も共助に含む。

※公助…警察、消防、市町村、都道府県などの行政機関、電気・ガス・水道など人の生活の基盤となるサービスを提供する公益企業が、災害支援活動を実施すること。

○主な取り組み事項

1. 危機管理体制の充実

災害による被害を防止、軽減するため、かつらぎ町地域防災計画の見直しを行うとともに、広域的な大規模災害に備え、災害時の応援協定を他の地方公共団体や民間事業者と結ぶことにより、応援のネットワークの確立を進めます。

2. 初動体制の整備

災害時における迅速な初動体制としての、要救助者の情報把握、被害等の情報収集体制、避難の指示・勧告、応援要請など情報発信体制の構築に向けて、防災訓練による防災体制の基礎の確立を図ります。併せて、災害時要援護者の迅速な避難誘導・支援を図るため、自主防災組織・消防・医療・福祉機関との連携の強化に努めます。

3. 地域防災力の向上

地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織への支援や防災資機材の整備などを進めるとともに、防災意識の啓発活動や地域と連携した防災訓練を通じて、自助・共助・公助の理念に沿った町民の防災意識の向上や技術の修得に努めます。

また、地域の防災力を高めるため、多くの町民が参加可能な住民参加型のより実践的な防災訓練の実施を検討します。

4. 防災施設の整備充実

防災拠点、避難場所などの防災施設の整備、拡充に努めるとともに、避難場所の資機材、避難生活に必要な備蓄資材などの配備の充実を進めます。

また、災害時または災害が発生するおそれのある場合などに、町民への迅速かつ的確な避難行動の情報伝達手段の整備に取り組みます。

5. 防災意識の向上・知識の普及

防災意識の向上を図るため、広報紙、パンフレット、ポスター、ハザードマップ、防災マップ等の配布及び説明会の開催等により、地域における災害危険箇所・区域、避難場所、避難経路及び避難時の留意事項について、地域住民等に対し周知徹底を図ります。

6. 建築物などの耐震化の促進

災害から町民の生命、身体、財産を守るため、避難所となる公共施設の耐震化を進めるとともに、一般住宅においても、耐震化を促進するために支援を行います。

7. 危険個所の把握と対応

災害危険区域を的確に把握し、防災関係機関との連携のもと、危険要因の除去に努めます。また、治水対策や急斜面地崩壊対策により、崩壊の未然防止と被害の軽減を図ります。

施策体系

第1 防災対策・体制の強化

1. 危機管理体制の充実

かつらぎ町地域防災計画の見直し及び応援ネットワークの確立

2. 初動体制の整備

初動体制の確立及び自主防災組織等との連携強化

3. 地域防災力の向上

自主防災組織への支援や防災訓練の実施

4. 防災施設の整備充実

避難所や備蓄資材の整備・充実

5. 防災知識の向上・知識の普及

防災意識の向上、情報提供及び周知の徹底

6. 建築物などの耐震化の促進

公共施設の耐震化及び一般住宅の耐震化促進

7. 危険個所の把握と対応

災害危険区域の把握と危険要因の除去

○協働の方針

町民の役割

非常食の備蓄など、災害に対する備えを行うとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加します。

行政の役割

防災体制を強化するとともに、町民、地域、事業者などの防災活動への支援を行います。

第2 消防・交通・防犯体制の整備

○現況と課題

火災発生時に、迅速で的確な消火活動が行えるよう、体制の整備と人員の確保が必要であるとともに、地域の消防力^{*}の強化が必要です。

本町では、木造建築物の密集地域も存在し、また空き家も増えてきている状況があります。こうした状況に伴って、火災による延焼が拡大する危険性が増してきています。

消防については、常備消防である伊都消防組合と連携し、さらなる火災予防の徹底や防火意識の向上を図る必要があります。

また、本町消防団において、人口流出や就労形態の変化などにより団員の確保が年々厳しくなっています。消防施設の整備、充実とともに、団員確保に向けた広報活動の強化が求められています。

さらに地域における防火・消火活動体制が重要であることから、地域住民による自主防災組織や婦人防火クラブ、防災ボランティアなどの育成、強化を図る必要があります。

一方では、交通環境の整備と併せ、社会状況の変化や交通量の増加に伴い、依然として交通事故は後を絶たない状況にあります。

交通事故は、被害者だけでなく加害者やその家族、関係者の生活に甚大な影響を与え、社会的、経済的損失をもたらします。

本町における平成23(2011)年中の交通事故発生件数は103件で、前年に比べ38件減少しています。しかし、同年の高齢者交通事故発生件数は51件で、前年に比べると4件の増加で、高齢者交通事故発生割合は49.5%と高い状況となっています。

本町では、平成23(2011)年度に第9次交通安全計画を策定し、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図っていますが、特に、高齢者が交通事故の被害者や加害者になってしまうことが増えていることから、高齢者に対する交通安全対策が重要となります。

広報や交通安全教室、交通安全運動などを通じて、交通事故の防止に努めていますが、今後も子どもから高齢者に至るまでのすべての町民が悲惨な事故に遭わぬよう、交通安全教育と啓発活動の推進を図るとともに、道路の危険個所の把握や、ガードレール、カーブミラーの設置、歩道の整備などを引き続き行っていく必要があります。

また、子どもが犯罪の被害者になるといった痛ましい事件や高齢者が振り込め詐欺、悪徳商法の被害に遭うといった事件も発生し、犯罪は年々多様化、複雑化しています。

犯罪は、経済や社会の動向のほか精神的疲労など、複雑でさまざまな要因により発生しますが、日常生活の中で誰もが被害に遭う可能性があり、一人ひとりの防犯意識の向上が必要となります。

本町ではこれまで、青色回転灯装備車による巡回パトロールや防犯自治会の活動を通して防犯活動を推進してきました。地域の絆づくりにより、地域の力で犯罪を「しない、させない、見逃さない」ことが必要であり、防犯自治会などのボランティア活動に対する支援や協力を充実させていかなければなりません。

○基本方針

町民の生命・財産を守るため災害様態の複雑化・多様化に対応した、消防組織の強化、装備の整備並びに消防水利の整備を促進するとともに、消火訓練や啓発活動を通じて、防火意識の向上に努めます。

町民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールとマナーを守り、また防犯への意識を持ち、交通事故や犯罪のない安全で安心した生活を送ることができるまちづくりを目指します。

^{*}消防力…火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策等を遂行するための人員、機械（施設）及び水利。

○主な取り組み事項

1. 地域消防力・防災体制の充実

常備消防である伊都消防組合との連携体制を強化するとともに、消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ、防災ボランティアなどの育成を図り、地域の消防力の強化を推進します。

また、消防力の低下を招かないよう、消防団活動への支援と普及活動を推進し、消防団員の確保に努めます。

さらに、地域防災の要となる自主防災組織の活性化を促進し、その活動を支援します。

2. 消防施設の充実

地域の防災拠点施設である消防団詰所の適切な維持管理、防火水槽や消火栓の適正配置に努めるとともに、消防団活動に必要な設備等の計画的な更新・整備を図ります。

3. 交通安全意識の高揚

町民の交通安全意識の高揚を図るため、自治区や交通指導員連絡会などの関係団体と連携を図り、交通安全運動の交通安全啓発キャンペーンや子どもや高齢者に対する交通安全教室など各種啓発事業を実施します。

4. 交通環境の整備

危険個所の早期把握に努めるとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通事故多発交差点や危険個所などに交通安全施設*の整備・充実を進めます。

5. 地域防犯活動の推進

地域ぐるみの防犯活動を推進するため、町民、自治区、事業者、警察などと連携して防犯パトロールや啓発活動に取り組みます。

また、地域の防犯自治会などの活動を推進し、その活動を支援します。

さらに、各自治区が行う防犯灯の設置を支援します。

6. 防犯意識の啓発

地域防犯活動を効果的に推進するため、各種防犯関連情報の迅速な発信に努めます。このことから、防犯に対する意識高揚と注意喚起を図るとともに、地域と連携した高齢者世帯への情報提供や子どもたちの地域での見守り活動など、地域の絆づくりによって、犯罪の未然防止に努めます。

施策体系

第2 消防・交通・防犯体制の整備

1. 地域消防力・防災体制の充実

伊都消防組合等との連携による地域消防力の強化
消防団員の確保と自主防災組織の活性化

2. 消防施設の充実

消防設備等の適切な維持管理及び計画的な更新・整備

3. 交通安全意識の高揚

各種啓発活動の実施

4. 交通環境の整備

危険個所の早期把握と交通安全施設の整備・充実

5. 地域防犯活動の推進

関係機関との連携及び支援

6. 防犯意識の啓発

各種防犯関連情報の提供

○協働の方針

町民の役割

防火意識を高め、消防団活動への協力、また消火器や住宅用火災警報器を設置します。

交通安全に対する高い意識を持ち、交通マナーの向上と交通ルールの遵守に努めます。

防犯意識を高め、隣家同士の声かけや子どもたちの登下校時の見守りなど、地域の防犯活動に積極的に参加します。

行政の役割

消防施設・設備の充実を図るとともに、火災予防意識の啓発などに努めます。

交通安全施設整備や交通安全意識の高揚を図ります。

地域の防犯活動への支援や犯罪・不審者情報などの発信及び全町的な防犯啓発活動を行います。

*交通安全施設…交通の安全と円滑、交通公害防止などを目指して整備するもの。都道府県警察が整備するもの（交通信号機、交通情報板、道路標識、道路標示など）と道路管理者が整備するもの（道路照明灯、ガードレール、カーブミラー、道路案内板など）がある。

第3 上下水道の整備、し尿の収集・処理

○現況と課題

平成23(2011)年度末時点で、上水道及び簡易水道の全人口に対する給水人口の割合は約93%となっています。

これからも、地域の実情に応じた安全で安心な飲料水の確保に向け、さらに取り組みを進めていく必要があります。

日常生活や産業活動に欠くことのできないライフラインである上水道及び簡易水道は、平常時はもとより、災害時の非常時においても、その影響を最小限に抑え、安全・安心で安定的な供給を確保することが求められています。

しかし、過去に建設された水道施設の老朽化が進行しており、中には早急に更新が必要なものもあります。

都市基盤施設である水道は、生命を守るライフラインとして、施設の耐震化や管理・復旧体制等のさらなる強化により、事故・災害時にも安定した供給が可能となるよう努め、さらに周辺自治体との連携を進めながら供給体制の広域化を図ることが重要となります。

こうした中、災害発生時の飲料水供給、施設の応急復旧等に必要な資材を確保するだけでなく、非常時に備える危機管理体制の確立を早急に整備することが重要です。

生活排水対策として、公共下水道事業及び合併処理浄化槽^{*}の普及に努めてきました。

公共下水道事業認可区域については、水洗化を促進するとともに、水洗化の普及啓発にも努めていく必要があります。ただし、今後、コスト縮減や事業進捗を考慮した中で、公共下水道事業認可区域の見直しも検討する必要があります。

また、事業認可区域外においても、水洗化率の向上を図るため、合併処理浄化槽の普及に積極的に取り組んでいく必要があります。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、許可業者に対して、収集などの適正指導を行うとともに、処理施設である橋本環境管理センターの適正管理に努める必要があります。

今後も、公共下水道の整備や、より効率的な汚水処理の検討を進めるとともに、効率的な生活排水対策を進める必要があります。

○基本方針

水の供給は町民の日常生活に直結しており、すべての町民に安全でおいしい水が安定的に供給されるよう努めます。また、山間部の未給水地域の解消を進めるとともに、水源地の環境保全の推進や関係機関との連携により、水質検査の強化、浄水処理方法の充実に努めます。

今後は、老朽給水管の布設替えを計画的に進めていくとともに、その他各種施設・設備などについても、老朽化などの状況に応じ、また、耐震性の確保や渇水期・緊急時への対応なども勘案しながら、計画的に拡充や改良、整備を進めます。

下水道事業については、公共下水道への接続や浄化槽の設置を推進し、河川等の公共水域の水質保全と美しく快適な居住環境づくりを目指します。

^{*}合併処理浄化槽…し尿等の生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設を浄化槽というが、し尿だけを浄化する単独浄化槽に対し、し尿と炊事、風呂、洗濯などの排水を併せて浄化する施設のことをいう。

○主な取り組み事項

1. 上水道の安定供給

安全性の高い飲料水が安定供給されるよう努めるとともに、山間部の未給水地域の解消を進めます。

2. 水源地の保全

生活や農業など住民活動を支えている河川や、水源となる地下水や湧水の水質及びため池などの水環境を保全するため、町民などへの啓発、環境美化活動を推進します。

3. 老朽給水管の布設替えと耐震化

道路の新設・改良時に将来を見据え、有効性を勘案しながら布設工事・配管替・施設改良等を行います。併せて、水道施設のライフラインとしての機能を保持するため、老朽施設の計画的な更新や水道施設の耐震化を推進します。

4. 緊急時における給水体制の構築

渇水や災害などの緊急時に対応するため、近隣市町との連携を強化していくとともに、緊急時給水体制の構築を目指します。

5. 公共下水道の普及促進

公共下水道については、認可区域の見直しを行い、今後も未整備区域の整備に努めます。また、公共下水道事業の健全化を図るため、汚水管の適切な維持・管理を図るとともに、使用料の適正化に努めます。

6. し尿処理の適正化

公共下水道の普及と併せた適切なし尿の収集・処理に努めるとともに、合併処理浄化槽の必要性や補助制度について周知・啓発に努めます。

施策体系

第3 上下水道の整備、し尿の収集・処理

1. 上水道の安定供給

安全性の高い水の安定供給と未給水地域の解消

2. 水源地の保全

水環境の保全

3. 老朽給水管の布設替えと耐震化

水道施設の計画的改良等と耐震対策の推進

4. 緊急時における給水体制の構築

緊急時給水体制の構築

5. 公共下水道の普及促進

公共下水道の普及・整備

6. し尿処理の適正化

し尿処理の適正化・合併処理浄化槽の設置

○協働の方針

町民の役割

水資源の大切さを認識し、適切に水を使用します。公共下水道への接続または合併処理浄化槽の設置により、生活排水を川に流さないようにします。

行政の役割

安全で良質な水の安定供給を進めます。下水道や合併処理浄化槽の普及を促進し、施設整備を進めます。

第4 消費者保護

○現況と課題

近年、消費・販売形態の多様化などに加えて、高齢者を狙った悪質な訪問販売、悪質商法や振り込め詐欺、インターネットを利用した消費者のトラブルなど、消費者を取り巻く環境は、複雑化・多様化しています。このような環境の変化に的確に対処できる自立した消費者の育成が求められています。

日常の消費生活における安全の確保は、きわめて重要な問題となってきました。

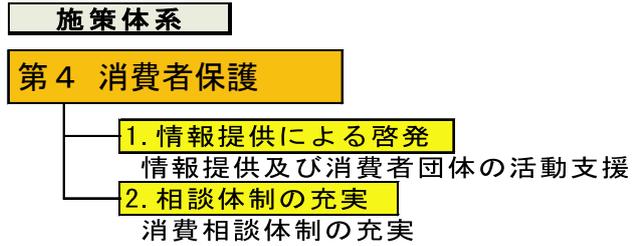
○基本方針

町民が悪質な販売や消費者被害に巻き込まれないよう、情報提供や相談体制を充実するとともに、消費者トラブルを未然に防止するため啓発運動を進めます。また、町民の相談にきめ細かな対応ができるよう、関係機関とともに消費生活相談体制を構築し、町民の消費生活の安全を確保します。

○主な取り組み事項

1. 情報提供による啓発

消費者の安全と生活を守りトラブルにあわないよう、商品の安全性やさまざまな消費者問題についての情報提供や啓発活動を行うとともに、消費者団体の自発的な活動を支援します。



2. 相談体制の充実

多様化・複雑化する消費者からの苦情・問合せ・被害等の消費者相談に対応するため、相談専門員などの人材確保に努め、和歌山県消費生活センターなどと連携しながら、消費相談体制の充実を図ります。

○協働の方針

町民の役割

トラブルにあわないように知識を深めるとともに、トラブルにあった時は、すぐに関係機関に相談します。

行政の役割

情報提供や学習の場づくりの支援を行うとともに、相談体制を強化します。

第5節 人権を尊重するまちづくり

第1 人権尊重社会の実現

○現況と課題

本町では、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「和歌山県人権施策基本方針」の趣旨に基づき、学校、家庭、地域社会などあらゆる場を通じて、町民が、その成長する段階に応じ、人権尊重の理念に理解を深め、これを実践することができるようになることを理念とする「かつらぎ町行動計画」を平成12(2000)年に策定し、人権啓発・人権教育の推進に取り組んできました。

しかし、町民を取り巻く環境は変化し、さまざまな人権課題が生まれてきています。そんな現状を考慮し、全町を挙げて一人ひとりの人権が尊重され、誰もが幸福を追求することができる社会を実現するためには、国及び県、町並びに町民がそれぞれの立場から、人権尊重に向けた取り組みを主体的に実施していくことが重要で、そのためには、推進体制の充実を図る必要があります。

○基本方針

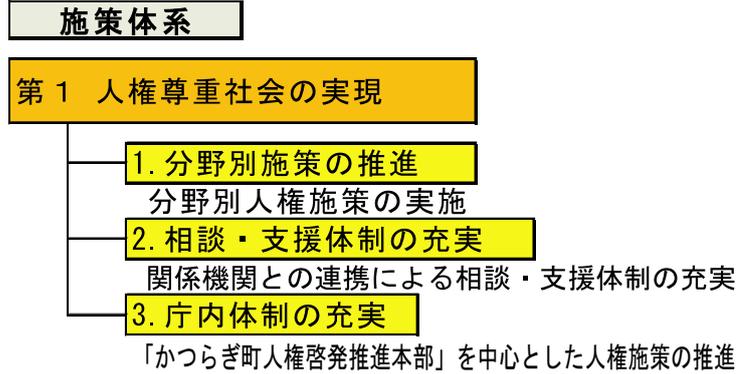
一人ひとりの人権が尊重され、誰もが幸福を追求することができる社会を実現していくためには、自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、一人ひとりの違いを豊かさとして受け止め認め合い、人権を相互に尊重し合うことが大切です。

そこで、本町の人権尊重の社会づくりに関する基本的理念は、「かつらぎ町人権条例」の前文を踏まえ、すべての町民の人権が尊重される明るい社会の実現を目指すことです。この条例の基本理念に基づき、本町の施策の基本的な方向は、人権意識の高揚を図ることにあり、人権教育及び人権啓発さらには、人権相談・支援に関する取り組みについて積極的かつ効果的な推進を図ります。

○主な取り組み事項

1. 分野別施策の推進

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等に関わる人権問題は、個人の尊重と法の下での平等という普遍的な視点からも重要で、これらの人権施策はそれぞれの個別の計画等を踏まえて実施します。



2. 相談・支援体制の充実

人権侵害を受けている人及び人権侵害を受けるおそれのある人に対する救済については、法務省の人権擁護機関や裁判制度によるほか、町においては個別課題ごとに相談窓口を設け対応し、関係機関との連携を強化するなどして相談・支援体制の充実を図ります。

3. 庁内体制の充実

庁内に組織された「かつらぎ町人権啓発推進本部」を中心に、総合的かつ効果的に人権施策の推進を図ります。

○協働の方針

町民の役割

人権問題を自分のこととして捉え、理解し、解決に向けて必要な行動の実践に取り組み、人権意識の高揚に努めます。

行政の役割

人権問題の解決に向けて、相談・支援体制の充実を図るとともに、効果的な施策を実施します。

第4章 豊かな人間性を育むまちづくり

第1節 子どもを守り育むまちづくり

第1 教育環境の充実

○現況と課題

本町では、知・徳・体^{*}の調和のとれた人間の育成を基本に、それぞれの学校（園）が特色を持った学校づくりを進めており、外国語指導助手（ALT）、スクールカウンセラー、心の教室相談員、特別支援教育支援員の配置など、今日的なさまざまな課題に対応しています。

近年、学校教育におけるさまざまな課題に対する取り組みが求められており、的確な教育指導方法を研究していくことが必要であるとともに、生きる力^{*}を育成する心の教育、生徒指導や教育相談の充実、障害のある児童・生徒に対応する特別支援教育の推進など、きめ細やかな教育指導の充実が必要です。

一方、就学前の子どもについては、女性の社会進出の進展や就労形態の変化などにより保育に対するニーズは、ますます高まっており、仕事と子育ての両立など保護者のニーズに対応した施策を実施することが求められています。

○基本方針

児童・生徒が、特色ある教育環境で学ぶことができるよう、教育施設の整備を進めるとともに、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成を、学校・家庭・地域が連携して進めます。

本町の特性を生かした個性ある教育を実現するとともに、誰もが集団の中で平等に、そして快適に教育が受けられるきめ細かな教育サポートを実現します。

子どもを持つ保護者が不安なく仕事と子育てを両立できるよう、サービスの充実を図るとともに、職場や地域の人々の理解を深める取り組みを行います。

※知・徳・体…「知」確かな学力、基礎的な知識・技術を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することによりさまざまな問題に積極的に対応し、解決する力。

「徳」自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。

「体」たくましく生きるための健康や体力。

※生きる力…自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題解決をする能力及び自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力のこと。

○主な取り組み事項

1. 学校教育環境の整備

教材備品・学校図書の充実、校区内の文化施設・運動施設等の有効利用を図り、教育環境の充実を進めます。

また、就学前の子どもの一貫した保育・教育を実施し、仕事と子育ての両立ができるよう保護者のニーズに対応した保育・教育サービスの提供を検討します。

2. 学校教育内容の充実

基礎学力の充実、体力の向上、判断力の育成、豊かな心づくりを基本に、確かな力を向上させるための指導方法を研究します。

また、地域環境や地域資源を教材に、地域の人材を活用した郷土学習、農林業等の体験学習を充実し、自ら調べ、発表し、討議する活動などの実践的な学習を重視し、自ら学び考える力などの生きる力の育成を進めるとともに、安全・安心で充実した学校生活を送る中で、ふるさとを愛する心や協調してともに生きる心などの豊かな人間性・社会性を育むことができるよう、学習環境の整備と指導体制の充実に努めます。

それから、障害のある児童・生徒一人ひとりに対して、持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善を目指した適切な教育的支援を進めます。

いじめや虐待、不登校等の予防、早期発見、早期対処に努め、教育と福祉部門が連携し、相談体制の充実に努めます。

さらに、災害時における子どもたちの安全確保を図るため、防災体制の整備や災害時に主体的に行動する態度等を育成する防災教育を推進します。

3. 健康な児童・生徒の育成

スクールカウンセラーの配置等により、児童・生徒のカウンセリング対応を強化するとともに、保護者に対する教育相談活動を充実します。

4. 学校給食の充実

食の安全・安心に対する関心の高まりとともに、徹底した食中毒防止対策を講じるなど、衛生管理の充実を図ります。

今日、子どもたちの体力・運動能力が低下傾向にあることが、文部科学省の「体力・運動能力調査」から明らかになっていますが、その要因の一つである、夜更かしや栄養バランスを欠いた食生活など子どもの生活習慣の乱れを改善するため、学校では運動に取り組む機会を多くするとともに、家庭と連携し基本的な生活習慣を見直していきます。

食育では、教職員の意識を高めるとともに、学校給食に地場産食材を積極的に使用し、アレルギー対策に取り組むなど安全な学校給食を提供します。

また、学校教育活動全体で、食の大切さや楽しみを実感できるよう取り組みます。

中学校給食については、財政状況を勘案しながら早期実施を検討します。

施策体系

第1 教育環境の充実

1. 学校教育環境の整備

教育環境の充実及び保育・教育サービス提供の検討

2. 学校教育内容の充実

自ら学び考える力等の生きる力の育成

3. 健康な児童・生徒の育成

児童・生徒のカウンセリング対応の強化

保護者に対する教育相談活動の充実

4. 学校給食の充実

地場産食材の積極的な使用

中学校給食の実施検討

○協働の方針

町民の役割

学校の教育活動へ理解を深め積極的に関わるとともに、特色ある学校づくりを支援します。

行政の役割

児童・生徒の学力向上と心の育成を進めます。また、教育環境の整備を進めます。

第2 青少年の健全育成

○現況と課題

青少年育成事業では、子ども会活動、補導活動、相談活動、広報・啓発活動、町民一斉清掃、地域の声かけ運動、児童館活動など多様な活動が行われています。

しかし、事業への参加は、園児・小学生が中心で、中学生以上の参加が少ない状況にあります。

このような中、本町では青少年の健全育成に向け、子ども会リーダー育成研修会^{*}などを実施し、協調性や社会性を育み、自然体験やスポーツ体験などを通じてチャレンジする精神を学ぶことのできるよう社会教育の推進を図っています。

今後は、地域の教育力の向上に努め、青少年の思いやりの心や豊かな人間性、社会性を育むとともに、自ら考え、行動できる力を培っていくことが重要となります。学校・家庭・地域と連携し、青少年の社会参加をより一層促進する必要があります。

青少年を家族や地域全体で育む体制として、かつらぎ町青少年育成連絡協議会、地区青少年育成協議会、地区子ども会などを中心として、各地域で青少年の健全育成活動が展開されています。

その一方で、青少年健全育成活動の趣旨が地域全体に周知されにくいという課題もあります。活動の意義と重要性を広くPRしながら、より多くの町民や関係機関の理解と協力により地域内のつながりを強めていく必要があります。

また、地域子ども会指導者研修会などを通じて、地域や異世代との交流や、スポーツ、文化祭などさまざまなテーマの体験の場を提供しています。世代間のふれあい事業を青少年自ら企画・運営し、仲間とともに考え、実施し、達成感を喜びとして感じられるよう、社会活動の中心となって活動できることが、青少年の健全育成に有効な方法として重要となってきます。

併せて、かつらぎリーダークラブ^{**}で活躍するリーダーとして育つ芽や自覚を持ち始めている青少年を発掘するとともに、青少年が率先して活動していけるよう育成し、その活動の場や機会を提供することも必要です。

今後も、相談体制の充実、親子ともに参画する活動の拡大、世代間交流や町外との交流活動、健全育成のための環境づくりを継続的に進めていく必要がありますが、少子化が進む中、活動組織の再編成、公民館活動やコミュニティ活動との一体化などを検討する必要があります。

○基本方針

心豊かでたくましい青少年を育成するため、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域などのそれぞれの関係者が密接な連携を図りながら、交流の機会や活動に積極的に参加し、青少年が社会の一員としての役割と責任を自覚し、心身ともに健全に成長できるよう取り組みます。

このため、次世代を担う青少年を地域ぐるみで育てていく体制を整え、地域づくり活動への参画を進めます。

また、不登校や引きこもりなどの青少年や家庭の悩みに対しての相談体制を充実するとともに、生活環境の改善に家庭・学校・地域が一体となって取り組むことにより、問題の早期発見・早期解決・未然防止に繋がります。

※子ども会リーダー育成研修会…子ども会が自主的に運営され、各地域子ども会がより活発な活動を進めていけるようリーダーを養成するため、昭和53年から開催している研修会。

※かつらぎリーダークラブ…子ども会リーダー育成研修会の上級リーダー認定者の内、希望者で組織され、昭和55年に設立。各地域の子ども会・育成活動に参加している。

○主な取り組み事項

1. 青少年育成組織の強化・支援

地域に根ざした青少年の健全育成活動の展開を目指し、青少年育成連絡協議会の調整機能を生かして、家庭・学校・地域、関係機関の連携を強化するとともに、各地域における活動への支援の充実を図り、効果的な事業展開を促進します。

施策体系

第2 青少年の健全育成

- 1. 青少年育成組織の強化・支援
青少年活動の育成及び青少年育成組織の活性化
- 2. 自主性と協調性のある若きリーダーの養成
リーダーの発掘・育成
- 3. 相談体制の充実
青少年の相談体制の充実
- 4. 社会参加・交流機会の充実
体験機会の提供と交流活動の推進
- 5. 安全対策と非行防止
地域ぐるみの安全対策と非行防止

2. 自主性と協調性のある若きリーダーの養成

地域社会に対する自主性と協調性をもち、自ら考え、仲間や異世代とともに行動することができるリーダー的な人材を、世代・地域ごとに発掘、育成していきます。また、こども遊びのギネス大会や子ども交流事業などを通じて、チャレンジ精神や社会奉仕の心を育みます。

3. 相談体制の充実

成長期にある青少年の直面するさまざまな問題に的確に対応するため、家庭・学校・地域が連携し、教育や学校生活相談など青少年の相談体制を充実し、発達過程に対応した必要な指導・助言を行い、問題の早期発見による解決を目指します。

4. 社会参加・交流機会の充実

各種イベントなどの参加について、積極的にPRを行います。

また、青少年育成活動とコミュニティ活動、公民館や児童館活動と連携し、世代間交流、家族が一緒になって参加する活動を推進します。

さらに、青少年が活躍する多くの機会を提供するため、かつらぎ町青少年育成連絡協議会、地区青少年育成協議会、地区子ども会などの関係機関と連携し、参加しやすく、参加したくなる、参加すべき社会活動プログラム作りに努めます。

5. 安全対策と非行防止

学校教育、各種団体と連携した子どもの安全対策を進めるとともに、有害環境の浄化、補導活動、声掛け運動、啓発活動など、地域ぐるみで青少年の非行防止に努めます。

○協働の方針

町民の役割

親や教師に次ぐ「第三の保護者」である地域の大人として、青少年健全育成に協力します。

行政の役割

町民の活動を支援するとともに、学校などと連携し、有害環境の浄化などを推進します。

第2節 学びと参加によるまちづくり

第1 生涯学習環境の整備

○現状と課題

本町では、町民の学習活動を、生きがいのある心豊かな町民生活や活力あるまちづくりに生かしていくため、公民館を拠点に、子どもから高齢者までを対象としてさまざまな学級・講座を開催しているほか、ボランティア活動や社会教育団体の育成に努めています。

しかし、少子高齢化が進む中、各種学習活動への参加者の高齢化や固定化といった状況が見られるほか、多様化する学習ニーズに効果的に応えられる体制づくりが求められており、すべての町民が生涯にわたって学び続け、その効果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる学習環境づくりが一層必要となっています。

これからは、公民館活動・地域活動の交流と、町民による自主運営体制を進めていくことが重要です。

そのため、講座・サークル活動参加者及び地域住民の参画により、公民館活動を協議する機会を設け、運営の強化と活動内容の充実を進めていかなければなりません。

特に、従来のサークル以外に、町民の生活に即した実学的な講座の開設、町民の興味・関心を呼び起こす講座の開設など、その運営を工夫していくことが必要です。

○基本方針

生涯現役社会を目指し、いつでもどこでも誰でもを基本に、生涯にわたり自らを高めることができるまちづくりに取り組みます。

また、誰もが自由に学習できるよう、多様な学習ニーズに対応した学習機会を提供するとともに、新たな知識や人との出会いの場につながるよう、わかりやすい情報提供に努め、ゆとりや生きがい、心の豊かさを実感できる快適な学習環境づくりを進めます。

今後は、生涯学習の推進のために、次代を担う若年層のより多くの参加や、講座を企画・運営できるような指導者の育成に取り組みます。さらに、高等教育・研究機関や周辺大学との連携を進め、産・学・官の結びつきを深め、より豊かな生涯学習活動を進めていきます。

○主な取り組み事項

1. 生涯学習関連施設の適正管理

生涯学習の拠点である公民館をはじめ、生涯学習関連施設の適正な維持管理と有効活用を図ります。

2. 生涯学習推進体制の強化

事業の効果を検証し、計画的・効果的な事業運営と生涯学習の推進に努め、新たな活動団体の設立や地域ボランティアの養成、情報発信などに積極的に取り組みます。

3. 学習活動の推進

誰もが興味と必要性に応じて学習活動ができるよう、各世代に対応したプログラムを企画し、各種の学習事業を提供します。

4. 図書館利用の拡大と学習（読書）活動の推進

多様な町民ニーズに応える図書・資料の収集と提供に努めます。
また、学校等関係機関との連携による子ども読書活動を推進します。

5. 高等教育機関等との連携

町民の高度化する学習意欲に応えるため、周辺大学等と連携して各種講座等の開催に取り組みます。

施策体系

第1 生涯学習環境の整備

1. 生涯学習関連施設の適正管理

生涯学習関連施設の適正な維持管理と有効活用

2. 生涯学習推進体制の強化

生涯学習の推進と情報発信

3. 学習活動の推進

各種学習事業の提供

4. 図書館利用の拡大と学習（読書）活動の推進

図書・資料の収集・提供及び読書活動の推進

5. 高等教育機関等との連携

高等教育機関との連携事業

○協働の方針

町民の役割

生涯学習活動に積極的に参加するとともに、活動を支える担い手同士の輪を広げます。

行政の役割

町民の多様な学習ニーズに対応し、人材・団体育成などを行い、学習活動を支援します。

第2 スポーツ・レクリエーションの推進

○現状と課題

現在、町内の社会体育施設を積極的に開放し、スポーツ活動の振興に努めています。

今後も、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの一環として、スポーツへのニーズに対応するとともに、スポーツを楽しむ人々を支援する必要があります。

近年、スポーツ活動では、少子化により児童数が減少し、スポーツ少年団の運営に大きな影響を与えています。児童数の減少は、スポーツ少年団の活動の幅を狭め、団体競技の存続が困難となる状況もあります。

また、高齢者を中心とした健康づくりを重視した軽スポーツなどの競技者が増加しており、活動場所の確保が求められています。

施設面では、既存施設の老朽化と安全性に対処するとともに、生涯スポーツへの気運の高まりと多様化するニーズに対応し、誰もが気軽に参加できる社会体育施設の運営が必要です。

本町は、平成27(2015)年に行われる「第70回国民体育大会2015紀の国わかやま国体」正式競技のゴルフ（少年男子）競技及びデモンストレーションスポーツのオリエンテーリングの開催地となっています。国内最大のスポーツの祭典「国体」の円滑な開催が求められます。

○基本方針

子どもから高齢者まで、誰もが生涯を通して、スポーツ活動を楽しみ、活動を通じて仲間づくりや健康増進につながるよう、町民のニーズにあったスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

また、スポーツ団体の育成・強化、スポーツの普及とレベルアップを図るため、指導者の確保と育成、競技力の向上を図ります。

そのほか、安全なスポーツ活動を行える環境を維持するとともに、多様化するニーズに対応するため、施設の整備や必要な改修などを計画的に実施します。

○主な取り組み事項

1. スポーツ活動の普及

スポーツ推進委員の育成、スポーツ大会の実施やスポーツ教室の開催により、スポーツの普及・推進を図ります。

また、スポーツ意識の向上を図るため、継続的に情報提供を行います。

さらに、「国体」の開催を通じ、町民のスポーツへの関心を高め、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

施策体系

第2 スポーツ・レクリエーションの推進

1. スポーツ活動の普及

スポーツの普及・推進と情報提供

2. スポーツ団体の育成

体育団体の運営支援及び指導者の育成と競技力の向上

3. スポーツ施設の充実

社会体育施設の適切な維持管理と利用促進

2. スポーツ団体の育成

体育協会やスポーツ少年団などの体育団体の運営を支援するとともに、指導者や団体の育成、競技力の向上を図ります。

3. スポーツ施設の充実

スポーツ施設の老朽化や安全性に対処するとともに、社会体育施設の補修など維持管理に努め、利用を促進します。

○協働の方針

町民の役割

日常の運動やスポーツに積極的に取り組みます。また、スポーツ等の経験と成果を指導に生かします。

行政の役割

町民ニーズに応じたスポーツライフが実践できる環境づくりを進めます。

第3節 互いを尊重し合うまちづくり

第1 男女共同参画社会の実現

○現状と課題

男女共同参画社会づくりのため、性別にとらわれることなくその個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて「かつらぎ町男女共同参画基本計画」に基づき、さまざまな取り組みを推進してきました。

しかし、依然としてドメスティック・バイオレンス(DV)*等の女性に対する人権侵害、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行が根強く残っているなど、男女ともに人権が尊重される社会の実現には、多くの課題があります。

さらに、少子高齢化、家族形態の多様化、経済・産業構造の変化など社会状況が著しく変化してきている中、男女が多様な生き方を主体的に選択できる社会の形成がなお一層重要となっています。

このため、今後は、家庭や地域社会、職場における男女平等を推進するため、意識改革の一層の推進や施策方針決定の場への女性の参画を促進し、さまざまな分野において男女がともに参画し、それぞれの個性と能力が発揮できるような取り組みを進めていく必要があります。

○基本方針

男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女が自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、それぞれの個性と能力を発揮することのできる社会とするため、意識改革や家庭、地域社会及び職場における環境づくりを推進します。

*ドメスティック・バイオレンス(DV)…夫や恋人など親しい関係の男性から女性に向けられる身体的、心理的、経済的、性的等の暴力のこと。

○主な取り組み事項

1. 男女共同参画への啓発

広報紙や学校教育、生涯学習、地域などあらゆる機会を通じ、性別による固定的な役割分担意識の払拭や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた啓発等を推進します。

施策体系

第1 男女共同参画社会の実現

1. 男女共同参画への啓発

男女平等意識の浸透に向けた啓発

2. 男女共同参画の環境整備

女性団体の活動支援及びまちづくり活動への女性参画の推進
男女共同参画に関する啓発と環境づくり

3. 暴力の根絶に向けた取り組みの推進

暴力の根絶に向けた相談・保護体制の充実

2. 男女共同参画の環境整備

女性団体の活動支援等を行い、女性の能力向上及びリーダーの人材育成を進め、女性自らが力を付けていく活動を支援します。

また、地域役員、各種審議会等への女性の登用の働きかけなどを行い、まちづくり活動への女性の参画を推進します。

さらに、事業所への男女共同参画に関する啓発、女性の多様な働き方への支援を進め、男女がともに助け合い、平等に働ける環境づくりに努めます。

3. 暴力の根絶に向けた取り組みの推進

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントの防止についての啓発活動を推進し、女性に対する人権侵害や女性や子どもに対する暴力の根絶に努めます。

また、関係機関との連携のもと、相談・保護体制の充実に努めます。

○協働の方針

町民の役割

男女共同参画推進について理解を深め、あらゆる場で共同参画の推進に努めます。

また、暴力などを発見した場合は、関係機関へ通報します。

行政の役割

町民の男女共同参画を推進するため、学習の場の提供に努めます。また、各種啓発などの活動に対する支援及び関係機関との連携を図ります。

第2 人権啓発の推進

○現状と課題

従来の社会制度や慣習などに基づく人権問題について、人権啓発講演会や各ブロックでの研修会など、人権感覚の醸成や正しい知識の普及に取り組み、一定の成果を上げることができました。

しかし、国際化や情報化社会の進展、少子高齢化の到来など社会情勢の変化に伴い、子ども、高齢者、障害者、外国人、職業をめぐる人権に関するさまざまな課題が生じています。

このような状況において、あらゆる人々の人権が尊重され、自身の自己実現と「ともに生きる社会」の実現を目指して、各実施主体が相互にネットワークを構築し、総合的に人権意識の普及・啓発活動に取り組み、人権意識の高揚を図っていく必要があります。

○基本方針

基本的人権^{*}は、一人ひとりが生まれながらに持っている、幸せに暮らせるための誰からも侵されることのない権利です。性別、年齢、国籍、障害の有無などに関わりなく、基本的人権を尊重し、あらゆる差別を許さない社会を目指して、町民一人ひとりに行きわたる人権啓発活動を展開し、身近なことから人権問題を考え、日常生活の中で人権感覚が身に付く取り組みを進めます。

そのために、町民の主体的な学びの意識を高めるとともに、人権に関する研修や教育、情報の提供が受けられる環境づくりに努めます。

^{*}基本的人権…すべての人が生来的に等しく有する幸せに生きる権利。平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権等。

○主な取り組み事項

1. 人権啓発活動の推進

基本的人権を尊重し、一人ひとりが幸せに暮らせる社会を実現するため、町民一人ひとりの人権意識を高め、人権問題に対する正しい理解と認識を深めていくよう啓発活動を推進します。

施策体系

第2 人権啓発の推進

1. 人権啓発活動の推進

人権意識の高揚と啓発活動の推進

2. 人権教育の推進

学校教育での人権教育の充実と生涯学習の場の提供

2. 人権教育の推進

人権教育の基本の場となる学校教育での人権の学びを充実させるとともに、人権問題を日常のこととして、生涯にわたって学び続け、気づきあえる学びの場を提供します。

○協働の方針

町民の役割

人権について理解を深めるために、講演会や勉強会に積極的に参加します。

行政の役割

人権問題について、啓発活動を行い、学習の場の提供に努めます。

第4節 交流によるまちづくり

第1 地域間交流の推進

○現状と課題

情報通信網の発達や広域幹線道路の整備などにより、町民の生活圏や活動範囲が拡大しているとともに、かつらぎ町へのアクセスも向上してきました。

今後は、本町への観光客や交流人口をさらに増やすためにも、友好都市との交流や各種イベントなどでのPR活動を通じて、地域間交流を推進します。

そのほか、複雑・多様化する行政課題に対応するため、近隣市を含む他自治体との広域行政のほか、大学等の研究機関などと連携を図り、自治体の枠組みを越えたさまざまな取組を推進する必要があります。

○基本方針

本町は、大阪府和泉市及び守口市と友好都市提携[※]しており、子どもたちの交流を中心とした定期的な交流や、アンテナショップの設置などを行っていますが、引き続き地域間交流を推進し、視野の広い人材の育成とネットワークづくりに取り組みます。

また、伊都・橋本地域内における広域的な施設相互利用の円滑化を図るとともに、地域PRや観光資源の活用により、広域的な地域間交流を推進します。

さらに、広域的な視点から産・学・官の連携を進め、地域特性を生かした個性あるまちづくりや地域活性化事業に取り組みます。

※友好都市提携

大阪府和泉市…国道昇格の運動を契機に交流が始まり、昭和63(1988)年6月22日に友好都市提携を締結。
大阪府守口市…大阪府守口市と旧花園村が友好関係にあったことから、平成17(2005)年10月1日に旧花園村と合併すると同時に、守口市と友好都市提携を締結。

○主な取り組み事項

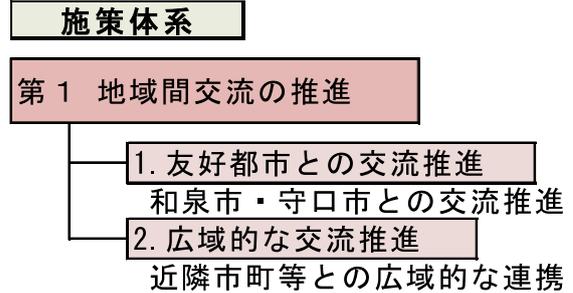
1. 友好都市との交流推進

友好都市である和泉市や、平成23(2011)年に友好交流30周年を迎えた守口市との交流において、お互いがさまざまな経験を積み、恩恵を受けられるような交流を推進します。

2. 広域的な交流推進

地域や特産物のPR、観光資源の活用、施設の利用などにおいて広域的に取り組めるよう、関係団体との政策立案などでの連携強化を図ります。

また、大学などとの連携を図り「町民・大学機関・行政」が一体的に、地域の魅力拡大や課題の解決などに取り組めます。



○協働の方針

町民の役割

地域間交流の重要性を認識し、ホスピタリティ意識を高め、積極的に来訪者との交流を図ります。

行政の役割

来訪者を増やすためにさまざまな手法を用いてPR活動を行うとともに、関係団体と連携して広域的な連携を推進します。

第2 国際交流の推進

○現況と課題

平成16(2004)年、高野山や本町の丹生都比売神社、町石道などが「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されて以降、高野山を訪れる外国人観光客が増加しており、外国人観光客に対する受け入れ体制の整備が重要な課題となっています。

また、中華人民共和国山東省萊西市^{らいせい}*と友好都市関係にありますが、近年目立った友好交流が行われておらず、友好関係の再構築が課題となっています。

○基本方針

国際化対応の環境整備を進め、かつらぎ町の紹介パンフレットや施設などの観光案内・情報媒体の整備、外国人観光客に対応する接客の研修^{らいせい}など、受け入れ体制の整備に努めます。

本町は、中華人民共和国山東省萊西市^{らいせい}と友好都市提携をしており、経済や産業、教育などの各分野において、友好的協力関係の構築を目指します。

※中華人民共和国山東省萊西市…日中友好平和条約の基本精神に則り、相互の友好往来を促進し、交流と友好を一層強めるため、平成6(1994)年10月27日に友好都市提携を締結。

○主な取り組み事項

1. 国際化の環境整備

外国人観光客の利便性の向上を図るため、外国語に対応したアクセスマップや観光案内板などの整備を推進します。

施策体系

第2 国際交流の推進

1. 国際化の環境整備

外国人観光客に対応した観光案内板等の整備

2. 莱西市との友好交流

莱西市との交流推進

2. 莱西市との友好交流

友好都市関係にある莱西市と、経済・産業・教育などの各分野において交流を目指します。

○協働の方針

町民の役割

多文化共生に対する正しい理解を持ち、国際交流事業に積極的に参加します。また、来訪者に対して、おもてなしの心をもって、交流を図ります。

行政の役割

外国からの来訪者のために、外国語に対応した案内看板などを設置します。

第5章 みんなでつくる協働のまちづくり

第1節 住民主体のまちづくり

第1 協働によるまちづくり

○現状と課題

本町を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少時代の到来や、地域コミュニティの担い手不足、財政基盤の脆弱さや硬直性、地方分権・地域主権の進展など大きく変化してきています。

これまでのまちづくりでは、町民ニーズに対し、主に町が公共サービスを提供することでまちづくりの課題を解決してきましたが、高度化、多様化する町民ニーズや、地域社会の高齢化、地域の店舗の減少などによる生活環境の変化等、地域が抱えるさまざまな課題を解決するには、これまでの手法では対応が難しいものとなってきています。

本町では、自治区を単位とした生涯学習や公民館活動、地域での福祉保健活動をはじめ、子ども・青少年育成、文化・芸術、環境保全、まちづくりなど、多彩な住民活動が展開されています。

その一方で、これまでも町内会・自治区等が地域社会のまちづくりに一定の役割を担ってきましたが、近年は担い手不足や地域住民の関心の低さといった課題が見受けられます。

こうした状況を踏まえ、地域を構成する町民、町内会・自治区、企業等の多様な主体と町が地域の特性や課題などを共有した上で、それぞれの特性などを考慮し、役割を分担しながら、一体となって地域が求めるまちづくりやサービスに柔軟に対応する手法を取り入れていく必要があります。

このような中で、まちづくりを進めていくためには、住民や地域がまちづくりの担い手として、主体的に地域の活動や町政に参画していくことが必要であり、ボランティア活動などによる一層の地域活動の活性化が求められています。

特に、過疎化、高齢化の進行が著しい本町においては、中山間地域の集落の維持と住民自治の振興が、これからのまちづくりに欠かせないものとなっています。

今後も、住民自治意識の高揚を図るとともに、自治組織の組織化や組織強化のための財政支援をはじめ、活動の実践力を醸成するための研修会の開催、啓発活動を行うなど、住民自治活動に対する支援を行っていくことが必要です。

さらに、すべての職員がそれぞれの地域の住民として、また、行政と自治組織とのパイプ役として、地域活動へ積極的に関わっていくことも求められています。

この住民参画を推し進めていくために、情報公開制度や広報・インターネット等の媒体を有効に活用しながら、町政に関する情報を積極的に公開し、共有化を図っていく必要があります。

また、まちづくりに関連する主要施策の実施にあたっては、計画の段階から町民が参画する機会を広げ、町民の意見・要望を尊重し、町民の参画と行政が協働により施策を実現するまちづくりを推進する必要があります。

○基本方針

町民と行政がお互いの情報と施策目標の共有化を図り、計画などの策定段階から実施に至るまで、役割と責任を担い合う協働のまちづくりを進めます。

各地域では、これまでも多様な主体がそれぞれさまざまな活動を展開し、一定の成果を上げていますが、地域との協働の取り組みを進めていくことで、地域が必要とするニーズが明確となり、必要なサービスの提供が行われることや、地域の将来像を共有することにより、活動の意義や目的が幅広く理解され、地域活動に参加しようとする動機となります。

町にとっても、まちづくり懇談会をはじめとした町民の意見を町政に反映させる取り組みを推進し、地域との協働を進めていくことで、地域の課題と要望等がきめ細やかに把握でき、町が定める各種計画・事業の実施に反映させることがより可能となります。

このことから、協働の仕組みは、これまで以上に地域と町の双方が、同一の方向性のもとでまちづくりや地域課題解決のための事業を計画的かつ効果的に実施することで、地域にとって必要なサービスの提供と町民が住みたいまちづくりを着実に進めていくことを目指します。

○主な取り組み事項

1. 情報の共有化

町民と行政が情報を共有するため、行政情報を積極的に提供・公開に努めます。

広報紙やインターネットなど従来の方法に加え、ツイッターやフェイスブックなどの新たな情報発信媒体の活用の充実に努めます。

2. まちづくりへの住民参加

各種審議会委員等における一般公募や女性委員の登用、ワークショップやパブリックコメントの導入を進め、各種計画の策定、行政評価等への住民参加・協働を促進します。
また、住民と行政の協働のまちづくりを推進していくため、住民参加の機会と場の拡充を図ります。

3. 地域活動への支援

協働によるまちづくりを推進し、地域内外や各世代が交流する個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、町民自らが企画し、実施する住民主体のまちづくり活動に対して支援するとともに、さまざまな活動が活発に行われるよう啓発に努めます。

文化・スポーツなどのイベントや事業実施にあたっては、住民との協働による企画・運営を推進します。

また、住民自治組織を育成し、その活動を支援するため、住民自治を支援する体制の充実やリーダー育成のための研修会の機会の提供等人的支援、補助金等の財政的支援の充実に努めます。

さらに、地区担当職員制度を基本として、職員の地域活動への積極的な参加を促進するとともに、住民と行政を繋ぐ役割の発揮を促進します。

4. 広聴機会の充実

懇談会などの開催、住民意識調査の実施、電子メールや自治区との連携など、多様な広聴手段を用いた住民意識の把握に努めます。

施策体系

第1 協働によるまちづくり

1. 情報の共有化

町民と行政の情報の共有化
新たな情報発信媒体の活用検討

2. まちづくりへの住民参加

委員の一般公募や女性委員の登用など住、民参加の場の促進

3. 地域活動への支援

住民主体のまちづくり活動に対する支援

4. 広聴機会の充実

多様な広聴手段の充実

○協働の方針

町民の役割

自分たちの地域を住み良い地域にするため、自ら地域活動に参画するとともに、自らの発言と行動に責任を持って、まちづくりに取り組みます。

行政の役割

積極的な情報発信や町政への参画機会の場を作り、住民との信頼関係構築に努めます。

第6章 信頼される役所づくり

第1節 改革によるまちづくり

第1 行政運営の効率化

○現状と課題

本町では、さまざまな行政運営の課題に対応するため、行政改革大綱を基本に、環境の変化に対応した事務事業の効率化を図る事務分担の見直し、組織・機構の改革、適正な人員配置、情報システムの整備などを推進し、住民サービスの向上に取り組んできました。

今後も、新たな公共経営の実践、協働のまちづくりなどに対応した行政機構と事務改善を推進するとともに、総合計画などの進行管理と行政評価の連動、公共施設の有効利用と管理運営の効率化、協働によるまちづくりの仕組みづくりなど、さまざまな改革に取り組み、組織力を発揮する行政運営を進めていく必要があります。

そのためには、総合計画を基本とした行政評価、人事評価、機構改革、定員管理に加え、職員の研修や健康管理などと連携した人事管理を進め、職員一人ひとりの能力、意欲をさらに向上させる必要があります。

情報通信技術の進展に伴い、従来紙媒体で情報交換していたものが、電子データによる処理へと移行しています。

こうした変化に対応するため、本町においても新たなシステムの構築や既存システムの拡充を図るとともに、庁内情報システムを維持し、これらを有効活用することによって、事務処理の省力化・高度化を進める必要があります。

また、本町ホームページについても使いやすさに配慮しながら、情報提供の迅速化や内容の充実を図るとともに、インターネットの特徴である即時性、双方向性を生かし、情報提供のみならず情報収集手段としての活用を推進する必要があります。

今後は、簡素・効率化を追求しつつも、町民サービスの質の充実を図る改革に重点を置き、総合計画の進捗管理ツールである行政評価において抽出される課題を中心とした改革・改善を推進する必要があります。

一方で、生活圏の広域化とともに、一つの市町村では解決できないことも増えており、町民の生活に必要な機能を共同で処理し、相互に機能を分担する必要性が高まっています。これまで、ごみ処理施設、知的障害者更生施設、介護認定審査会などの共同処理を行ってきましたが、今後も住民ニーズを踏まえ、周辺市町との連携を推進していく必要があります。

さらに、交通基盤の整備や環境問題など広域的な行政課題については、県の区域を超えた広域連携による行政運営の推進が必要です。

本格的な人口減少社会の到来により、定住人口の増加が望めないことから、今後は、他地域からの交流人口の拡大が地域社会を活性化させる大きな要素となってきます。そのためには、文化、観光、経済などさまざまな分野で、個性的で活力のある地域づくりに向けた広域的な地域間交流を推進する必要があります。

○基本方針

本格的な地方分権・地域主権進展の時代にふさわしい自立した自治体運営の確立に向け、民間経営理念・民間経営手法導入の視点に立ち、行政評価システムの活用による事務の進行管理とさらなる行政改革を積極的に進め、住民サービスの向上に努めます。

町民にわかりやすく、簡素で効率的、効果的な組織体制の構築を目指すとともに、地方分権・地域主権進展により増大する事務事業に対応するため、費用対効果や必要性を評価し、事務事業の拡充や統廃合を進めていきます。

また、内外の職員研修などを通じて、社会情勢の変化や町民ニーズに的確に対応できるよう、職員の意識改革と資質向上に努めます。

○主な取り組み事項

1. 行政組織・機構の改善

一般職員適正化計画を策定し職員数の適正化に努めます。また、事務の多様化や横断的な施策・事業に対し、職員配置の適正化、課室間の横断的な連携と調整機能強化を進めます。

2. 事務事業の見直し

行政評価・事務事業評価の導入・定着化を図り、事務事業について評価を行い、その改善及び整理・合理化・民間委託等を推進します。

また、総合計画の進捗管理については、行政評価を行う機会の場合を設けるとともに、行政評価の有効性を高めるため、町民や有識者など第三者の意見が反映される仕組みについて検討します。

3. 職員の資質向上

職員研修などを通じて、職員が学び、自由に発想ができ、対話ができるような職場の雰囲気づくりを目指すとともに、職員一人ひとりがそれぞれの職務と責任を果たし、町民から信頼されるよう、資質の向上に努めます。

4. 行政情報システムの整備と業務の効率化

情報通信技術の進展に対応した行政サービスの提供や事務の効率化・迅速化を図るため、各分野における情報システムの整備、インターネット機能の活用などを計画的に行い、高度情報化の推進に努めます。

5. 情報セキュリティの強化

職員におけるセキュリティ教育・研修、内部監査を充実し、システムの安全対策、情報の適正管理、機密保持といった情報セキュリティの確保を徹底します。

6. 広域行政の推進

住民サービスの向上に向けて、効率的・効果的な広域行政を推進するため、一部事務組合の統合や広域化を関係市町と協力しながら、検証を重ね、より効果的な広域行政を進めた新たな公共サービスの確立を目指します。

施策体系

第1 行政運営の効率化

1. 行政組織・機構の改善

職員数の削減と職員配置の適正化

2. 事務事業の見直し

行政評価・事務事業評価の導入と定着化

3. 職員の資質向上

町民から信頼される職員

4. 行政情報システムの整備と業務の効率化

情報システムの整備等による高度情報化の推進

5. 情報セキュリティの強化

情報セキュリティ確保の徹底

6. 広域行政の推進

広域行政を進めた新たな公共サービスの確立

○協働の方針

町民の役割

行政運営に関心を持つとともに、町政に対して積極的に関わります。

行政の役割

限られた財源と人員で行政サービスの向上を図るため、機構改革や職員の資質向上を進め、効率的な行政運営を行います。

第2 財政の健全化

○現況と課題

本町の財政構造は、歳入総額に占める自主財源の割合は約30%前後と低調に推移している一方、依存財源のうち地方交付税の割合は約30%~40%と高い比率を占めており、依存財源に大きく左右される財政構造となっています。

本町では、国の三位一体の改革や景気低迷による歳入の減少に加え、扶助費、公債費など義務的経費の増大により、平成16(2004)年9月に「かつらぎ町行政改革大綱」を、また同年12月に「かつらぎ町財政健全化計画」を策定し、また平成18(2006)年12月には、「財政健全化計画」の見直しを行い、「事務事業の見直し」、「投資経費の見直し」など財政の健全化に取り組んできたところです。

さらに、将来にわたり持続可能な財政運営の確保を図るため、平成24(2012)年3月に「かつらぎ町財政健全化計画」を改定し、引き続き強固な財政基盤の確立に向けて取り組んでいます。

今後は、歳入では国勢調査人口の減少や合併算定替の終了に伴う地方交付税の減少、歳出では少子高齢化の進行や社会保障費の拡大により、厳しい財政運営が予想されます。

限られた財源で最大の効果をあげるため、中長期的な展望に立った財政計画に基づき、行財政改革を断行し、財源の確保や経費の節減、適正な財政運営などに努めます。

また、町民への情報提供と住民主体の協働のまちづくりを推進することにより、町民にとって本当に必要な事業を見極め、町民に理解の得られる透明性の高い、持続性のある施策の展開に努めます。

○基本方針

少子高齢化や成熟社会への確に対応できるよう、町税の適正な課税と確実な収納に努め、財源の安定的な確保を図るとともに、限られた財源を有効に活用し、かつ長期的に収支の均衡を図りながら、継続可能な財政運営を行います。

○主な取り組み事項

1. 財源の確保

自主財源の根幹である町税の適正課税を行うとともに、収納に関しては、悪質滞納者への差押えなどの滞納処分を行い、税の公平性の確保に努めます。

また、受益と負担の公平性の確保を基本にして、適正な受益者負担の維持に努めます。

手数料や使用料などについては、公平性を見地から応分の負担となるよう、適正化を図ります。

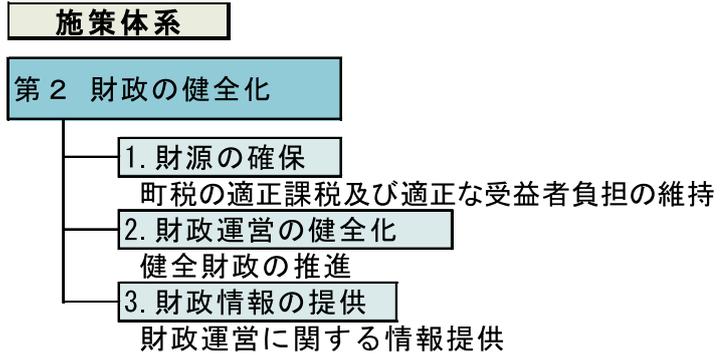
2. 財政運営の健全化

中長期的な財政計画の策定により、財政運営の検証・評価と改善を行い、健全財政の推進に努めます。

また、社会環境の変化や費用対効果を重視した事業選択を図るとともに、総合計画の進行管理と連動する予算編成手法について検討を進め、改善に取り組み、事業の選択と集中の理念に基づく歳出の適正な管理と、収支の均衡に努めます。

3. 財政情報の提供

町民にわかりやすい財政運営に関する情報提供を進め、財政への理解の充実に努めます。



○協働の方針

町民の役割

行政運営に関心を持ち、行政サービスにおける適切な受益者負担への理解と協力を進め、租税等の期限内納付に努めます。

行政の役割

限られた財源を有効かつ効果的に活用し、行政運営の効率化を図ります。

第3 情報公開の推進

○現況と課題

公正で透明な、開かれた町政を推進するためには、町政に関する町民の知る権利を保障するとともに、町民の町政への参加を促すことが求められています。

そこで、町政に対する情報提供施策の充実や公文書の公開制度の適正な実施等を通じて、町民への行政情報の提供と公開を一層推進し、総合的な情報公開を展開する必要があります。

本町では、行政運営を支える基礎として、これまで数多くの条例や規則などを制定し、管理をしてきましたが、その多くは、法律の委任に基づき当該法律を補完するものでした。

今後は、さらに地方分権、地域主権が進む中、独自条例の制定のニーズに応え得る、いわゆる「自治体法務」の体制整備がますます重要となっており、人材の確保、育成などが急務となっています。

また、公文書については、文書の保存に係る法令の定めやその重要度などに基づき保存期間を定めて適切な管理に努めるとともに、町民が行政情報の公開を請求する権利を保障する情報公開制度を適正に運用することで、行政の透明性・公正性の確保を図ってきました。今後、適正かつ効率的な行政運営と説明責任を確保する上で、公文書管理の重要性が高まるとともに、情報公開制度の充実がより一層求められています。

一方、個人情報保護について、本町では、個人情報保護条例により、個人情報の適正な取扱いを定め、町政に対する町民の理解と個人の権利利益の保護を図っています。今後とも、基本的人権の擁護と公正で民主的な町政を推進するために、個人情報の保護に努めることが求められています。

○基本方針

情報公開の充実と多様な広報手段を活用することによって、行政情報を町民によりわかりやすく伝えるとともに、さまざまな広聴活動を通じて、町民の意見等を聴くことにより町民と行政との相互理解を深め、透明で開かれた町政の推進に努めます。

○主な取り組み事項

1. 情報公開の充実

情報公開に係る資料の整備を図ります。

また、条例や規則などの制定、改廃を迅速かつ的確に行うための体制整備をさらに進めるとともに、最新の条例や規則などを見やすく分かりやすい形で町民等に情報提供します。

施策体系

第3 情報公開の推進

1. 情報公開の充実

情報公開に係る資料の整備

2. 公文書公開の適正な実施

適正な公開の実施及び情報公開・個人情報保護審査会の適正運営

3. 公文書の適正な管理等

公文書作成の徹底と適正な管理、保存、利用

2. 公文書公開の適正な実施

関係法令の規定に基づいた適正な公開の実施を推進します。

また、情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運営に努めます。

3. 公文書の適正な管理等

事務及び事業に対する説明責任を果たすための公文書作成の徹底を図ります。

また、公文書の適正な管理、適切な保存・利用に努めます。

○協働の方針

町民の役割

行政情報に関心を持ち、適切な情報公開請求を行います。

行政の役割

開かれた行政の実現のため、積極的な情報公開を行います。



第4部 資料

1 職員等行政体制の現状

(1) 組織体制

本町の行政体制は、平成24年度現在、町長部局に13課・室、44係が、教育委員会に4課・室・センター、10係が設置されています。花園地域振興課は旧花園村役場に設置され、花園支所として機能しています。

また、教育委員会以外の行政委員会等として選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会が設置され、固定資産評価審査委員会は税務課に、農業委員会は産業観光課に、その他の行政委員会等は総務課に事務局がおかれています。外郭団体としては、かつらぎ町土地開発公社、かつらぎ町社会福祉協議会があります。

【町長部局】

町長	副町長	企画公室	企画係・まちづくり推進係・秘書係・財政係・契約係・情報推進係	
		総務課	管理係・庶務係・文書係・管財係・消防係	選挙管理委員会・監査委員・公平委員会
		税務課	住民税係・固定資産税係・徴収係	固定資産評価審査委員会
		住民福祉課	住民係・年金係・福祉係	
		生活環境課	生活環境係	
		やすらぎ対策課	保険係・衛生係・介護保険係	
		産業観光課	振興係・林業係・農業委員会係・商工係・観光係	農業委員会
		建設課	事務係・工務第1係・工務第2係・管理係・建築係・住宅係	その他の行政委員会
		上下水道課	事務係・給水係・工務係・下水道管理係	
		人権推進室	事務係・啓発係	
		地籍調査室	事務係・調査第1係・調査第2係	
	花園地域振興課 (花園支所)	庶務係・振興係		
会計管理者	出納室	会計係		
		検査長・人権啓発推進本部事務局長・住民相談員		

【教育委員会】

教育委員会	教育長	教育次長	総務課	庶務係・経理係・指導係・子育て係	外郭団体 土地開発公社 社会福祉協議会
			生涯学習課	庶務係・指導係・社会体育係・管理係	
			青少年センター	庶務係・指導係	
			国体推進室		

第4部
資料

(2) 職員

ア 職員数

本町の平成24年4月1日現在の職員総数は227人です。内訳は、一般行政部門（町長部局及び教育委員会以外の行政委員会等事務局）166人、特別行政部門（教育委員会）34人、公営企業等会計部門27人となっています。一般行政部門の配置については、総務・企画部門が48人と最も多く、以下、民生部門（34人）、農林水産部門（24人）が続きます。

かつらぎ町の職員数の状況

区分		職員数（人）		対前年増減数（人）
		平成23年	平成24年	
一般行政職	議 会	3	3	0
	総務・企画	52	48	-4
	税 務	14	14	0
	農 林 水 産	24	24	0
	商 工	4	3	-1
	土 木	20	19	-1
	民 生	35	34	-1
	衛 生	22	21	-1
	小 計	174	166	-8
特別行政部門	教 育	36	34	-2
	小 計	36	34	-2
公営企業等会計部門	病 院	1	1	0
	水 道	6	6	0
	下 水 道	9	8	-1
	そ の 他	12	12	0
	小 計	28	27	-1
合 計		238	227	-11

平成24年4月1日現在職員定員管理調査より

イ 職員数の推移

本町の職員数の推移をみると、一般職員適正化計画に基づく定員管理が進められており、平成22年当時247人であったものが、平成24年には227人（20人、8.1%減）となっています。平成24年には、同計画における目標値である241人（平成25年）を達成していますが、今後も定員の一層の適正化を進めることとなっています。

区部	一般職員 適正化計画	実績 (見込み)	前年度比較	定年退職	中途退職	新規採用
平成22年	247	247	—	—	—	—
平成23年	246	238	-9	-7	-15	13
平成24年	241	227	-11	-6	-12	7
平成25年	231	226	-1	-7	0	6
平成26年	225	224	-2	-8	0	6
平成27年	217	217	-7	-14	0	7

平成22年度は、基準年度となります。

平成24年度までは4月1日現在の実績値。平成25年度以降は見込値。「中途退職」は未定のため「0」としています。

(資料：かつらぎ町「一般職員適正化計画」より。)

(3) 問題点・課題

本町においては、深刻化する過疎化や少子高齢化の進展、町民ニーズの高度化・多様化、地域産業の再生・活性化、循環型社会形成等、社会経済情勢の変化に適切に対応できる効率的な体制整備が求められています。

特に合併後の町域広域化に伴い、行政サービスの地域的不均衡等が生じないような行政体制上の配慮も必要となってきています。

しかし、本町の財政状況は厳しい環境下であり、町民の要望・ニーズにそのまま対応する職員の確保が必ずしも容易ではないため、今後の職員定員の見通しに基づき職員一人ひとりの能力・資質が最大限に発揮できる組織力の強化や充実が必要となっています。

また、社会経済環境に即した、真に町民生活の向上や地域発展に寄与する行政や行政サービスの構築が必要となることから、職員一人ひとりが効率的・効果的な行政づくり、サービスの実施を行えるよう、日常の業務の中から改善します。

また同時に、組織はそのバックアップとして、自己啓発に取り組みやすい環境づくり・支援する体制等の整備を行う必要があります。

本町においては、今後求められる職員像を明確に位置づけるとともに、そのための中長期的な人材育成の基本的な方向と方策を策定します。

本町では広域化、多様化する町民のライフスタイルや生活ニーズに対応できる、効率的な行政体制の確立が求められています。

2 計画及び政策・施策の状況

(1) 本町の計画及び政策・施策の枠組

本町の計画及び政策・施策の枠組は下記のとおりとなっています。

合併前の旧かつらぎ町においては、「かつらぎ町基本構想」（平成15年7月策定）に基づき、若者等定住促進、民間委託推進、公共施設統廃合、都市計画マスタープラン等の実施・展開が図られてきました。

合併に伴う新かつらぎ町からは、「かつらぎ町基本構想」の理念やまちづくりの方向性は、「新町まちづくり計画」（平成17年10月策定）に継承され、新町の将来的方向に合わせた行財政改革が推進（平成16年以降）されるとともに、定住支援事業、人事考課制度、協働のまちづくり、次代のまちづくりプロジェクトチーム等が展開されています。

(2) 本町の計画の概要

合併後のかつらぎ町では、旧かつらぎ町時代の「かつらぎ町基本構想」を継承した取り組みが行われていますが、その後の行財政を取り巻く厳しい社会経済環境の下で、行財政改革や職員の適正化等の取組が重要となり、各種計画を通じて長期的・計画的な取組が展開されています。

「かつらぎ町基本構想」においては、町の目的として6つの政策が掲げられ、政策実現のための施策として23の取組方向が示されています。

ア. 本町的主要計画の概要

区分	概要
かつらぎ町基本構想	平成15年7月策定。町民と行政の共通の目標となる構想の理念と将来像を掲げ、かつらぎ町のあるべき姿と必要な施策の大綱を定めたもの。平成15年度を初年度に、平成24年度を目標年度とする10ヶ年計画としている。
かつらぎ町長期総合計画	平成15年7月策定の基本構想に基づき、平成16年12月22日、基本計画策定審議会の諮問を経て策定したもの。計画期間は、基本構想と同様の期間としている。
新町まちづくり計画	かつらぎ町・花園村合併協議会において、新町の基本理念と将来像を描き、合併による効果等を示したもの。
かつらぎ町行政改革実施計画	平成16年9月15日に、かつらぎ町行政改革大綱の答申を受けて、地方分権時代にふさわしい、町民と行政が協働する簡素で効率的な行政運営を実現するための実施計画を策定したもの。計画期間は、平成18年度から平成22年度の5ヶ年計画としていた。現在の計画期間は、平成23年度から平成25年度の3ヶ年計画としている。
一般職員適正化計画	行政のスリム化を図りつつ、職員数の削減と組織として世代間における断層を生まないよう、平成23年度から平成27年度までの適正な職員数を掲げ、人事行政の適正な運営を目的としたもの。

イ. かつらぎ町基本構想の政策・施策体系（平成15年7月）

	政策（6）	施策（23）
かつらぎ町基本構想	豊かな自然を活かす快適なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な土地利用の推進 ○うるおいのある生活環境の整備 ○自然環境との調和・共生 ○循環型社会システムの構築
	心がかよう安心のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯健康づくり ○助け合う地域福祉社会の形成 ○安らかに暮らせる社会保障の充実 ○相互理解による人権擁護の推進
	歴史と文化のかおるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ゆとりある人づくり教育の推進 ○豊かな人間性を培う生涯教育の充実 ○歴史・文化の継承と創造 ○国際交流・地域間交流の推進
	活力を生むまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域特性を生かした農林業の展開 ○魅力ある商工業等の振興 ○観光・サービス業の育成 ○雇用・就業環境の整備
	人々の活動を支えるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○運輸、交通体系の整備・充実 ○高度情報通信システムの整備 ○生活安全対策の推進
	みんなで進める住民参加のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会の実現 ○住民参加 ○行財政 ○地方分権・広域連携

(3) 問題点・課題

合併後の新かつらぎ町においても、旧かつらぎ町時代に策定された「かつらぎ町基本構想」の理念・基本方向は「新町まちづくり計画」に継承されていますが、これら構想及び計画において掲げられている政策・施策と、所管課で実施されている事務事業との関係が、「政策・施策＝目的」を達成するために「事務事業＝手段」を展開するという「目的と手段の体系」が必ずしも十分に構築されていません。

3 町民アンケート調査より

(1) 調査の概要

行政評価等のかつらぎ町における行政運営のあり方等について、町民の意識・意向等について把握することを目的に、平成21年7月現在、住民基本台帳に登録している町民のうち18歳以上の町民3,000人を層化無作為抽出し、(1)本人属性、(2)行政サービスのあり方、(3)政策・施策に対する重要度・満足度等についてアンケート調査を実施しました。調査方法は、郵送による配布・回収とし、有効回収票1,343票、回収率44.8%となっています。

ア. 調査の概要

区分	摘要
調査対象	平成21年7月現在、住民基本台帳に登録している町民のうち18歳以上の町民3,000人を層化無作為抽出
調査項目	(1) 本人属性、(2) 行政サービスのあり方、(3) 政策・施策に対する重要度・満足度について、(4) その他
調査方法	町公式封筒による郵送配布、返信用封筒による郵送回収
調査時期	平成21年8月～9月（回収締切9月末日）
回収状況	配布票数3,000票、回収票数1,343票、有効回収票1,343票、回収率44.8%（有効回収票ベース）

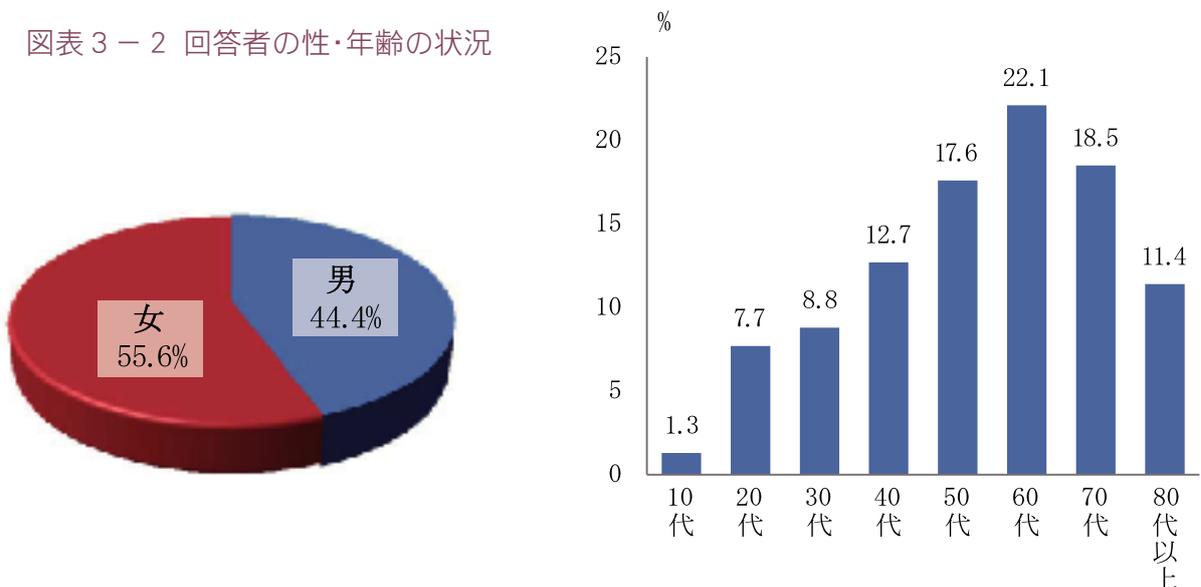
(2) 町民属性

ア. 性・年齢

性別でみた回答者の状況は、「男性」は44.4%、「女性」は55.6%となっています。

年別でみると、「10代」1.3%、「20代」7.7%、「30代」8.8%、「40代」12.7%、「50代」17.6%、「60代」22.1%、「70代」18.5%、「80代以上」11.4%となっています。

図表3-2 回答者の性・年齢の状況

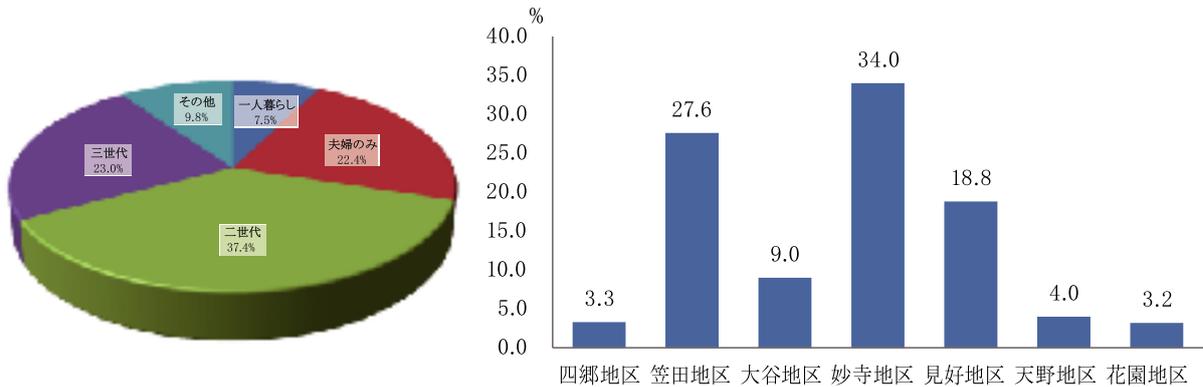


※各数値の単位未満を四捨五入しているため、合計値が100にならない場合があります。

イ. 居住地区・家族形態

居住地区については、「妙寺地区」(34.0%)が最も高く、以下、「笠田地区」(27.6%)、「見好地区」(18.8%)、「大谷地区」(9.0%)、「天野地区」(4.0%)、「四郷地区」(3.3%)、「花園地区」(3.2%)となっています。

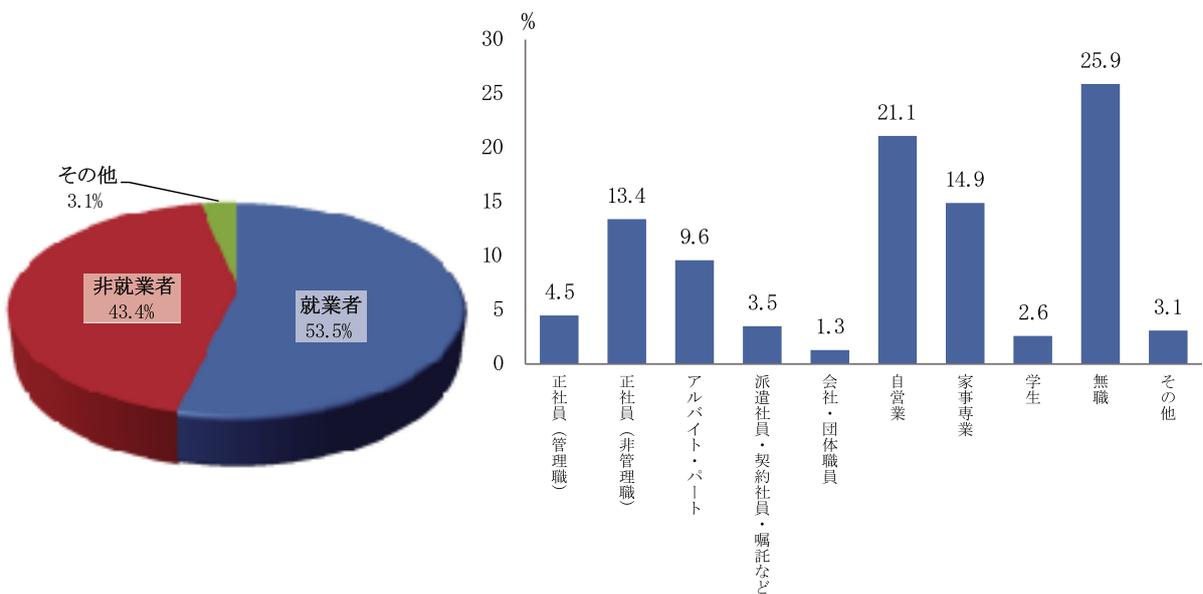
家族形態については、1世帯当たり平均は3.5人、「二世帯(夫婦と子ども、親と夫婦など)」(37.4%)が最も多く、以下、「三世帯(親と夫婦と子どもなど)」(23.0%)、「夫婦のみ」(22.4%)、「一人暮らし」(7.5%)、「その他」(9.8%)となっています。



※各数値の単位未満を四捨五入しているため、合計値が100にならない場合があります。

ウ. 職業・役職

回答者の職業・役職の状況は、就業者が53.5%、非就業者が43.4%、その他が3.1%となっています。内訳は、「無職(専業主婦・主夫を除く)」(25.9%)が最も多く、以下、「自営業(商工サービス業、自由業などを含む)」(21.1%)、「家事専業(専業主婦・主夫)」(14.9%)、「正社員(団体職員、公務員を含む)で、管理職以外」(13.4%)となっています。



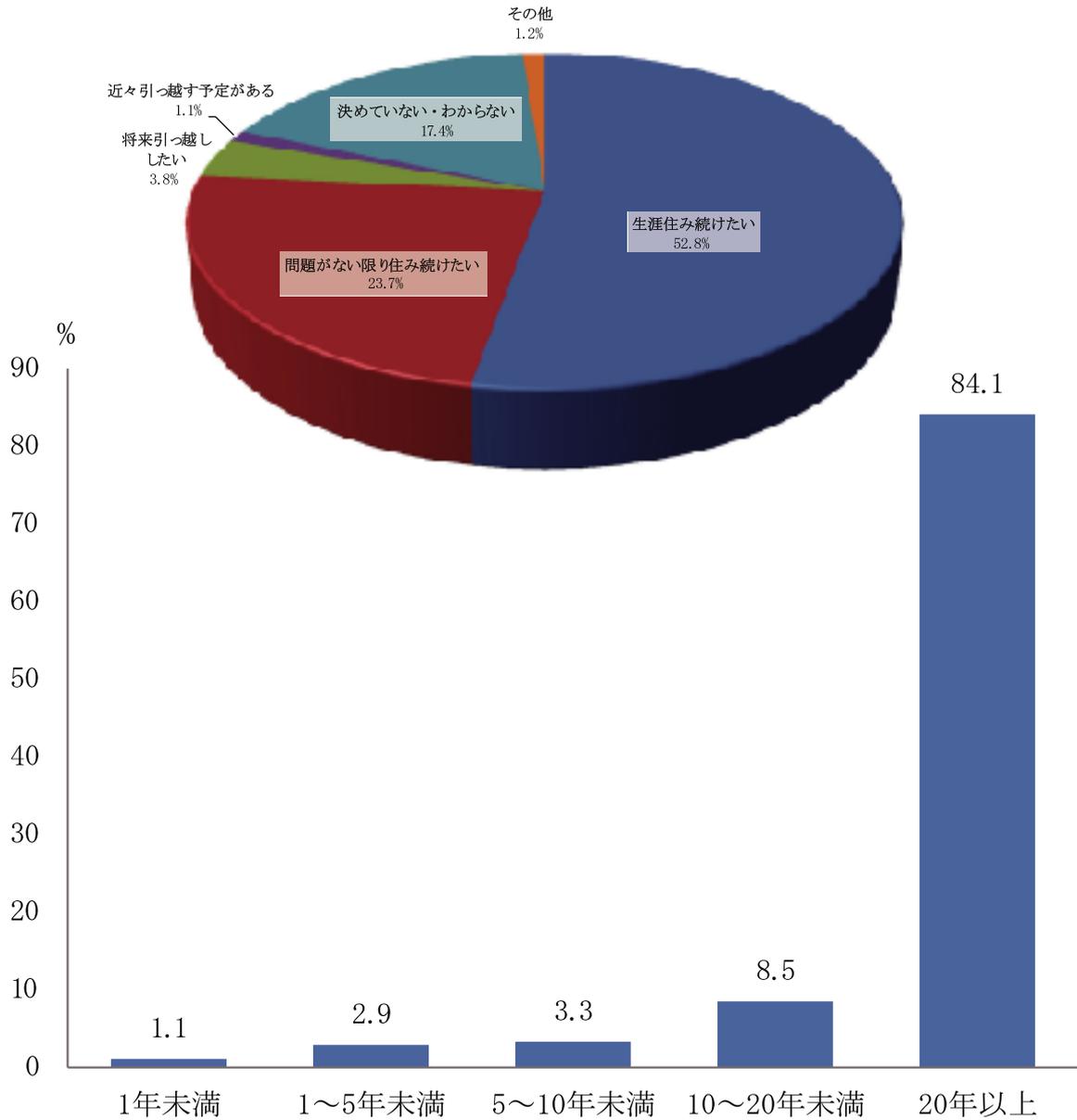
※各数値の単位未満を四捨五入しているため、合計値が100にならない場合があります。

第4部
資料

工. 居住年数及び居住意向

回答者の居住年数については、「20年以上」(84.1%)が最も多く、以下、「10～20年未満」(8.5%)、「5～10年未満」(3.3%)、「1～5年未満」(2.9%)、「1年未満」(1.1%)となっています。

また、今後の居住意向については、居住意向がある人が76.4%、転居意向・予定がある人が5.0%、未定・その他は18.6%となっています。



※各数値の単位未満を四捨五入しているため、合計値が100にならない場合があります。

4 行政サービスに対する評価・意識

行政サービスの利用においては、相談、申請、情報収集、サービス受給等、町役場をはじめとする町機関・施設を通じて利用するものが多くなっています。

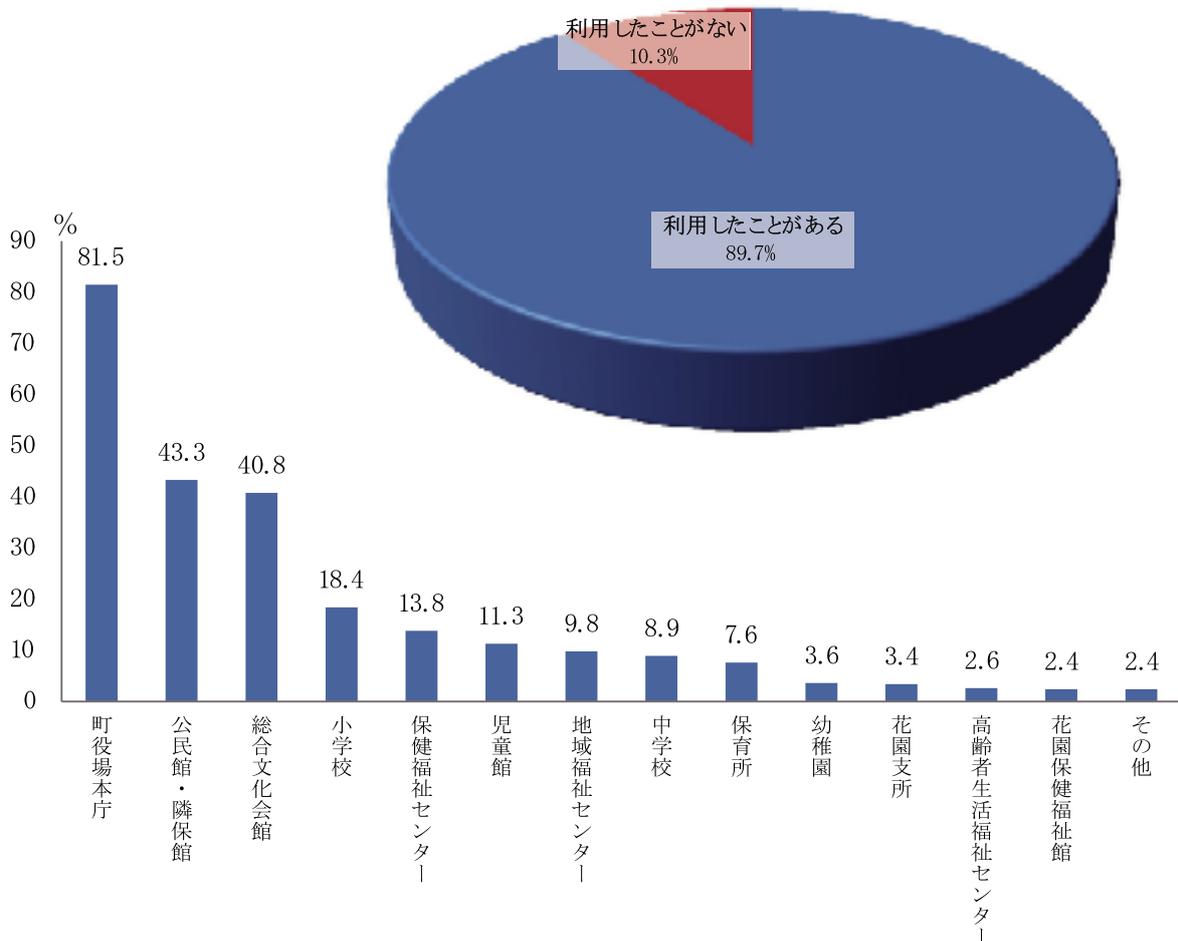
調査では、行政サービス等に対する町民の利用実態及び意識・意向として、町機関の利用状況及び利用目的、町役場・支所の利用頻度、町機関の利用上の課題、今後の行政サービスの改善点について把握しました。

(1) 町機関の利用状況

町民の過去1年間の町機関の利用経験についてみると、何らかの機関・施設等を「利用したことがある」人が89.7%、「利用したことがない」人が10.3%となっており、町民属性別では、20代など若い年代の人や就業者・就学者では「利用したことがない」人の割合が高くなっています。

利用施設については、「町役場本庁」(81.5%)が最も高く、以下、「公民館・隣保館」(43.3%)、「かつらぎ総合文化会館(かつらぎ町教育委員会)」(40.8%)、「小学校」(18.4%)と続いています。

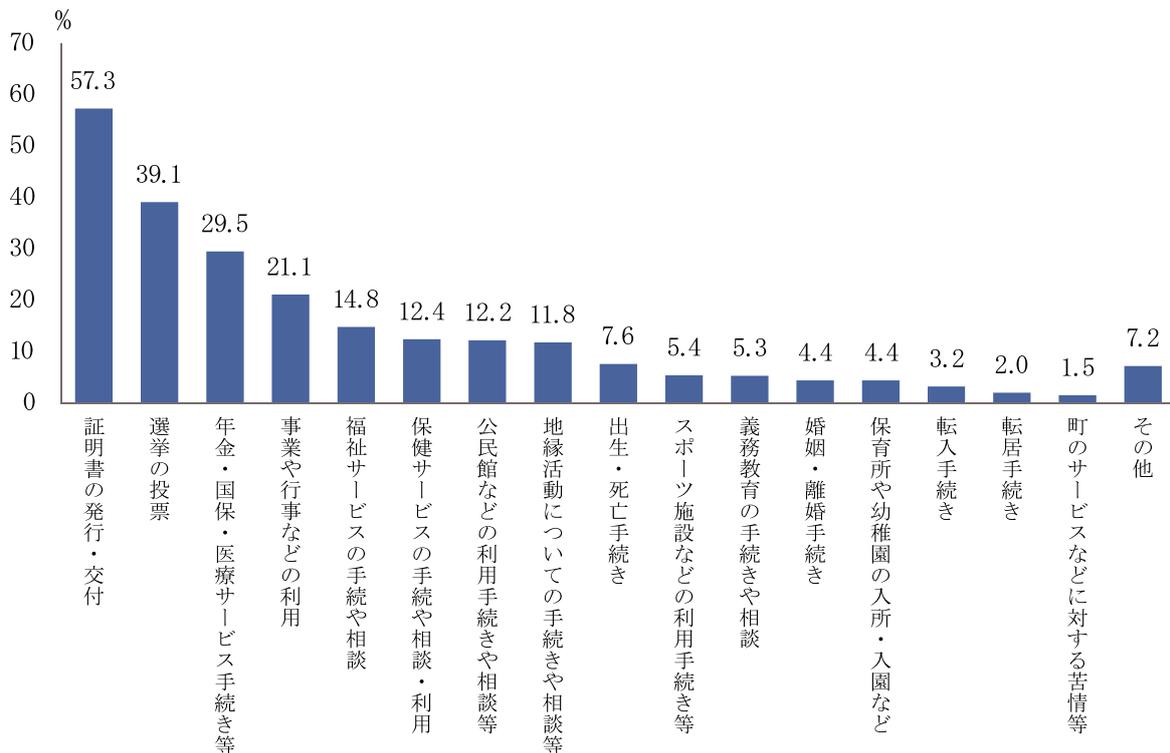
利用施設についても、年代によって利用施設が異なり、子育て世代が多い30代では保健福祉センター、保育所、幼稚園、小学校等の保健・教育施設の利用が、70代以上の高齢期では高齢者生活福祉センター、花園保健センター・花園保健福祉館といった高齢者福祉施設の利用がそれぞれ多くなっています。



(2) 町機関の利用目的

町機関の利用目的をみると、「住民票などの証明書の発行・交付」(57.3%)が最も多く、以下、「選挙の投票」(39.1%)、「年金・国保・医療サービスの手続きや相談」(29.5%)、「上記以外の各機関・施設で実施している事業や行事などの利用」(21.1%)、「福祉サービスの手続きや相談」(14.8%)、「保健サービスの手続きや相談・利用(乳児・一般健康診査など)」(12.4%)が続いています。

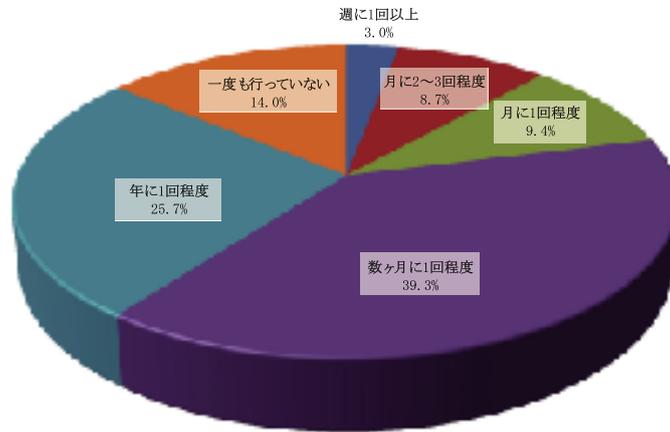
性・年代別にみると、「転入手続き」は20、30代、「自治区など地縁・地域組織・活動についての手続きや相談」は60代の男性、「保健サービスの手続きや相談・利用(乳児・一般健康診査など)」、「保育所や幼稚園の入所・入園などの手続きや相談」、「小・中学校などの義務教育の手続きや相談」は30代で多くなっています。



(3) 町役場・支所の利用頻度

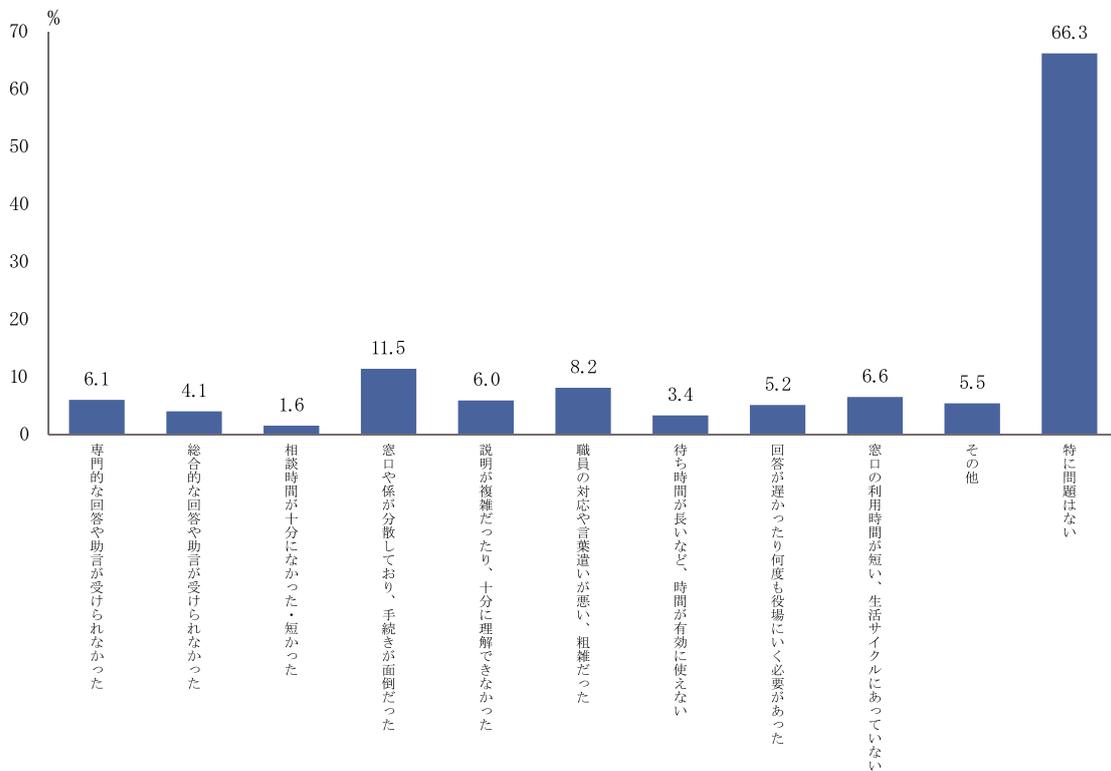
町役場、支所の利用頻度については、「数ヶ月に1回程度」(39.3%)が最も多く、以下、「年に1回程度」(25.7%)、「一度も行っていない」(14.0%)、「月に1回程度」(9.4%)、「月に2～3回程度」(8.7%)、「週に1回以上」(3.0%)となっています。

町役場・支所の利用が少ない人(年に1回又は一度も行っていない人)は全体の4割を占めています。



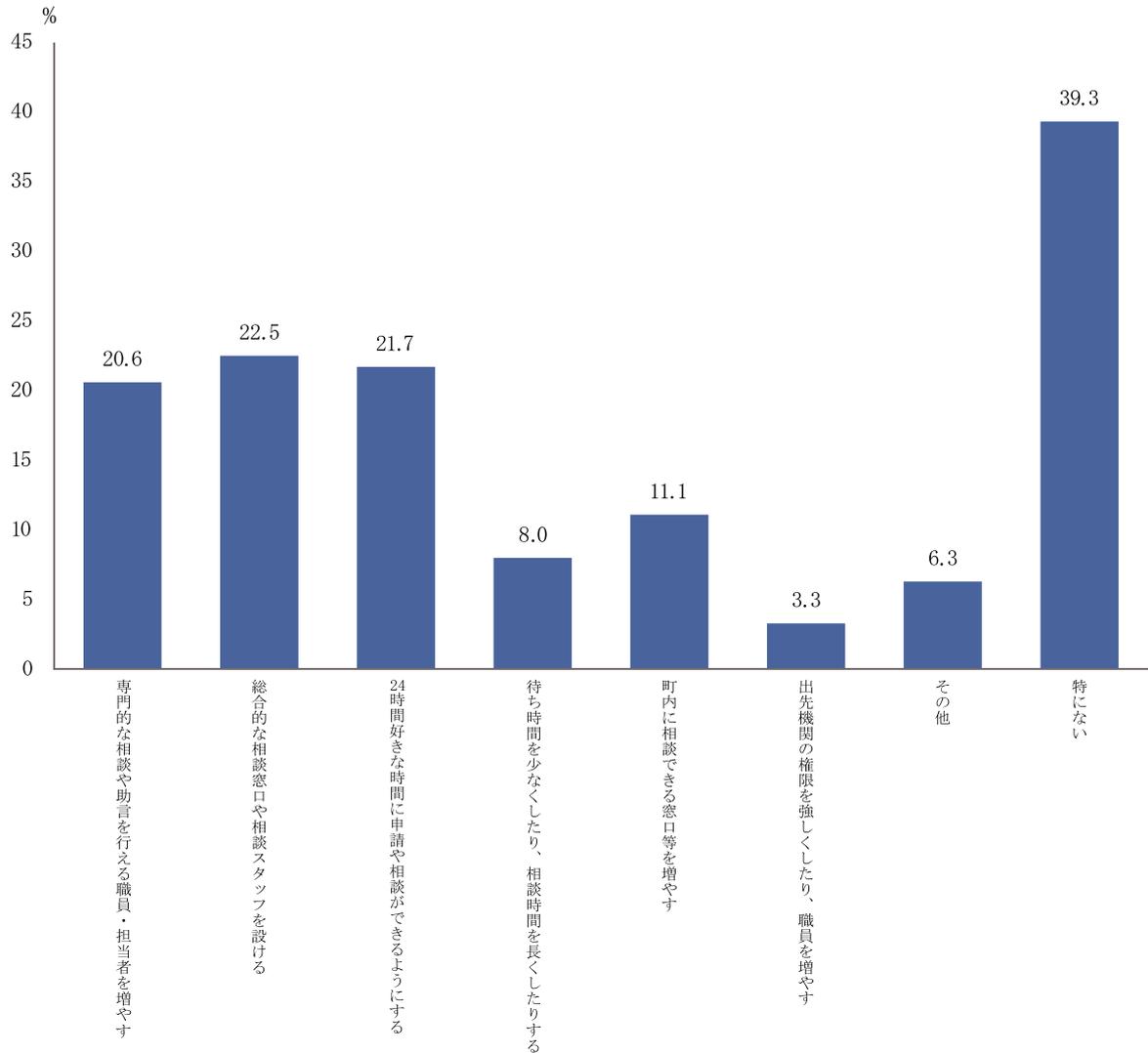
(4) 町機関の利用上の課題

「特に問題はない」(66.3%)が最も多く、以下、「窓口や係が分散しており、手続きが面倒だった」(11.5%)、「職員の対応や言葉遣いが悪い、粗雑だった」(8.2%)、「窓口の利用(開設)時間が短い、自分の生活サイクルにあっていない」(6.6%)、「専門的な回答や助言が受けられなかった」(6.1%)。



(5) 今後の行政サービスの改善点

今後の行政サービスの改善点については、「特がない」(39.3%)が最も多く、以下、「さまざまなサービスを無駄なく利用できるよう、さまざまな分野にわたる総合的な相談窓口や相談スタッフを設ける」(22.5%)、「電話やインターネットなどを利用し、24時間、好きな時間に申請や相談ができるようにする」(21.7%)、「専門的な相談や助言を行える職員・担当者を増やす」(20.6%)となっています。



5 まちづくりに対する意識・評価（重要度・満足度）

かつらぎ町では、現在、「かつらぎ町基本構想」に基づき総合的なまちづくりの推進に取り組んでいます。基本構想においては、11分野56項目のまちづくりの方向・目標が示されています。この56項目に本調査研究のテーマである行政運営に係る5項目を加え、合計61項目について、町民から満足度、重要度の評価について調査しました。

(1) 総括

ア 重要度・満足度の指標化

現状の町の行政サービスについて、町民がどのように評価しているのかを把握するため、「かつらぎ町基本構想」に掲げる施策を中心に61項目に対する満足度と重要度を6段階で調査しました。

調査結果は、下図表のとおり加重値を与え（点数化）、その平均値（加重平均値）を算定しました。

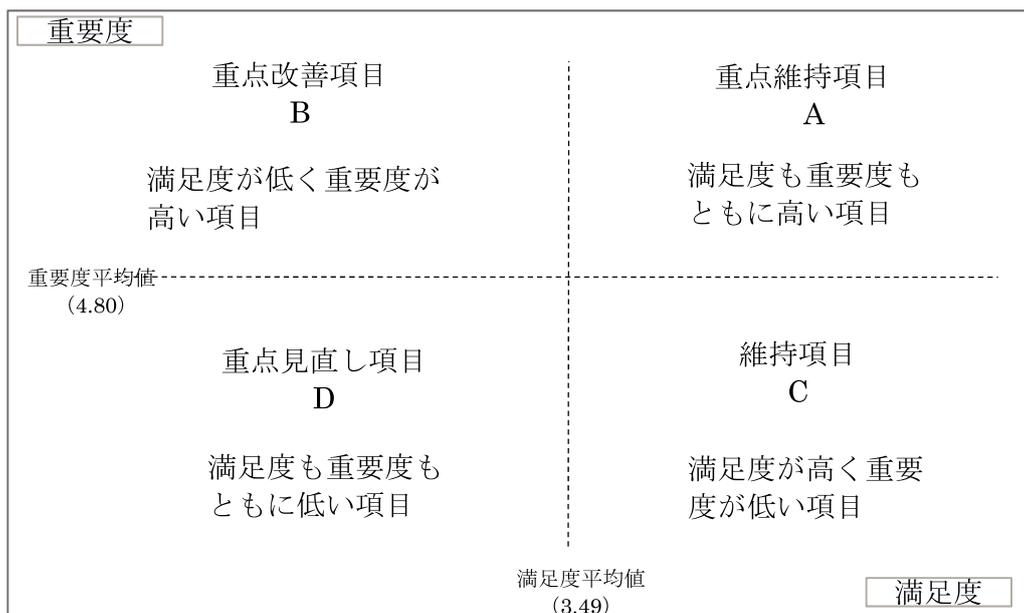
重要度・満足度の加重値

満足度	非常に不満	不満	やや不満	やや満足	満足	非常に満足
評価	1	2	3	4	5	6
重要度	全く重要でない	重要でない	あまり重要でない	やや重要	重要	非常に重要

イ 重要度・満足度の分析

61項目の重要度・満足度の加重平均値結果については、満足度を横軸に、重要度を縦軸にとり、その分布状況を把握しました。分布状況の分析については、満足度・重要度の平均値を基準にA～Dランクの4領域に項目を区分しました。

重要度・満足度の分析



① Aランク（重点維持項目）

町民が「重要度が高い」と考えている項目であり、また、現状の事業やサービス等について「満足度が高い」と評価した項目で、町民がこの分野・項目等の必要性を高く認め、かつ現在の事業・サービスについても一定の評価を得た項目が該当します。今後も引き続き重点をおき、維持発展していくことが求められる項目となります。

今回の調査で、このAランクに該当する事業は18項目ありました。

Aランク（重点維持）の分野・項目

分野	項目	満足度	重要度
うるおいのある生活環境の整備	交通安全対策	3.65	4.87
	食品・飲料水の安全性確保	3.82	5.05
自然環境との調和・共生	自然環境の保全	3.74	4.80
循環型社会システムの構築	リサイクルの推進	4.07	4.88
	廃棄物の適正処理	3.87	4.95
	環境教育・環境学習の推進	3.64	4.83
生涯健康づくり	健康づくり体制の整備	3.75	4.96
	健康づくり対策の推進	3.81	4.86
	救急医療体制の整備	3.85	5.21
助け合う地域福祉社会の形成	高齢者にやさしい社会づくり	3.73	4.92
	障害者とともにあゆむ社会づくり	3.65	4.89
	地域福祉社会づくり	3.57	4.99
安心にくらせる社会保障の充実	公的扶助の充実	3.56	4.81
歴史と文化のかおるまちづくり	教育環境の整備	3.63	4.90
	教育内容の充実	3.61	4.95
	青少年の健全育成	3.66	4.95
人々の活動を支えるまちづくり	広域交通網の整備促進	3.57	4.95
	防火・防犯体制の整備	3.52	4.97

② Bランク（重点改善項目）

町民が「重要度が高い」と考えている項目ではあるが、現状の事業やサービス等について「満足度が低い」項目が該当します。町民が重要視する事業やサービスの量や質が十分に担保されていない、体制や実施方法等に問題があるなどの理由が考えられ、町民ニーズに対応した重点的な改善が求められる項目となります。

今回の調査で、このBランクに該当する事業は18項目ありました。

Bランク（重点改善）の分野・項目

分野	項目	満足度	重要度
うるおいのある生活環境の整備	快適な住まいづくり	3.42	4.93
自然環境との調和・共生	地域環境と調和した産業の振興	3.29	4.94
生涯健康づくり	地域医療体制の整備	3.39	5.27
安心にくらせる社会保障の充実	社会保障の充実	3.34	5.04
活力を生むまちづくり	農林業の担い手の確保	3.14	4.85
	雇用・就業の安定対策の推進	2.75	5.10
	労働環境の整備	2.92	4.96
	職業能力開発の促進	2.98	4.96
人々の活動を支えるまちづくり	生活道路の整備	3.40	4.95
	鉄道・バス輸送の利便性の向上	3.16	4.84
	防災無線の整備	3.21	4.93
	災害に強いまちづくり	3.42	5.05
	危機管理体制の充実	3.42	4.97
みんなで進める住民参加のまちづくり	効率的で健全な行財政運営	3.33	4.86
行政運営	情報公開などによる透明性	3.36	4.95
	職員の削減や組織の簡素化	3.15	4.86
	財政の無駄や赤字の解消	2.89	5.28
	行政評価などサービスや業務の見直し	3.07	5.10

③ Cランク（維持項目）

町民が他の項目に比べ「重要度は低い」と考えている項目ではあるが、現状に事業やサービス等については「満足度が高い」項目が該当します。「重要度は低い」と評価された理由としては、事業やサービス等の必要性が町民に周知されていない、社会的必要性（町民ニーズ等）が乏しくなっているなどの理由が考えられます。住民評価として優先度は低い項目になるが、一定の満足度があるため、事業・サービス等の見直し等を行いながら一定水準を維持していくことが求められる項目になります。

今回の調査で、このCランクに該当する事業は15項目ありました。

Cランク（維持）の分野・項目

分野	項目	満足度	重要度
うるおいのある生活環境の整備	消費者保護	3.61	4.71
循環型社会システムの構築	環境負荷が少ない経済活動	3.66	4.78
相互理解による人権擁護の推進	人権意識の高揚	3.85	4.48
	人権教育の推進	3.89	4.46
歴史と文化のかおるまちづくり	生涯学習機会の拡充	3.75	4.54
	生涯スポーツの充実	3.81	4.40
	学習施設・拠点の充実	3.78	4.47
	住民の文化活動の支援	3.82	4.33
	文化の保存、活用と継承	3.89	4.42
	高野・熊野世界遺産の活用	3.88	4.56
	国際交流の推進	3.67	4.26
	広域（地域間）交流の促進	3.63	4.40
みんなで進める住民参加のまちづくり	男女共同参画社会の実現	3.70	4.42
	住民参加によるまちづくり	3.63	4.51
	ひらかれた町政の推進	3.54	4.68

④ Dランク（重点見直し項目）

町民が「重要度は低い」と判断し、かつ、「満足度が低い」と評価した項目が該当し、町民評価が最も厳しい項目となります。総合的な観点から事業・サービスのあり方、実施方法、住民意向・ニーズ等の把握などを点検・見直しすることが求められます。

今回の調査で、このDランクに該当する事業は10項目ありました。

Dランク（重点見直し）の分野・項目

分野	項目	満足度	重要度
活力を生むまちづくり	農地の保全と生産基盤の整備	3.32	4.74
	新たなかつらぎブランドの育成	3.28	4.71
	森林の保全と活用	3.33	4.59
	森林資源の高度利用	3.30	4.57
	商工業の経営体質の強化	3.15	4.72
	中小企業の振興	3.13	4.75
	中心市街地の活性化	2.89	4.74
	一次産業の付加価値化による観光振興	3.20	4.61
人々の活動を支えるまちづくり	行政の高度情報化	3.41	4.73
行政運営	民営化や民間委託の推進	3.38	4.55

(2) 分野別にみた重要度・満足度

分野別にみた評価項目数は、下記図表のとおりとなっています。

分野別に見た評価目標

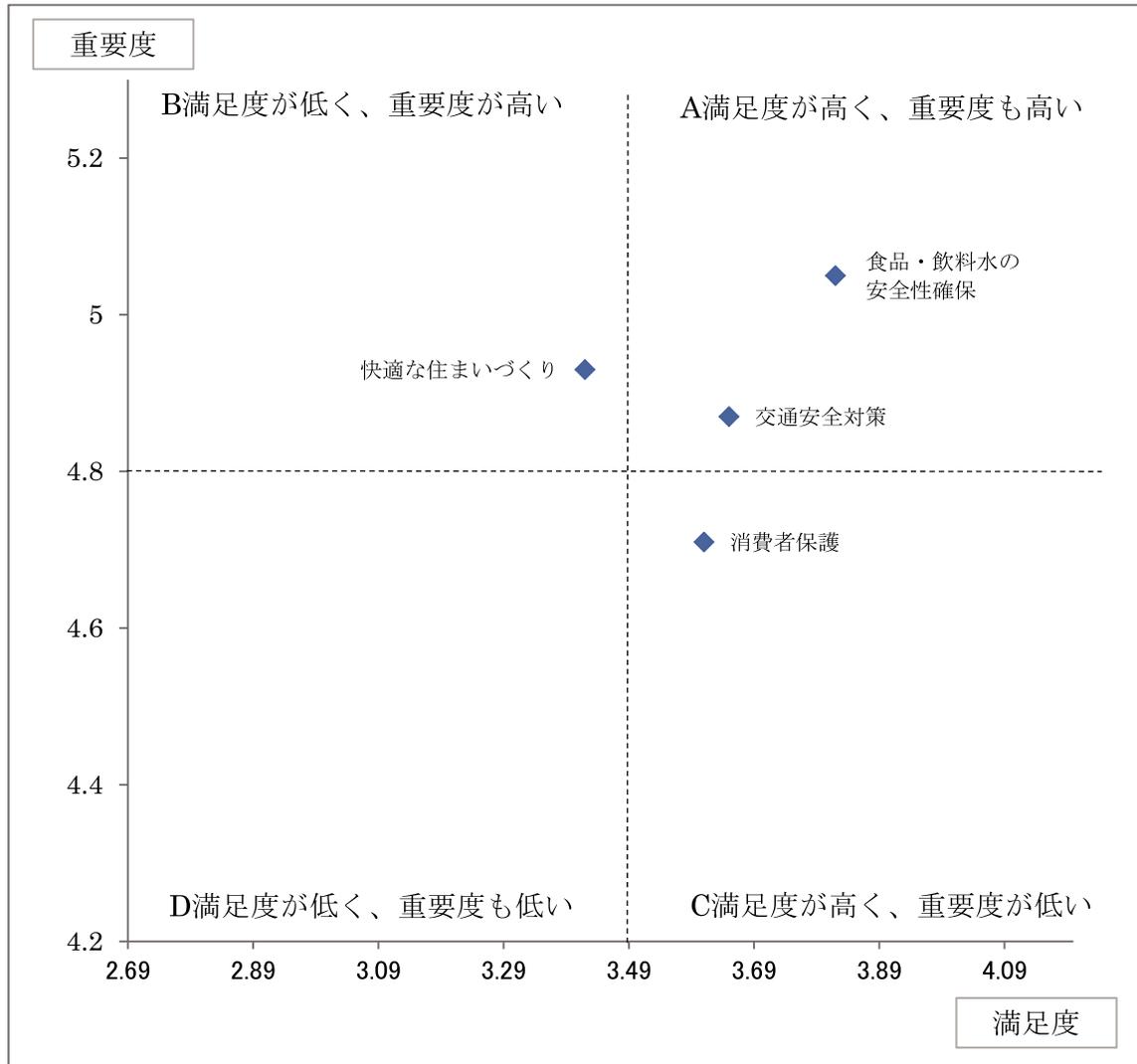
分野	項目数	Aランク (重点維持項目)	Bランク (重点改善項目)	Cランク (維持項目)	Dランク (重点見直し項目)
全体	61	18	18	15	10
うるおいのある生活環境の整備	4	2	1	1	0
自然環境との調和・共生	2	1	1	0	0
循環型社会システムの構築	4	3	1	0	0
生涯健康づくり	4	3	1	0	0
助け合う地域福祉社会の形成	3	3	0	0	0
安心にくらせる社会保障の充実	2	1	1	0	0
相互理解による人権擁護の推進	2	0	0	2	0
歴史と文化のかおるまちづくり	11	3	0	8	0
活力を生むまちづくり	12	0	4	0	8
人々の活動を支えるまちづくり	8	2	5	0	1
みんなで進める住民参加のまちづくり	4	0	1	3	0
行政運営	5	0	4	0	1

① うるおいのある生活環境の整備

4 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

- A ランク……交通安全対策、食品・飲料水の安全性確保
- B ランク……快適な住まいづくり
- C ランク……消費者保護
- D ランク……該当なし

「うるおいのある生活環境の整備」項目の満足度・重要度の状況

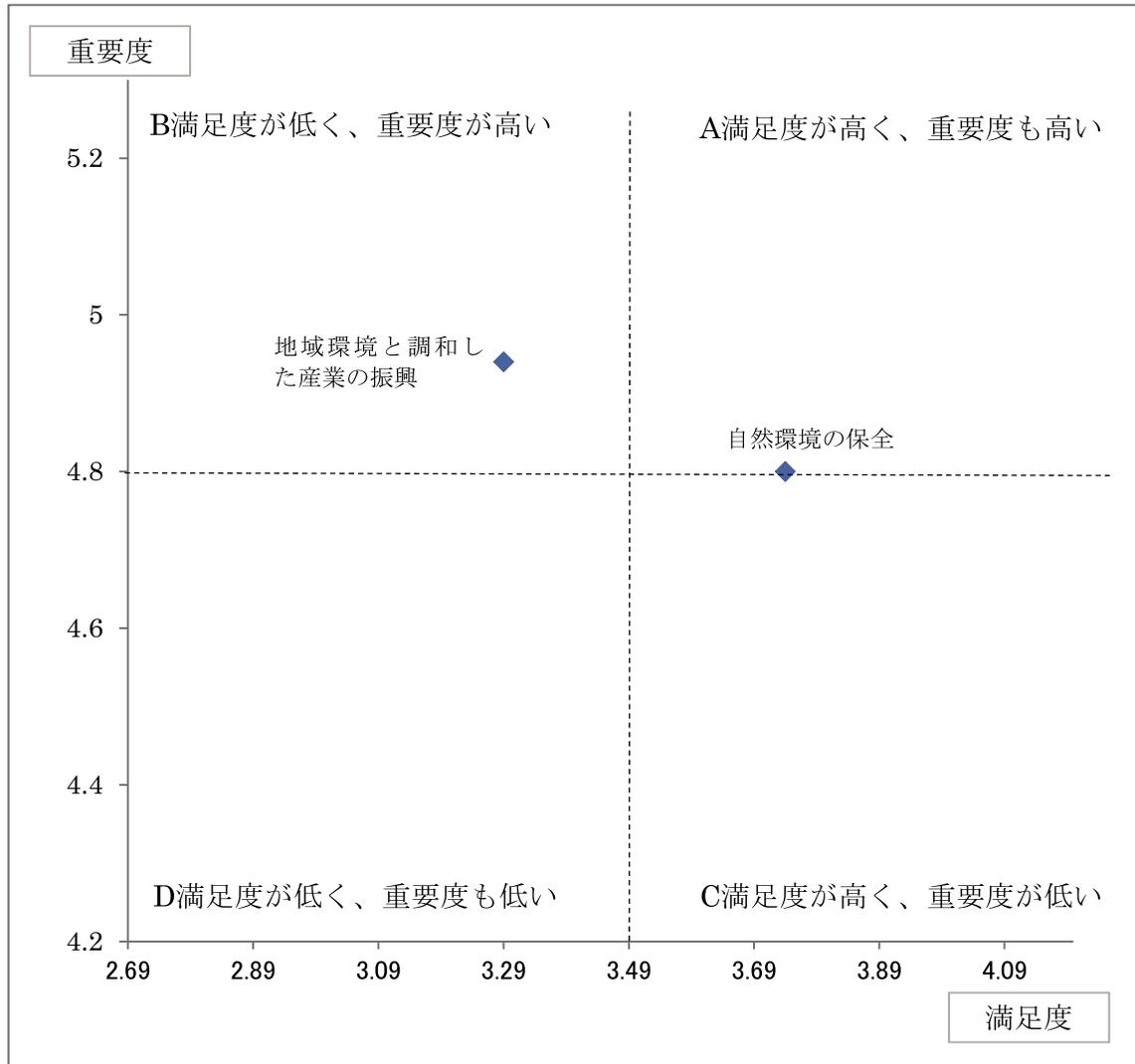


② 自然環境との調和・共生

2 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

- A ランク…… 自然環境の保全
- B ランク…… 地域環境と調和した産業の振興
- C ランク…… 該当なし
- D ランク…… 該当なし

「自然環境との調和・共生」項目の満足度・重要度の状況

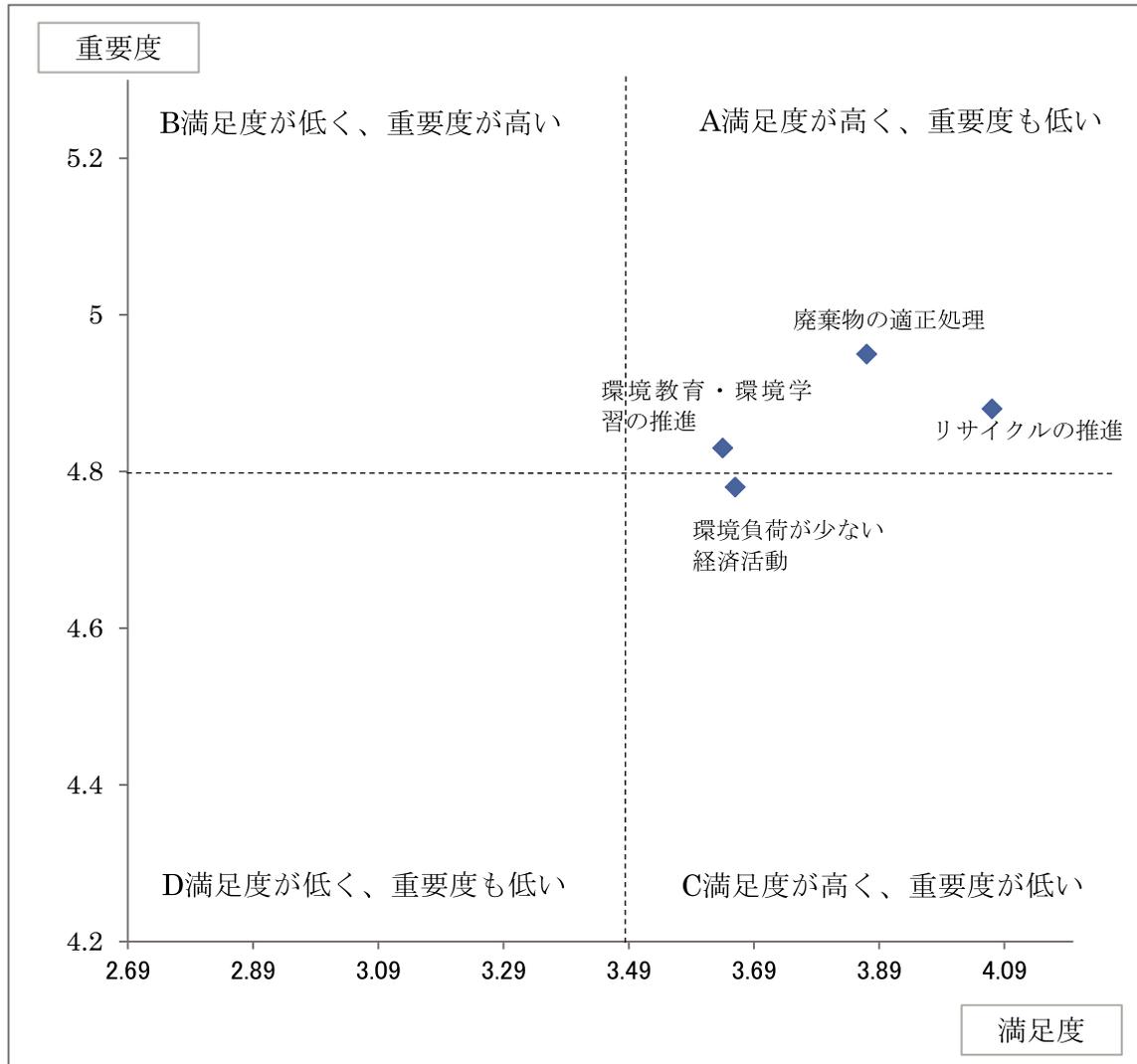


③ 循環型社会システムの構築

4 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

- A ランク……リサイクルの推進、 廃棄物の適正処理、 環境教育・環境学習の推進
- B ランク……該当なし
- C ランク……環境負荷が少ない経済活動
- D ランク……該当なし

「循環型社会システムの構築」項目の満足度・重要度の状況

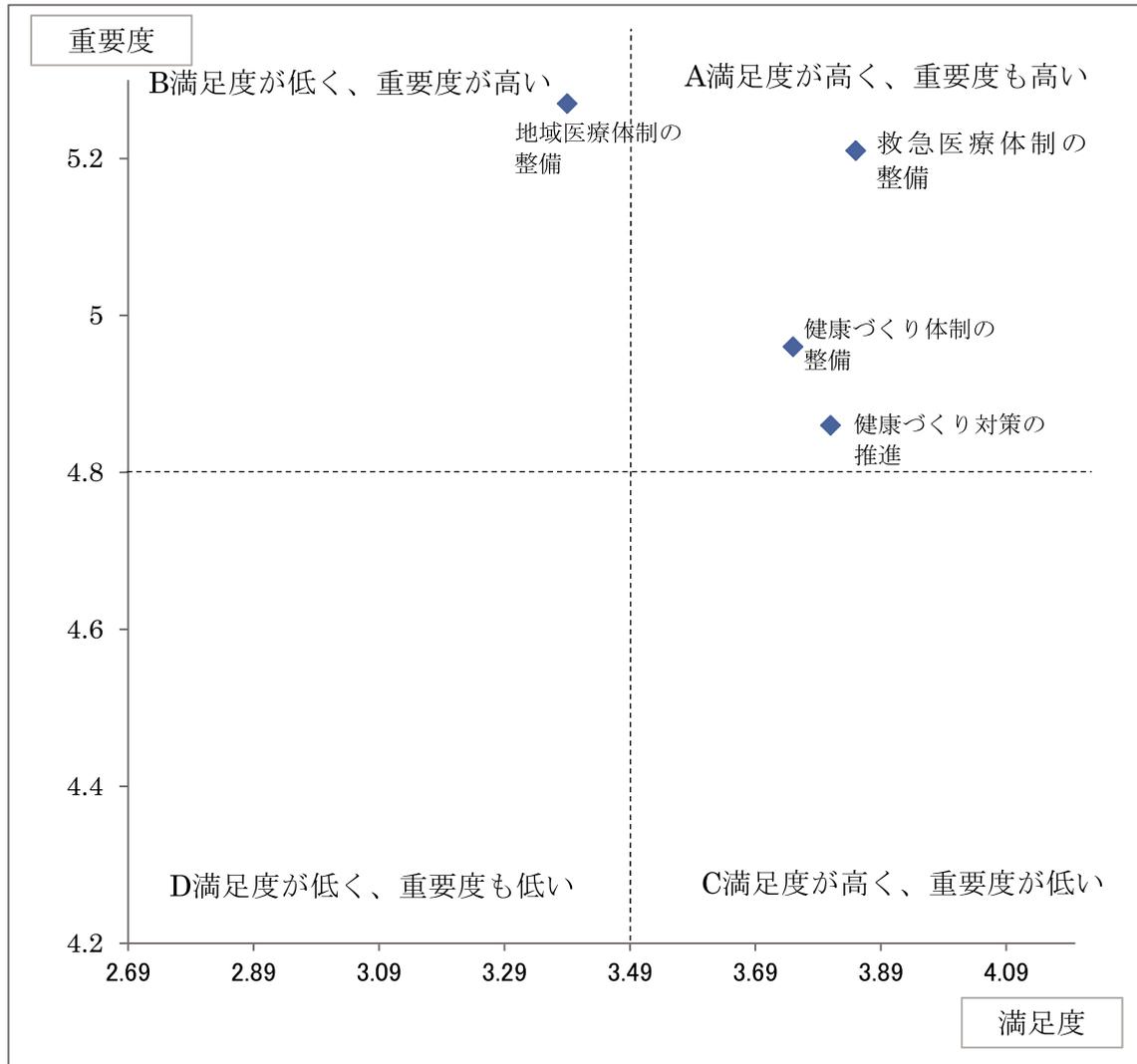


④ 生涯健康づくり

4 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

- A ランク…… 健康づくり体制の整備、健康づくり対策の推進、救急医療体制の整備
- B ランク…… 地域医療体制の整備
- C ランク…… 該当なし
- D ランク…… 該当なし

「生涯健康づくり」項目の満足度・重要度の状況

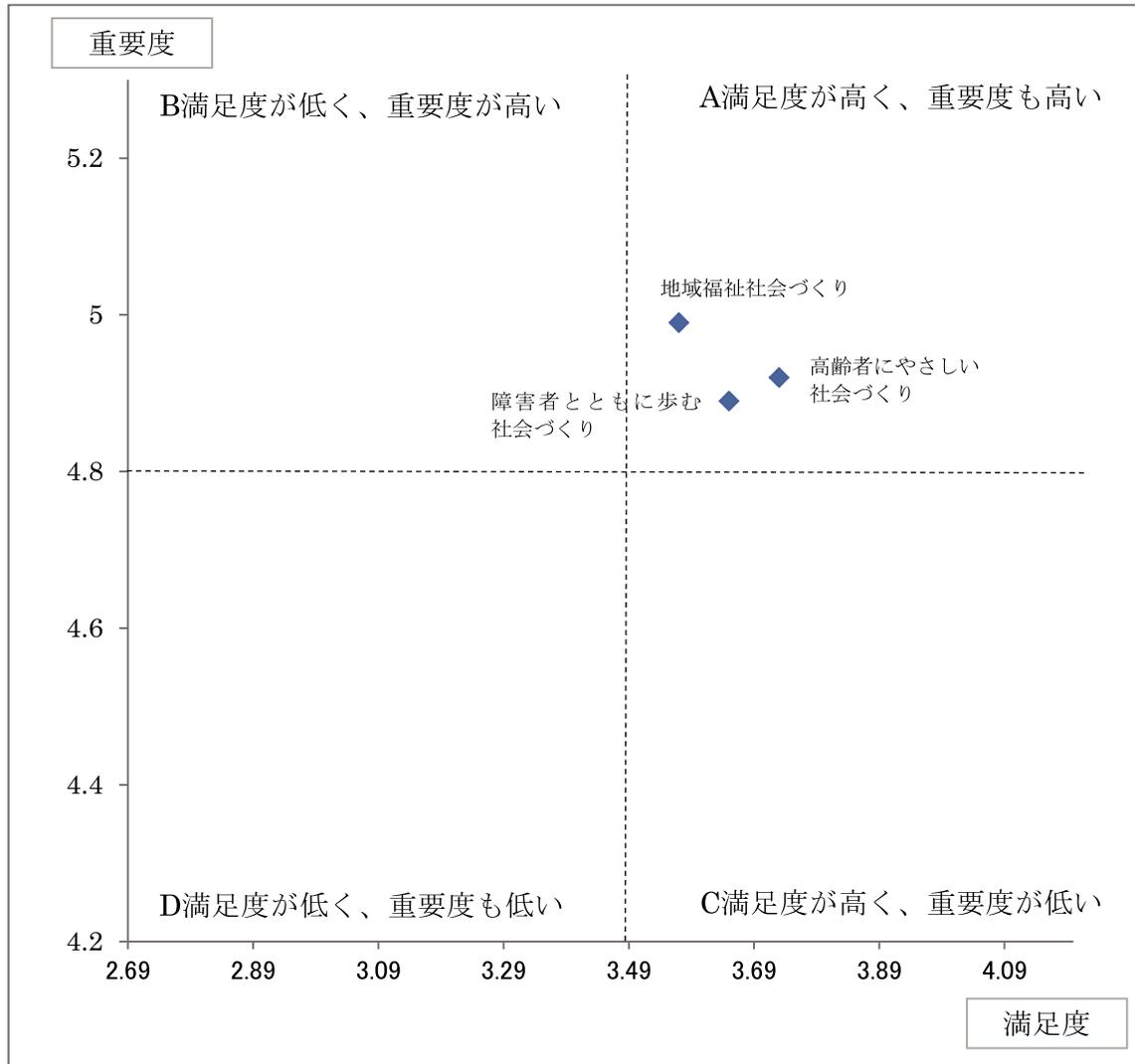


⑤ 助け合う地域福祉社会の形成

3 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

- A ランク……高齢者にやさしい社会づくり、障害者とともに歩む社会づくり、地域福祉社会づくり
- B ランク……該当なし
- C ランク……該当なし
- D ランク……該当なし

「助け合う地域福祉社会の形成」項目の満足度・重要度の状況

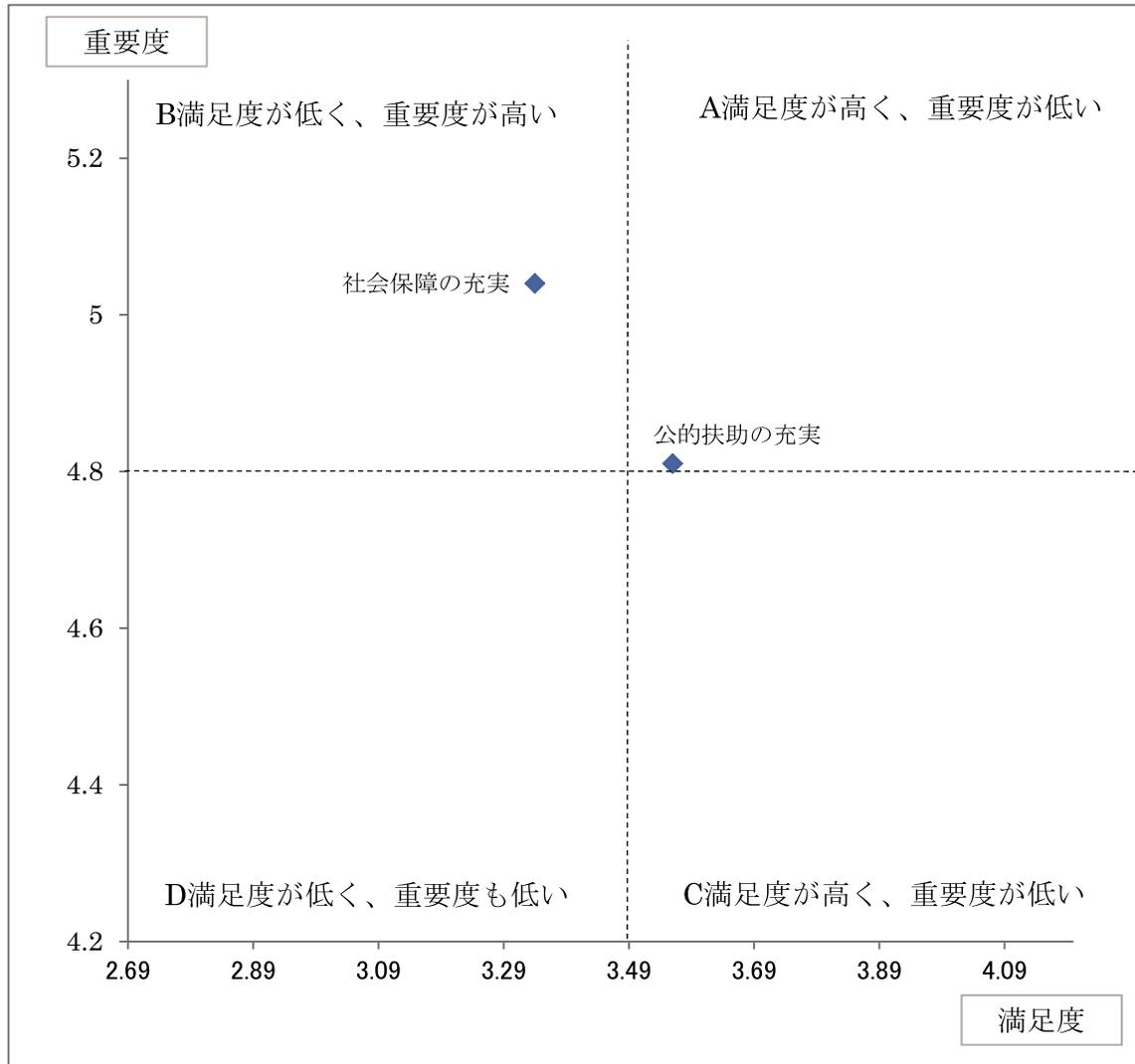


⑥ 安心にくらせる社会保障の充実

2 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

- A ランク…… 公的扶助の充実
- B ランク…… 社会保障の充実
- C ランク…… 該当なし
- D ランク…… 該当なし

「安心にくらせる社会保障の充実」項目の満足度・重要度の状況

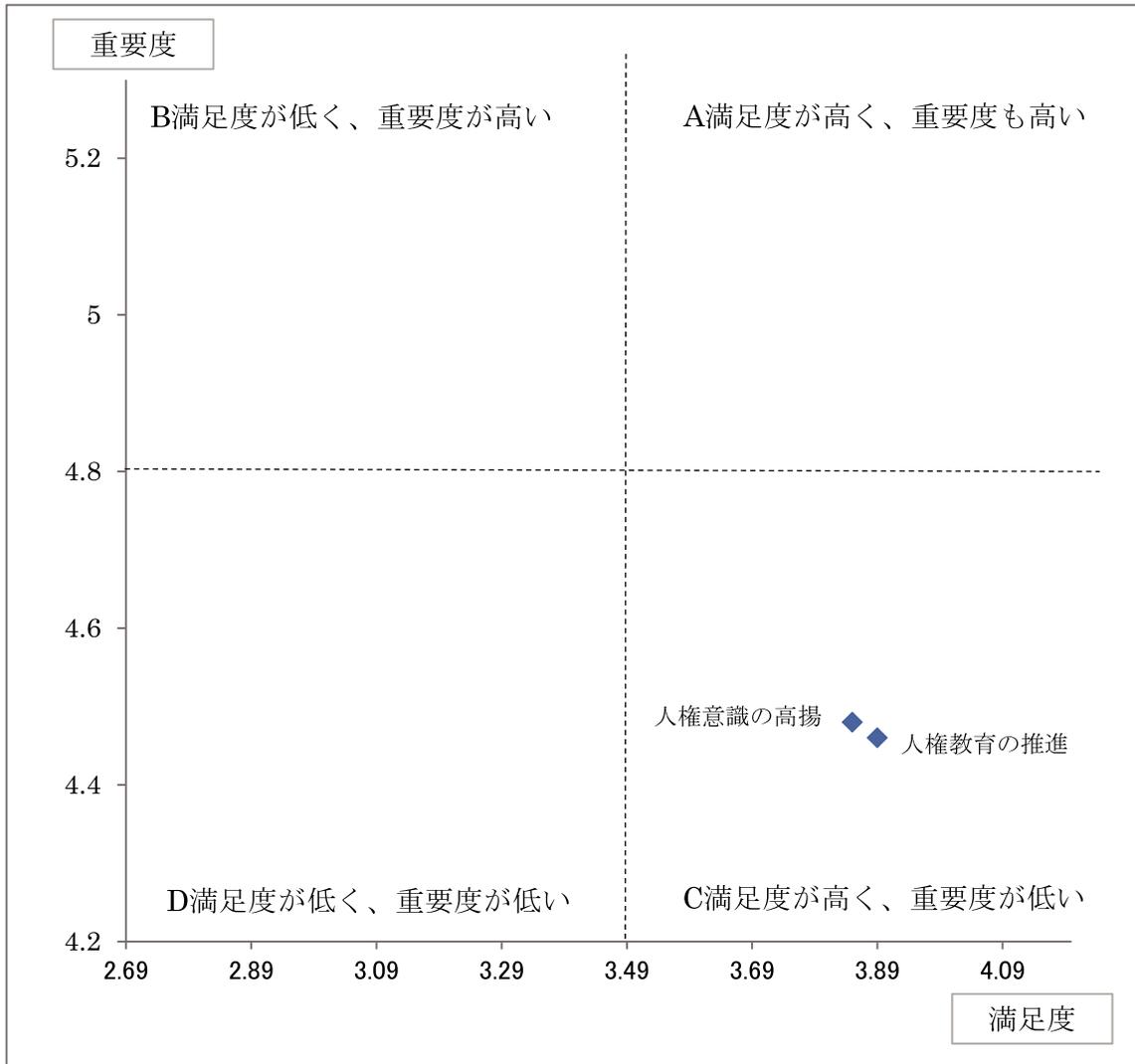


⑦ 相互理解による人権擁護の推進

2 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

- A ランク……該当なし
- B ランク……該当なし
- C ランク……人権意識の高揚、人権教育の推進
- D ランク……該当なし

「相互理解による人権擁護の推進」項目の満足度・重要度の状況



⑧ 歴史と文化のかおるまちづくり

11 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

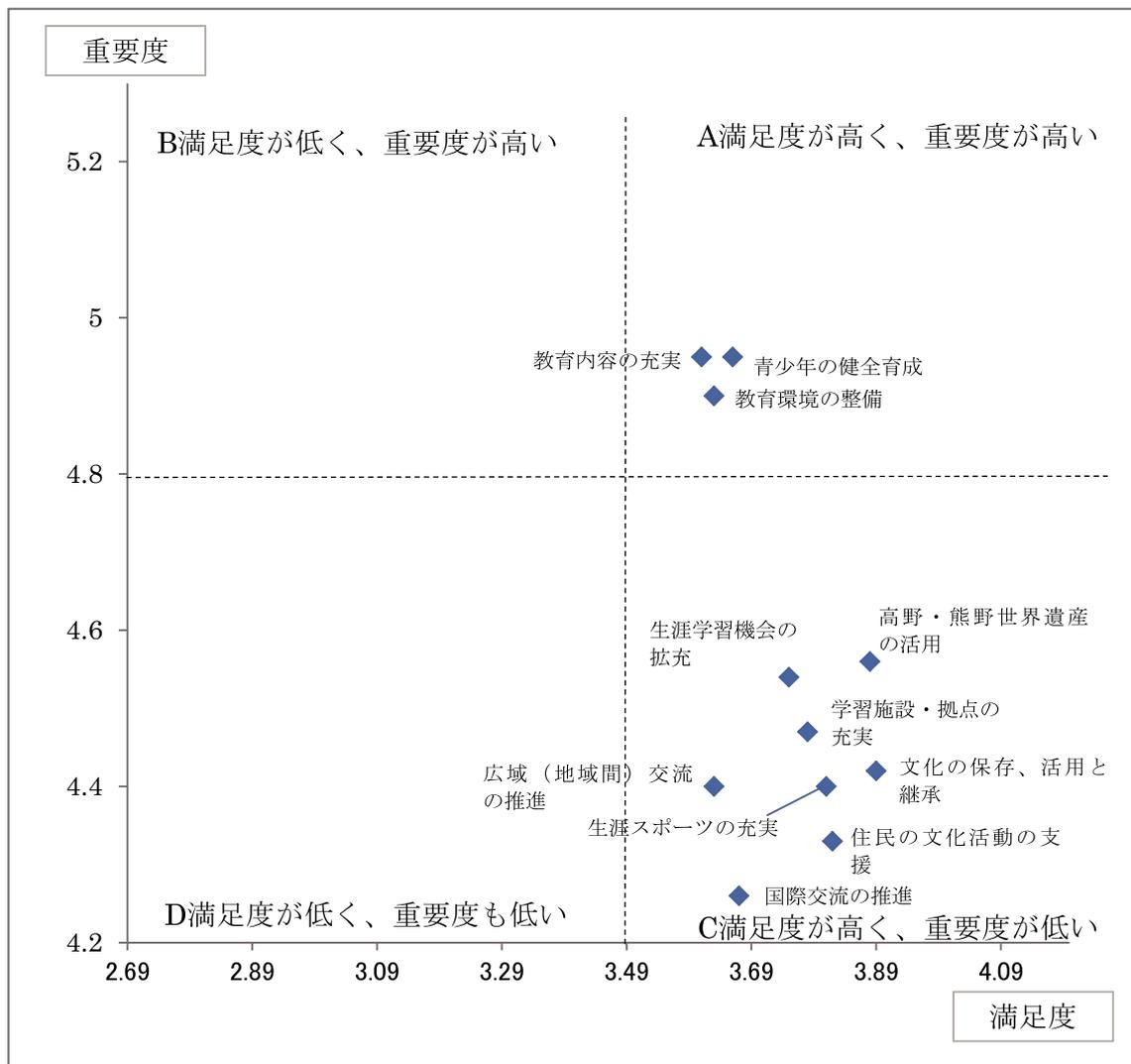
A ランク……教育環境の整備、教育内容の充実、青少年の健全育成

B ランク……該当なし

C ランク……生涯学習機会の拡充、生涯スポーツの充実、学習施設・拠点の充実、住民の文化活動の支援、文化の保存、活用と継承、高野・熊野世界遺産の活用、国際交流の推進、広域（地域間）交流の促進

D ランク……該当なし

「歴史と文化のかおるまちづくり」項目の満足度・重要度の状況



⑨ 活力を生むまちづくり

12 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

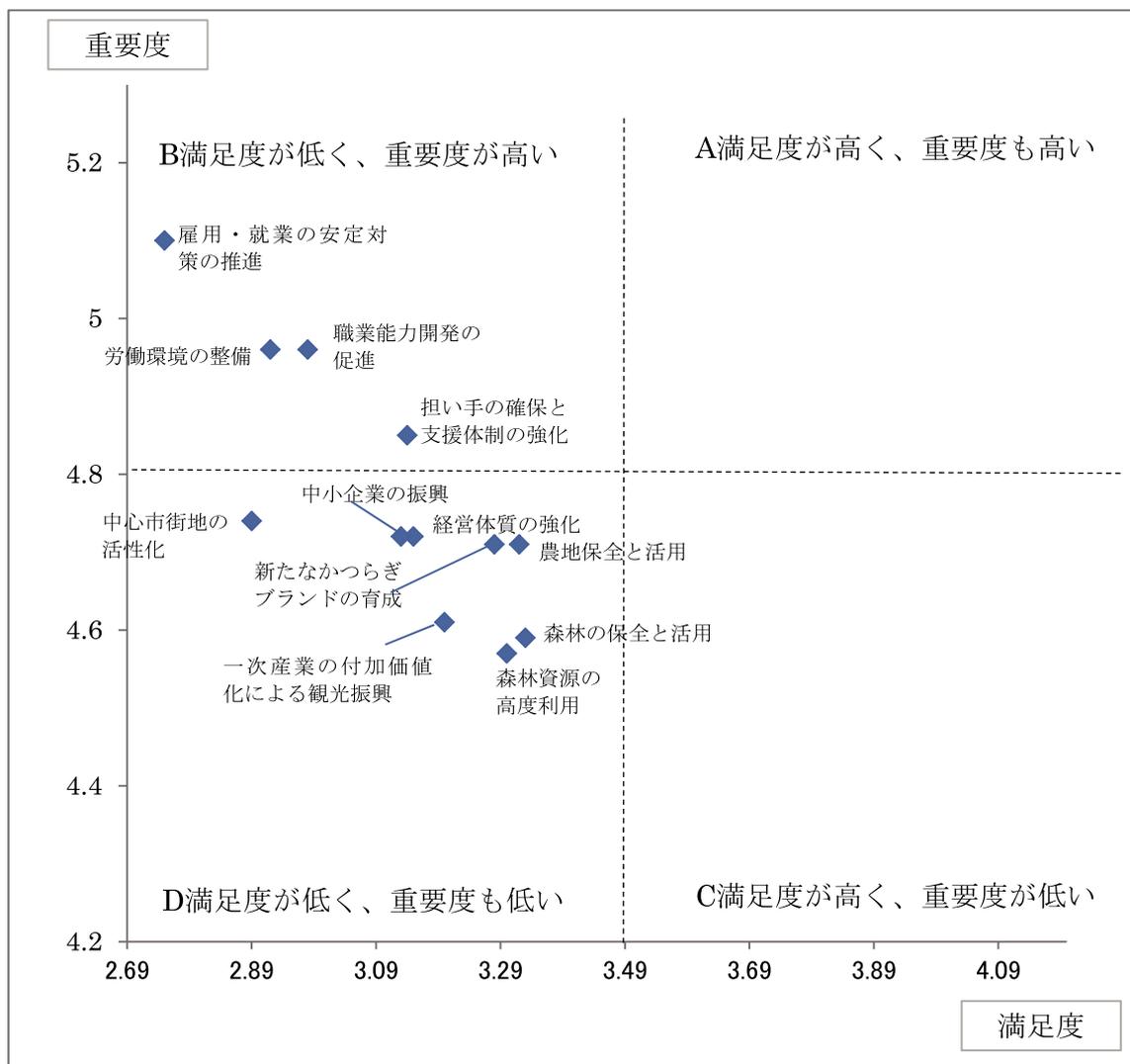
A ランク……該当なし

B ランク……農林業の担い手の確保、雇用・就業の安定対策の推進、労働環境の整備、職業能力開発の促進

C ランク……該当なし

D ランク……農地の保全と生産基盤の整備、新たなかつらぎブランドの育成、森林の保全と活用、森林資源の高度利用、商工業の経営体質の強化、中小企業の振興、中心市街地の活性化、一次産業の付加価値化による観光振興

「活力を生むまちづくり」項目の満足度・重要度の状況



⑩ 人々の活動を支えるまちづくり

8 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

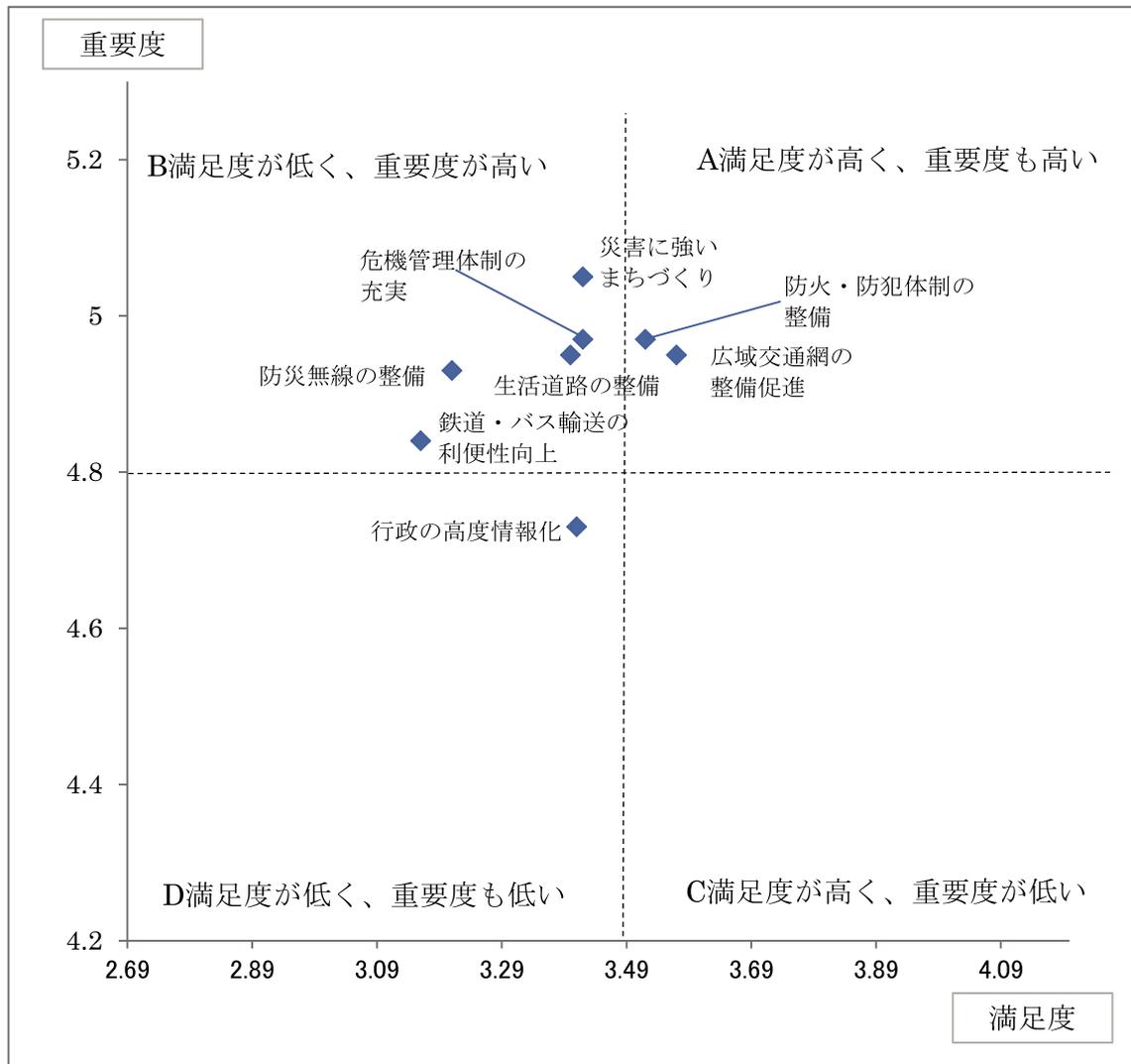
A ランク……広域交通網の整備促進、防火・防犯体制の整備

B ランク……生活道路の整備、鉄道・バス輸送の利便性の向上、防災無線の整備、災害に強いまちづくり、危機管理体制の充実

C ランク……該当なし

D ランク……行政の高度情報化

「人々の活動を支えるまちづくり」項目の満足度・重要度の状況



⑪ みんなで進める住民参加のまちづくり

4 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

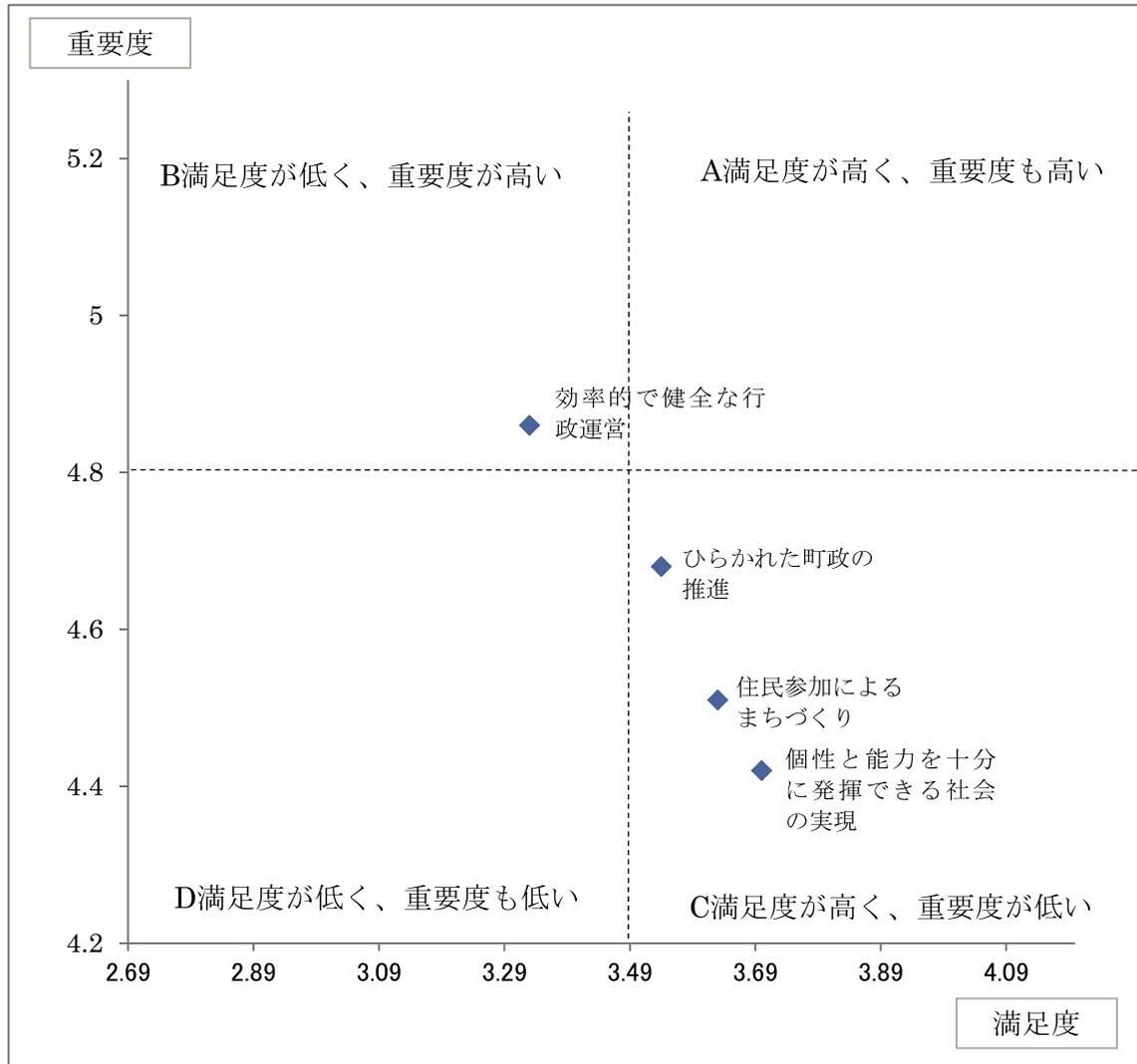
A ランク……該当なし

B ランク……効率的で健全な行財政運営

C ランク……男女共同参画社会の実現、住民参加によるまちづくり、ひらかれた市政の推進

D ランク……該当なし

「みんなで進める住民参加のまちづくり」項目の満足度・重要度の状況



⑫ 行政運営

5 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

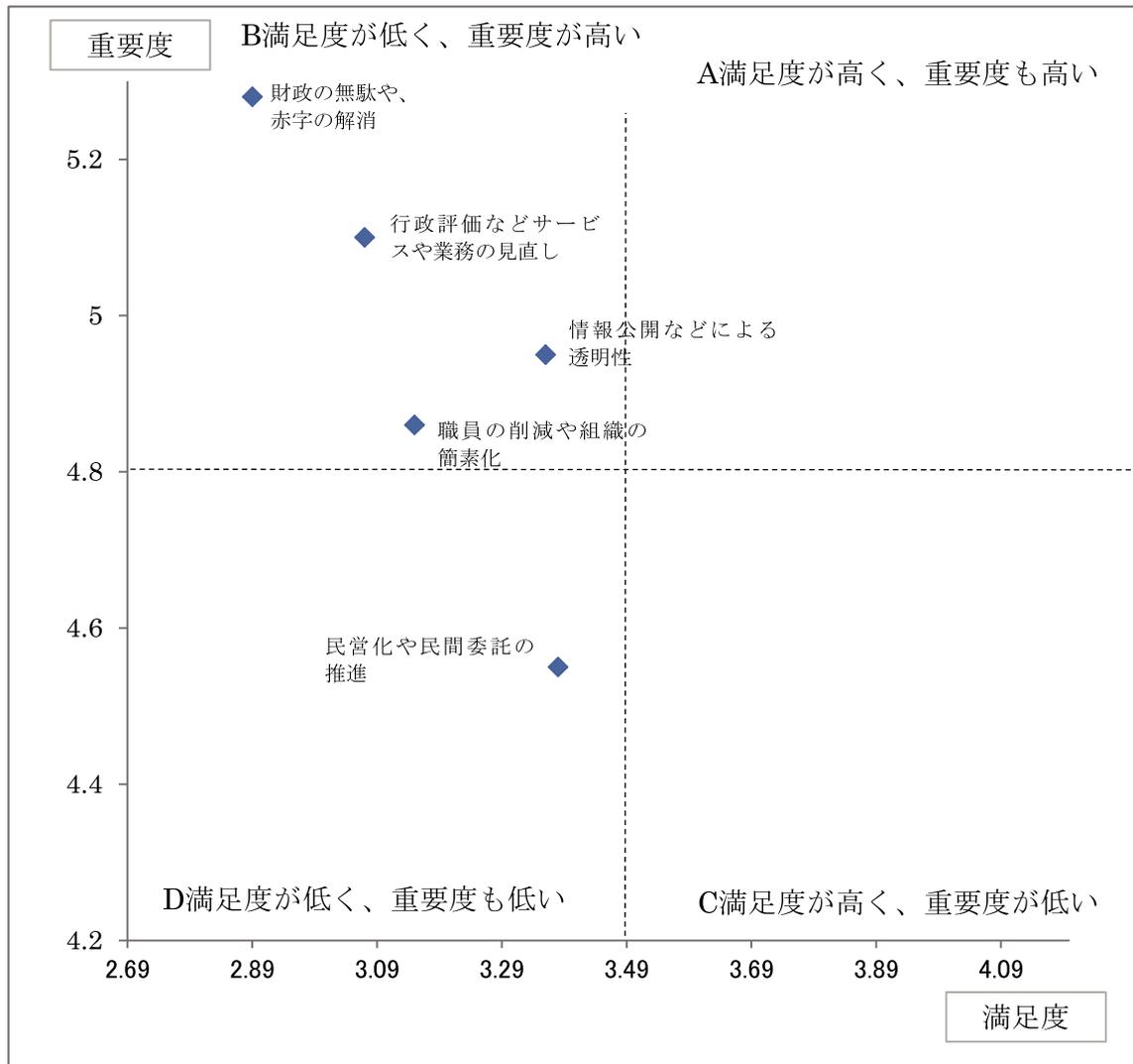
A ランク……該当なし

B ランク……情報公開などによる透明性、職員の削減や組織の簡素化、財政の無駄や赤字の解消、行政評価などサービスや業務の見直し

C ランク……該当なし

D ランク……民営化や民間委託の推進

「行政運営」項目の満足度・重要度の状況



役場や行政サービスのご利用についておうかがいします。

問8 過去1年間にご利用になった町の機関・施設は次のどれですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 1 町役場本庁 | 2 町役場支所 (花園) |
| 3 かつらぎ総合文化会館 (かつらぎ町教育委員会) | 4 保健福祉センター |
| 5 花園保健センター・花園保健福祉館 | 6 高齢者生活福祉センター |
| 7 地域福祉センター | 8 保育所 |
| 9 児童館 | 10 幼稚園 |
| 11 小学校 | 12 中学校 |
| 13 公民館・隣保館 | 14 その他 (具体的に) |
- (→1~14に○をつけた方は問9に進んで下さい)
- 15 利用していない (→ 15に○をつけた方は問10に進んで下さい)

【問8で1~14に○をつけた方にうかがいます】

問9 町の機関・施設を利用した目的は次のどれですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 転入手続き
- 2 転居手続き
- 3 婚姻・離婚手続き
- 4 出生・死亡手続き
- 5 住民票などの証明書の発行・交付
- 6 保健サービスの手続きや相談・利用 (乳児・一時健康診査など)
- 7 福祉サービスの手続きや相談
- 8 年金・国保・医療サービスの手続きや相談
- 9 保育所や幼稚園の入所・入園などの手続きや相談
- 10 小・中学校などの義務教育の手続や相談
- 11 自治区など地縁・地域組織・活動についての手続や相談
- 12 公民館や会議室などの利用手続きや相談
- 13 スポーツ施設などの利用手続きや相談
- 14 町のサービスなどに対する苦情や申し立て
- 15 選挙の投票
- 16 上記以外の各機関・施設で実施している事業や行事などの利用
- 17 その他 (具体的に)

【すべての方にうかがいます】

問10 過去1年間に、町役場やお住まいの地域の支所を、何回ご利用されましたか。（1つだけ○をつけてください）【すべての方に伺います】

1 週に1回以上	2 月に2~3回程度
3 月に1回程度	4 数ヶ月に1回程度
5 年に1回程度	6 一度も行っていない

問11 町の相談窓口、職員について、どのような問題点をお感じになりましたか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

1 専門的な回答や助言が受けられなかった
2 総合的な回答や助言が受けられなかった
3 相談時間が十分になかった、短かった
4 窓口や係が分散しており、手続きが面倒だった
5 説明が複雑だったり、難しかったりなどで、十分に理解できなかった
6 職員の対応や言葉遣いが悪い、粗雑だった
7 待ち時間が長いなど、時間が有効に使えない
8 回答が遅かったり、何度も役場に行く必要があった
9 窓口の利用（開設）時間が短い、自分の生活サイクルにあっていない
10 その他（具体的に _____）
11 特に問題はない

問12 町が提供するサービスを、町民がより効率的・効果的に利用するためには、どのような対応が必要とお考えですか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

1 専門的な相談や助言を行える職員・担当者を増やす
2 さまざまなサービスを無駄なく利用できるよう、さまざまな分野にわたる総合的な相談窓口や相談スタッフを設ける
3 電話やインターネットなどを利用し、24時間、好きな時間に申請や相談ができるようにする
4 事前に予約などをして、待ち時間を少なくしたり、相談時間を長くしたりする
5 役場、支所だけでなく、町内に相談できる窓口等を増やす
6 支所などの出先機関の権限を強くしたり、職員を増やす
7 その他（ _____）
8 特にない

町が現在進めているまちづくりについておうかがいします。

問13 町が現在進めているまちづくりについておうかがいします。まちづくりの分野別にみて、あなたが「どれくらい満足しているのか」、また、そのまちづくりを「どの程度重要と考えているのか」についてそれぞれ回答してください。

【記入例】 「満足度」と「重要度」にそれぞれ1つだけ○をつけてください。

満足度と重要度 分野と取組	現在の町(行政)の取組に対する満足度						これからのかつらぎ町のまちづくりに対する重要度					
	非常に満足	満足	やや満足	やや不満	不満	非常に不満	非常に重要	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	全く重要でない
自然環境との調和・共生												
① 自然環境の保全 (環境教育・環境美化活動の推進など)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
② 地域環境と調和した産業の振興 (担い手育成支援・各種施設の機能強化など)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6

「非常に満足」から「非常に不満」までの6段階のうち1つだけに○印をつけてください。

「非常に重要」から「全く重要でない」までの6段階のうち1つだけに○印をつけてください。

分野と取組

- うるおいのある生活環境の整備
- ① 快適なまちづくり (住環境向上、土地の有効活用、民間活力導入など)
 - ② 交通安全対策
 - ③ 食品・飲料水の安全性確保 (簡易水道整備、水質検査強化、上水処理方法の充実など)
 - ④ 消費者保護 (消費生活啓発運動の推進、消費者生活相談体制の確立など)

- 自然環境との調和・共生
- ① 自然環境の保全 (環境教育、環境美化活動の推進など)
 - ② 地域環境と調和した産業の振興 (担い手育成支援、各種施設の機能強化など)

循環型社会システムの構築

- ① リサイクルの推進
- ② 廃棄物の適正処理
- ③ 環境負荷が少ない経済活動
- ④ 環境教育・環境学習の推進

活力を生むまちづくり

- ① 農林業の担い手の確保と支援体制の強化
- ② 農地の保全と生産基盤の整備
- ③ 新たなかつらぎブランドの育成（新ブランド開発、宣伝活動、販路開拓など）
- ④ 森林の保全と活用
- ⑤ 森林資源の高度利用（自然体験活動、間伐材の有効利用など）
- ⑥ 商工業の経営体質の強化（経営者能力向上、後継者育成など）
- ⑦ 中小企業の振興（金融支援制度の有効活用、経営体質・基盤の強化など）
- ⑧ 中心市街地の活性化
- ⑨ 一次産業の付加価値化による観光振興（体験型観光農業の展開など）
- ⑩ 雇用・就業の安定対策の推進（優良企業誘致、既存企業育成等による地元就職促進など）
- ⑪ 労働環境の整備（最低賃金制度の周知、資金貸付制度の利用促進など）
- ⑫ 職業能力開発の促進（育児休業制度奨励、女性・障害者などの雇用促進など）

人々の活動を支えるまちづくり

- ① 広域交通網の整備促進（京奈和自動車道、国道480号の整備促進など）
- ② 生活道路の整備
- ③ 鉄道・バス輸送の利便性の向上（JR利用促進、バス路線維持など）
- ④ 防災無線の整備
- ⑤ 行政の高度情報化（窓口や手続きの情報化による利便性の向上など）
- ⑥ 災害に強いまちづくり（防災訓練、啓発活動など）
- ⑦ 防火・防犯体制の整備（自主防災組織や防犯自治会の育成など）
- ⑧ 危機管理体制の充実（防災マップ・防災マニュアル等の作成など）

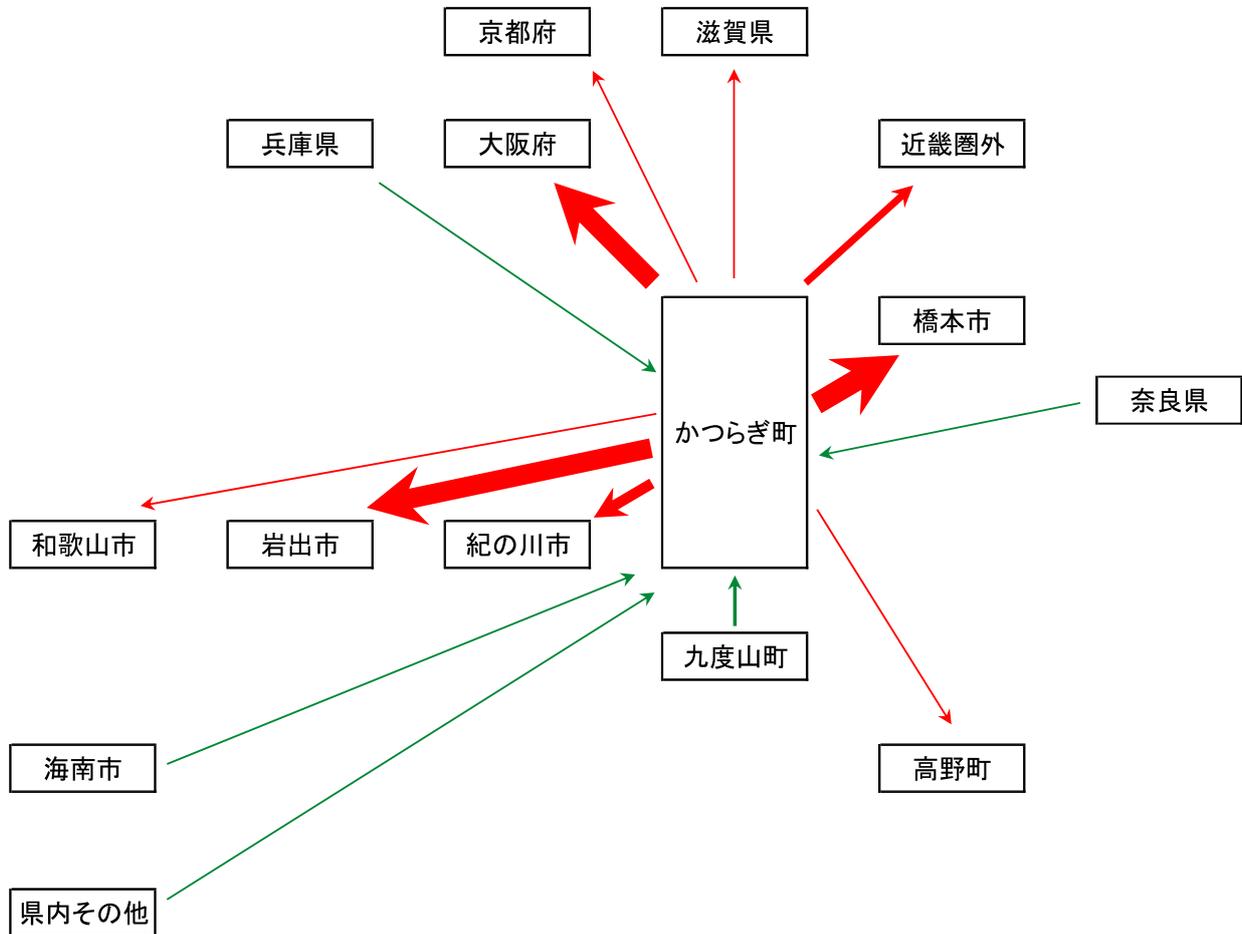
みんなで進める住民参加のまちづくり

- ① 男女共同参画社会の実現
- ② 住民参加によるまちづくり（住民が積極的に参画できる交流や学習機会の充実など）
- ③ ひらかれた町政の推進（住民への情報提供、住民参加の機会拡充など）
- ④ 効率的で健全な行財政運営（事務事業の見直し、行財政改革の推進など）

その他のまちづくり

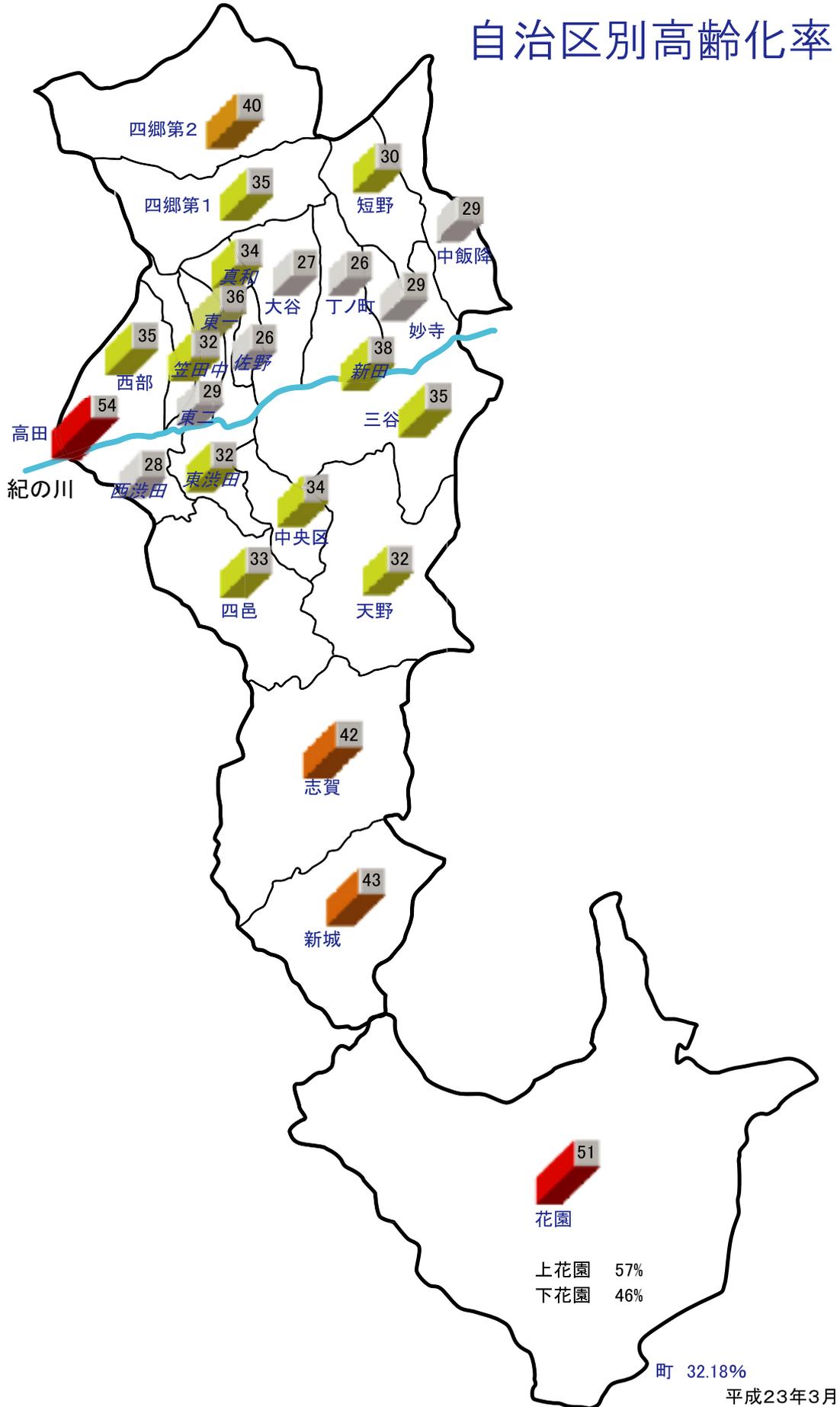
- ① 情報公開などによる透明性のある行政
- ② 民営化や民間委託の推進
- ③ 職員の削減や組織の簡素化
- ④ 財政の無駄や赤字の解消
- ⑤ 行政評価など事務事業の点検による無駄やサービスや業務の見直し

平成20年度～23年度 住所別人口動態(社会動態)



	転入	転出	差引
橋本市	329	418	-89
岩出市	79	162	-83
大阪府	252	332	-80
紀の川市	193	239	-46
近畿圏外	166	198	-32
和歌山市	210	222	-12
京都府	16	26	-10
高野町	9	13	-4
滋賀県	8	10	-2
奈良県	51	50	1
県内その他	96	93	3
海南市	15	11	4
兵庫県	65	58	7
九度山町	29	17	12
海外	56	39	17
計	1574	1888	-314

自治区別高齢化率



第4部
資料

○かつらぎ町長期総合計画策定委員会規程

昭和60年2月12日

規程第2号

第1条 かつらぎ町の長期総合計画を策定するため、かつらぎ町長期総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、町の長期総合計画を策定するために必要な企画、調査、調整、研究及び資料の収集を行うものとする。

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 副委員長は、企画公室長をもって充てる。

4 委員は、教育長並びに各課室及び委員会等（以下「各課等」という。）の長のうちから町長が任命する。

第4条 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 各課等の長は、委員会の行う企画、調査及び研究に対し、円滑に進捗するよう必要な措置を講ずるとともに委員会の求めに応じ資料を提出するものとする。

2 委員会は、各課等の職員に対し、必要に応じて意見を求めることができる。

第6条 委員会の庶務は、企画公室において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、発令の日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規程第14号）

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成17年11月14日規程第32号）

この規程は、発令の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日規程第5号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規程第17号）

この規程は、発令の日から施行する。

かつらぎ町長期総合計画策定委員会名簿

(敬称略)

職名	氏名	役職等
委員長	豊岡博行	副町長
副委員長	田中敏行	企画公室長
委員	下村克彦	教育長
委員	中峯清行	総務課長
委員	寺田勉	税務課長
委員	中岡憲治	住民福祉課長
委員	山下勝美	生活環境課長
委員	松岡宏行	やすらぎ対策課長
委員	前岡眞也	産業観光課長
委員	西林嗣郎 (田村末雄)	建設課長
委員	松岡淳郎	人権推進室長
委員	亀井嘉一	花園地域振興課長
委員	浦野光広	教育委員会総務課長
委員	西林勝	生涯学習課長
委員	伊勢川理二 (江口伸)	青少年センター事務局長

()書きは、平成25年3月31日退職による途中退任者

○かつらぎ町長期総合計画策定審議会規則

平成8年11月6日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例（昭和35年条例第29号）第3条の規定に基づき、かつらぎ町長期総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、長期総合計画策定について審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町内各種団体の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、長期総合計画の策定が終了したときに解任されるものとする。ただし、任期中であっても、委員として委嘱を受けるべき役職を離れたときは、委員の職を失うものとして、その後任の役職者に対し引き続き委嘱することができるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

(委員の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画公室において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

か第1001010号
平成24年10月9日

かつらぎ町長期総合計画策定審議会会長 様

かつらぎ町長 井本 泰造

第4次かつらぎ町長期総合計画(案)について(諮問)

かつらぎ町第4次長期総合計画の策定にあたり、第4次かつらぎ町長期総合計画基本構想及び基本計画(前期分)について、意見を求めます。

かつらぎ町は、平成17年10月1日(2005年)に旧かつらぎ町と旧花園村が合併(編入合併)により誕生してから7年が経過しました。平成15年7月に策定した「第3次かつらぎ町基本構想」に基づき、平成17年3月に策定した「第3次かつらぎ町長期総合計画」において、若者等定住促進、民間委託推進、公共施設の統廃合、都市計画マスタープランの実施・展開を図ってきました。

また、合併後の新かつらぎ町においては、「新町まちづくり計画」へそれまでのまちづくりの理念や方向性を受け継ぎ、町の将来像として示されている「とびっきりの自然と笑顔があふれる町 かつらぎ」の実現を目指して、各種施策に取り組んできましたが、「第3次かつらぎ町基本構想」が平成24年度に最終年度を迎えることから、現行の総合計画と各種施策を検証し、新たな視点と将来展望による新しい総合計画を策定する必要があります。

地方自治法における長期総合計画の策定義務は撤廃されましたが、少子高齢化や人口減少、地方分権の進展など地域を取り巻く社会情勢が大きく変化している現状において、町民のためのまちづくりを実現するために、町民と行政が一体となった新たな時代にふさわしい魅力と協働によるまちづくりのプランを策定する必要があります。

ついては、第4次かつらぎ町長期総合計画の策定にあたり、かつらぎ町長期総合計画策定審議会規則第2条の規程に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成25年5月2日

かつらぎ町長 井本 泰造 様

かつらぎ町長期総合計画策定審議会
会長 藤田 武弘

第4次かつらぎ町長期総合計画(案)について(答申)

平成24年10月9日付け第1001010号で諮問のあった第4次かつらぎ町長期総合計画の策定について、本審議会は慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

第4次かつらぎ町長期総合計画は、まちづくりの基本理念を踏まえ、かつらぎ町の将来像に向けた施策の大綱を基本構想に掲げた、平成25年度から平成34年度までの10年間における施策展開の方向性を明らかにする計画です。

また、基本計画(前期分)は、基本構想で定めた将来像を具体化する施策を定めたもので、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画です。

本審議会では、貴職より示された第4次かつらぎ町長期総合計画(案)について、専門的な知見や住民視点をもとに活発に審議を行いました。

本計画は、「笑顔で暮らせるまちづくり」を将来像へ向かうキーワードとし、まちづくりにおける6つのテーマとして「豊かな自然と歴史・文化のまちづくり」、「地域の特性を生かした活力あるまちづくり」、「安全で安心して暮らせるまちづくり」、「豊かな人間性を育むまちづくり」、「みんなでつくる協働のまちづくり」、「信頼される役所づくり」を掲げ、体系化された(案)を概ね妥当と認めました。

とりわけ具体化された基本計画については、まさに本審議会委員と町がともに試行錯誤しながら創り上げた協働による計画です。

かつらぎ町は、少子高齢化のさらなる進行や人口減少、住民ニーズの多様化、地域資源を見直し6次産業化に向けた地域振興策の取り組みなど、社会環境変化への対応とともに、地方分権・地域主権の進展による地方自治の変革期にあって、自主的・自立的な地方自治体としての役割が期待されているところです。

こうした状況のもと、かつらぎ町においては、今後予想される人口減少社会を見据え、将来にわたる持続可能な行政運営を確立していくことが求められています。

貴職におかれましては、本答申を真摯に受け止め、議会での審議に付していただくとともに、速やかに総合計画を策定し、今後10年間のまちづくりを進めるにあたり、住民の関心が高い具体的な施策展開は、限られた財源の中での事業の優先順位や、行政と住民の役割を明らかにしつつ、その実行に関しては、積極的かつ大胆な施策展開が図られることを切に願います。

かつらぎ町長期総合計画策定審議会委員名簿

(委員は、五十音順 敬称略)

職名	氏名	役職等	備考
会長	藤田 武弘	和歌山大学観光学部教授	3号委員
副会長	岡村 祐三	かつらぎ町自治区長会会長	2号委員
委員	伊藤 和子	かつらぎ町女性会議会長	2号委員
委員	阪田 恵央	かつらぎ町商工会事務局長	2号委員
委員	阪中 孝三	かつらぎ町医師会会長	2号委員
委員	澤本 義明	公募委員	4号委員
委員	志富田 和代	かつらぎ町人権擁護委員会	2号委員
委員	田口 順啓	公募委員	4号委員
委員	谷口 守	かつらぎ町民生児童委員会会長	2号委員
委員	西浦 康祐	紀北川上農業協同組合かつらぎ支店長	2号委員
委員	前田 裕己	かつらぎ町消防団団長	2号委員
委員	安武 史	かつらぎ町青年団	2号委員
委員	山田 耕作	かつらぎ町教育委員会委員長	2号委員

第4次かつらぎ町長期総合計画策定経過

月 日	内 容
7月	策定審議会委員を一般公募
10月9日	第1回長期総合計画策定審議会開催 【議題】 役員選任、長期総合計画の概要説明など
11月1日	各所属長へ長期総合計画（素案）を配布（職員にはメール配布）
11月22日	第1回長期総合計画策定委員会開催 【議題】 策定方針、策定スケジュール、素案の概要など
12月	各課室個別ヒアリング
1月24日	第2回長期総合計画策定委員会開催 【議題】 長期総合計画（素案）について
1月31日	第2回長期総合計画策定審議会開催 【議題】 長期総合計画（素案）について（序論及び基本構想）
2月	各課室個別ヒアリング（第2回審議会での議論について）
2月28日	第3回長期総合計画策定審議会開催 【議題】 長期総合計画（素案）について（基本計画の一部）
3月	各課室個別ヒアリング（第3回審議会での議論について）
3月14日	第4回長期総合計画策定審議会開催 【議題】 長期総合計画（素案）について（基本計画）
3月	各課室個別ヒアリング（第4回審議会での議論について）
4月16日	第5回長期総合計画策定審議会開催 【議題】 長期総合計画（素案）について（全体）
5月2日	第4次かつらぎ町長期総合計画（案）について（答申）

かつらぎ町イメージキャラクター

全国から応募のあった作品を、町民の方の投票結果などをもとに次代のまちづくりプロジェクトチームを中心として審査を行い、平成20（2008）年11月1日に決定いたしました。

いちご娘	ももひめ	かきおうじ	なしじい	ぶどう兵団
				
素直でがんばりやさんの女の子。おっちょこちょいでいつも失敗しては顔を真っ赤にしている。	フルーツ王国のお姫様。王子を影から見守るけなげな女の子。趣味はアジサイのお手入れ。	フルーツ王国の王子。正義感が強く、王国のみんなに慕われる優しい王子様。	王国のためにいつも忙しく動き回っている。21世紀になってもまだまだ現役！王国一の働き者。	王子を守るために結成された護衛兵。危険を察知するとみんなで集まって房になる。
特徴 恥ずかしがりや でいつも真っ赤	特徴 おしとやかで清 らかみずみずし い	特徴 シブくない	特徴 ひげ	特徴 無口 房になる 強い

かきおうじ・イメージソング

『ぼくは、かつらぎ・かきおうじ』

K・a・k・i・o・o・j・i
か・か・かきおうじ ぼくの名前は かきおうじ
仲間もいるんだよ

ももひめ・なしじい・いちご娘・ぶどう兵団
みんな ぼくの宝物 かつらぎ・かきおうじ
今というこの時代 君に会えたのさ

この喜びを 忘れずに 生きていこう
そうだよ 愛！ そうだよ 夢！
ぼくは がんばるんだ 願いは そう！
みんなに 元気を 与えたいから

K・a・k・i・o・o・j・i
か・か・かきおうじ ぼくの名前は かきおうじ
フルーツ王国の

みんなに 見てほしい ぼくたちのふるさと
大好きな町 だから大きな 声で呼んでみるよ
ほほえみとやさしさを この手で作ろう
緑の地に 夢実る 未来へと

そうだよ 愛！ そうだよ 夢！
広がって いくのさ 願いは 今！
みんなの ちからで かなっていきよ
ラーララ ララ ラ・ラーラー
ラーララ ララ ラーララー
かつらぎの かきおうじ
みんなの みんなの かきおうじ！



2013年6月発行

編集・発行 かつらぎ町役場企画公室企画係

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地
TEL 0736-22-0300 FAX 0736-22-6432
URL <http://www.town.katsuragi.wakayama.jp/>
E-mail kikaku@town.katsuragi.wakayama.jp